

第3次

伊豆市一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月



伊豆市

目 次

第 1 章 基本的事項	1
1-1 計画策定の趣旨	3
1-2 計画の位置づけ	4
1-3 SDGs の視点	6
1-4 計画の対象区域	8
1-5 計画対象とする廃棄物	8
1-6 計画目標年度	9
第 2 章 市の概要	11
2-1 地域概要	13
2-1-1 位置・地形	13
2-1-2 気候	14
2-1-3 人口	15
2-1-4 産業別就業者数	17
2-1-5 土地利用	18
2-1-6 水環境、水質保全に関する状況	19
2-2 将来人口	25
第 3 章 ごみ処理基本計画	27
3-1 ごみを取り巻く社会情勢	29
3-1-1 関係法令	29
3-1-2 国、県の達成目標	32
3-2 ごみ処理の状況	35
3-2-1 家庭系ごみの分別区分	35
3-2-2 家庭系ごみの排出方法	36
3-2-3 ごみ排出量	39
3-2-4 資源化の実績	43
3-2-5 ごみ質分析結果	45
3-2-6 温室効果ガス排出量の状況	48
3-2-7 収集・運搬の概要	49
3-2-8 中間処理の概要	52
3-2-9 最終処分の概要	58
3-2-10 ごみ処理フロー	59
3-2-11 ごみ減量化・再生利用の状況	62

3-2-12	ごみ処理経費の実績.....	65
3-2-13	類似自治体との比較検討（偏差値による比較）	66
3-2-14	課題の整理	68
3-3	ごみ処理の基本方針.....	70
3-3-1	循環型社会形成に向けた基本原則.....	70
3-3-2	基本理念.....	72
3-3-3	基本方針.....	74
3-3-4	取組の体系	76
3-3-5	基本目標達成のための役割.....	78
3-3-6	達成目標の設定.....	81
3-4	ごみ処理基本計画	89
3-4-1	発生抑制・資源化計画.....	89
3-4-2	収集・運搬計画.....	97
3-4-3	中間処理計画	100
3-4-4	最終処分計画	103
3-4-5	その他の事項	104
3-4-6	地球温暖化防止への配慮	108
3-4-7	長期的展望に立ったシステムに対する検討.....	108
3-4-8	計画実施のスケジュール	109
第4章	生活排水処理基本計画.....	111
4-1	生活排水を取り巻く社会情勢.....	113
4-1-1	関係法令.....	113
4-1-2	国、県の達成目標	115
4-1-3	近年の処理技術の動向.....	115
4-2	生活排水処理の状況.....	120
4-2-1	生活排水処理体系	120
4-2-2	生活排水の処理主体	121
4-2-3	処理形態別人口の推移.....	122
4-2-4	生活排水処理率の推移.....	122
4-2-5	周辺自治体の生活排水処理状況	124
4-2-6	し尿及び浄化槽汚泥の処理量.....	125
4-2-7	下水道	126
4-2-8	農業集落排水処理施設.....	127
4-2-9	合併処理浄化槽の設置補助実施状況.....	128
4-2-10	生活排水処理計画図.....	128
4-2-11	収集・運搬	130

4-2-12	中間処理	130
4-2-13	最終処分、資源化	132
4-2-14	し尿処理の実績	133
4-2-15	課題の整理	134
4-3	生活排水処理の基本方針	135
4-3-1	基本理念	135
4-3-2	基本方針	136
4-3-3	取組の体系	137
4-3-4	基本方針達成のための役割	138
4-3-5	達成目標の設定	139
4-3-6	処理形態別人口、し尿等処理量の見込み	140
4-4	生活排水処理基本計画	142
4-4-1	発生抑制・資源化計画	142
4-4-2	収集・運搬、処理・処分、その他の計画	145
4-4-3	計画実施のスケジュール	148

第 1 章 基本的事項

1-1 計画策定の趣旨

本市では、廃棄物処理に関して、廃棄物処理法第6条に基づき、「伊豆市一般廃棄物処理基本計画」(以下「本計画」という)を平成19年3月に策定し、ごみの発生抑制、資源化、適正処理、リサイクル等を推進してきました。平成24年3月には第2次計画を策定し、平成29年4月には第2次計画の中間見直しが行われました。

この間、ごみの分別区分や排出方法について平成16年4月の4町合併前に異なっていたルールの一掃や収集品目、収集回数の見直しを行い、平成22年度からは、燃やせるごみ、粗大ごみの有料化を実施してきました。また、伊豆市の最重要課題であった、伊豆の国市との廃棄物焼却施設の広域化が進展し、令和4年度には伊豆市佐野地区に新ごみ処理施設が完成予定です。新ごみ処理施設の稼働に伴い、ごみ処理の効率化やダイオキシン類の発生の抑制が図られることとなります。資源および廃棄物を取り巻く社会情勢の変化や人口減少、高齢化の進行、地球環境、資源エネルギー等の問題など踏まえ、より安全で適切な廃棄物処理を目指します。

水環境については、伊豆市清掃センターし尿処理施設と土肥衛生プラントを統合し、平成27年度から伊豆市汚泥再生センター(伊豆市田代地区)が稼働しています。より安全な水環境を確保するため、関係機関と連携して下水道等及び合併処理浄化槽の整備、普及を推進し、生活排水処理率の向上を目指します。

以上のような経緯・課題を考慮し、本計画を見直し、ここに第3次伊豆市一般廃棄物処理基本計画を策定するものです。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項及び「伊豆市廃棄物の処理及び掃除に関する条例（平成16年伊豆市条例第113号）」第4条の規定に基づき策定するものです。

また、廃棄物処理法に基づく国の基本方針を踏まえるとともに、本市の総合計画や環境基本計画等と整合を図り、今後の廃棄物行政における総合的な指針として位置づけています。

本計画の位置づけを図1-2-1に示します。

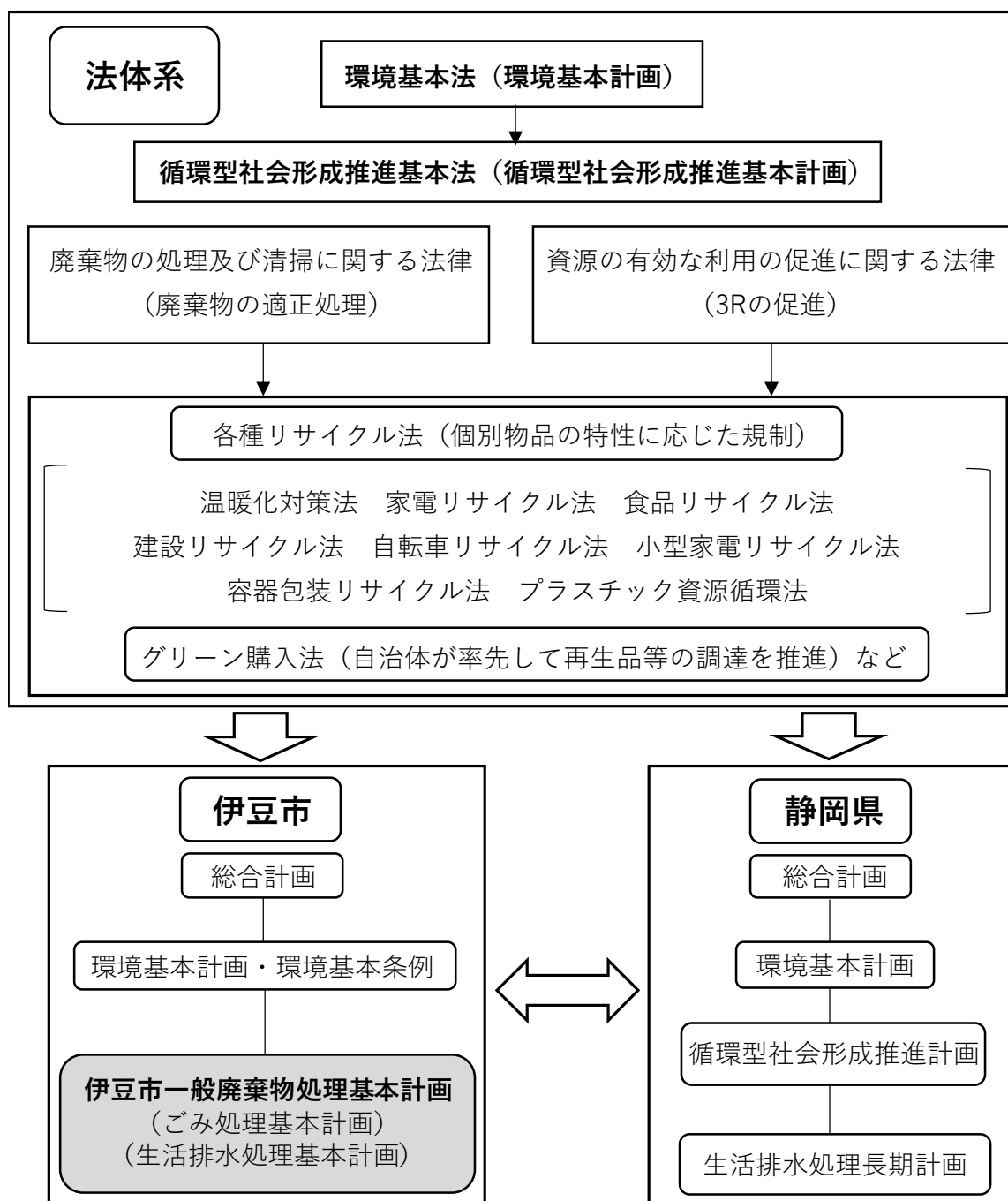


図 1-2-1 計画の位置づけ

本市は、天城山系や駿河湾、狩野川など豊かな自然資源を背量とし、歴史ある温泉や清流を活かした観光交流産業ならびに農林水産業を中心として発展してきた、修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町の4町が合併し、平成16年4月に誕生しました。

この市制施行にあわせ、平成18年度から平成27年度を計画期間とする「第11次伊豆市総合計画」を策定し、基本構想に掲げた将来像「人あったか・まちいきいき・自然つやつや伊豆市」と定め、その実現に取り組んできました。

この間、少子高齢化のさらなる進行、経済のグローバル化、長引く景気の低迷など、地方自治体の運営を取り巻く社会的な環境は大きく変化してきました。また、平成23年3月に発生した東日本大震災や平成27年9月の関東、東北豪雨、平成28年4月に発生した熊本地震、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震など、頻発する自然災害は、まちづくりにおける災害に対する危機管理の重要性を認識させられるものとなりました。

平成28年3月には「第2次伊豆市総合計画」（以下「総合計画」という）が策定され、従来の行政の掌握事項の全てを網羅的に位置づけるのではなく、今後重点的に取り組むべき施策を明らかにした戦略性のある総合計画となりました。平成30年3月の基本構想・前期基本計画の改定に続き、令和3年10月には基本構想・後期基本計画が策定されました。

総合計画ではまちづくりの重点目標の一つに「安全で心地よい生活環境の創出」を掲げ、目標を実現するための政策を「安全・安心なまちづくりの推進」、施策を「持続可能な環境未来都市の実現」としています。また、ありたい姿を実現するための作戦として、「循環型環境施設の整備」、「環境にやさしい取組の推進」などに取り組むこととしています。

以上のことから本計画では、持続可能な環境未来都市の実現するために具体的なごみ処理方法、施策を示し、環境に配慮した廃棄物処理のあり方を具体化するための総合的な取組みを定めます。

1-3 SDGs の視点

SDGs とは、Sustainable Development Goals の略で、“持続可能な開発目標”と訳されています。2015 年 9 月の国連サミットで採択された、2030 年を期限とする国際社会全体の目標で、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成されており、地球上の誰一人として取り残さないことを宣言しています。

日本においても SDGs 推進本部が設置され、平成 29 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」において“SDGs の推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取組みを推進していくことが重要”との方針が示されています。また、SDGs という世界共通のものさしで設定された大きな目標を総合戦略に組み込んでいます。

県の総合計画（平成 30 年 3 月）に定める伊豆半島地域の目指す姿は、「世界レベルの魅力あふれる自然を生かした観光交流圏」であり、伊豆半島 7 市 6 町首長会議が策定した「伊豆半島グランドデザイン（平成 25 年 4 月）」では、伊豆を「世界から称賛され続ける美しい半島」にしていくことを地域づくりの基本理念・目標としています。

本市も、「伊豆市第 2 期まち・ひと・しごと第 2 期創生総合戦略（令和 2 年 2 月 伊豆市まち・ひと・しごと創生本部）」において、各プロジェクト（政策パッケージ）で SDGs を原動力とした地方創生を推進することとしております。また、「第 2 次伊豆市総合計画 基本構想・後期基本計画（令和 3 年 10 月）」では、上記の県の総合計画や伊豆半島グランドデザインにうたわれた理念・目標を追求し、実現するために、自然と共存する持続可能な社会づくり（SDGs）を推進することを、伊豆市が目指す姿として掲げています。

本計画では、第 2 次計画の基本理念に SDGs の視点を加えて、「循環型社会への取り組みを通じて環境負荷を低減し、持続可能で安心・安全な社会を構築する」ことを基本理念とし、取り組みを SDGs に関連付けることとしました。



図 2 SDGs の 17 の目標

なお、静岡県では、事業者・団体、個人の県民総参加で海洋プラスチックごみの増加に対応するために、令和元年より「海洋プラスチックごみ防止 6R 県民運動」を展開しています。駿河湾に面し、海から豊かな恵みを受けている本市も、県と連携して海洋プラスチックごみの削減に取り組んでいきます。

6R 県民運動の主な取組内容

種別		主な取組
プラスチックごみの発生抑制	Reduce リデュース ：減らす	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ・マイボトルの携行 ・飲食イベントでのマイ箸・マイストロー・マイ容器等の持参
	Reuse リユース ：繰り返し使う	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック容器等の繰り返し利用 ・クリーニングハンガーは店に戻す
	Recycle リサイクル ：資源として再び利用する	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の市町のルールに従ってプラスチックごみは分別し、リサイクルに回す
	Refuse リフューズ ：断る	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋や使い捨てスプーン等 要否の声掛け（事業者・団体） 提供を断る（個人） ・プラスチック製のレジ袋やストロー、スプーン等を代替素材へ切り替える（事業者・団体）
プラスチックごみの流出防止	Return リターン ：戻す	<ul style="list-style-type: none"> ・外出時のプラスチックごみの持ち帰りやポイ捨ての防止 ・プラスチック容器を店頭回収する種類や店を増やす（事業者・団体） ・プラスチック容器の店頭回収を利用する（個人）
	Recover リカバー ：回復させる	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で開催される海岸、河川、道路等での清掃活動への参加 ・プラスチックごみの流出防止のための、企業等の独自の清掃活動を実施する（事業者・団体） ・落ちているごみを見つけたら拾う

1-4 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

1-5 計画対象とする廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を含む「一般廃棄物」です。

対象とする廃棄物を、図 1-5-1 に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の 2 つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている 20 種類のもの、輸入された廃棄物のことを言います。

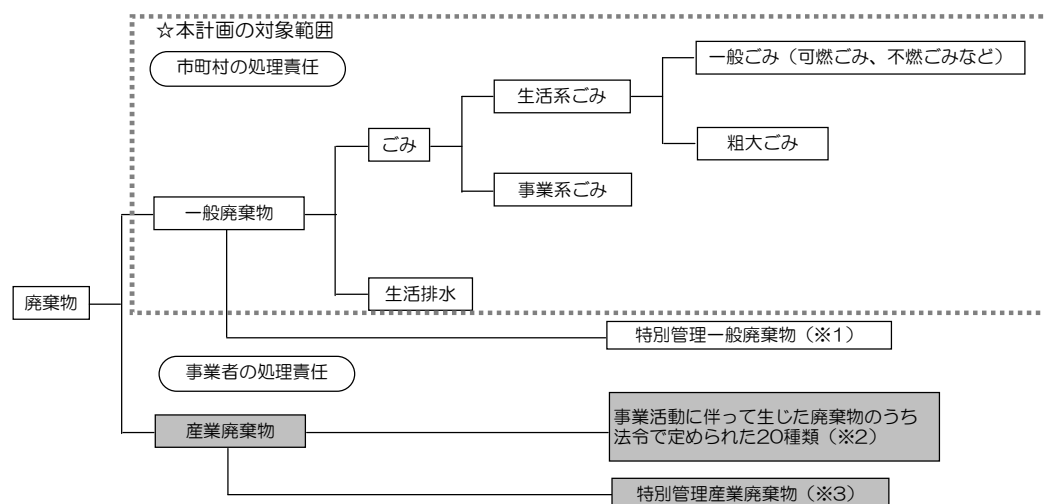


図 1-5-1 対象とする廃棄物

※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（PCB 使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物）

※2 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の 19 種類と、産業廃棄物を処分するために処理したもので 19 種類の産業廃棄物に該当しないものコンクリート固形化物等）

※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等）

（資料：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法施行令第 1 条、第 2 条の 4）

1-6 計画目標年度

本計画は、初年度を令和4年度、目標年度を令和13年度、計画期間を10年間とします。

なお、本計画は初年度からおおむね5年ごと、または制度の改正や廃棄物処理を取り巻く情勢が大きく変化した場合などには、数値目標や重点施策などについて見直しを行います。現在のところ、令和8年度に計画期間前半の進捗状況、課題等を整理し、必要に応じて計画期間の後半に向けて目標値、施策の見直しを行う予定です。

また、計画の推進を図るため、適宜各分野の状況を把握するとともに、時代に合った新たな対策を講じていきます。

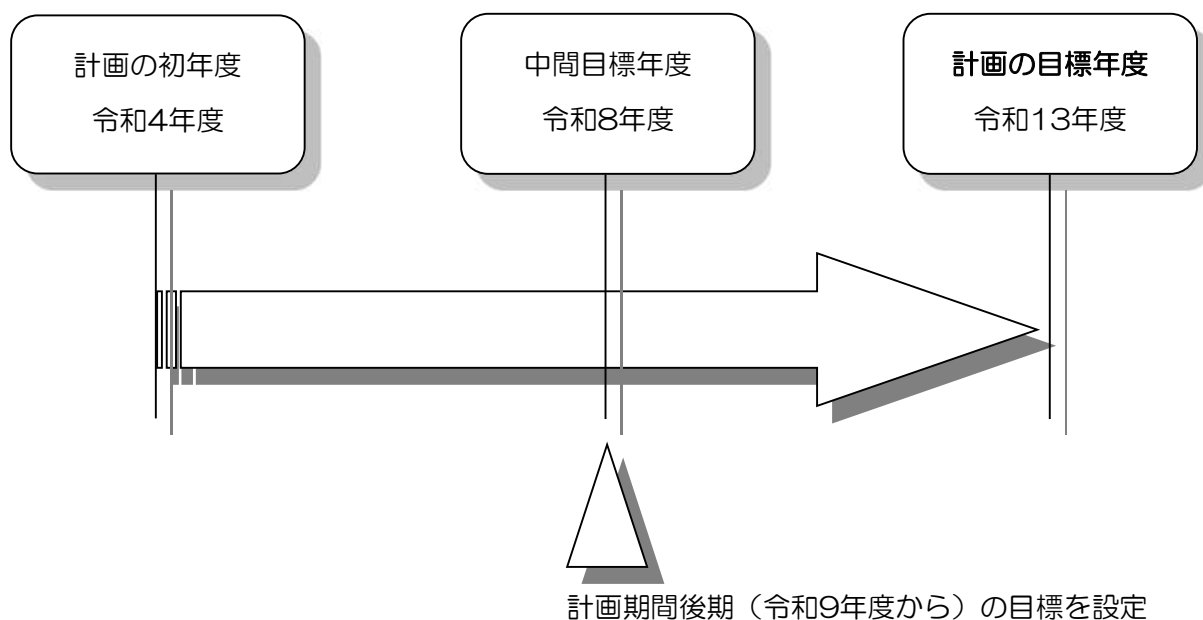


図 1-6-1 計画目標年度

第2章 市の概要

2-1 地域概要

2-1-1 位置・地形

本市は、伊豆半島の中央部に位置し、北は沼津市、伊豆の国市、東は、伊東市、南は、西伊豆町、河津町、東伊豆町に接しています。

直線距離で東京から約 100 km、静岡市から約 60 km となっています。豊かな自然環境に恵まれ、南側は天城山系の山並みに囲まれ、西側では青く澄んだ駿河湾に面しています。中央部には天城山から発する狩野川が流れ、北部はその沖積層により形成された田方平野となって開けています。

東西約 25 km、南北約 20 km、面積は 363.97 km²で、静岡県の総面積 7,779.46 km²の 4.7 % を占めています。地域の 8 割以上が山林で占められており、可住地面積は全体の 17.5 % となっています。



図 2-1-1 本市の位置

2-1-2 気候

伊豆市は、太平洋側の気候の影響から温暖な気候に恵まれ、年間を通じた平均気温は、15℃前後、山間部等の地域で降水量の多いところもありますが、全体としては穏やかで住みやすい気候です。

表 2-1-1 に気温・降雨量の推移を示します。

表 2-1-1 気温・降雨量の推移

年度	観測場所	気温 (°C)			降雨量 (mm)
		平均	最高	最低	
平成 23 年	湯ヶ島観測所 ^{※1}	12.6	34.2	-4.2	3,230
	八幡雨量観測所	14.5	35.2	-8.0	2,249
平成 24 年	湯ヶ島観測所	14.2	31.8	-4.4	3,038
	八幡雨量観測所	14.3	34.1	-7.9	2,546
平成 25 年	湯ヶ島観測所	16.0	35.2	-0.2	2,755
	八幡雨量観測所	15.3	37.3	-5.7	1,918
平成 26 年	湯ヶ島観測所	15.7	33.0	-1.0	2,560 ^{※2}
	八幡雨量観測所	14.7	34.2	-4.7	1,688 ^{※2}
平成 27 年	湯ヶ島観測所	16.2	24.3	-1.0	3,179 ^{※2}
	八幡雨量観測所 ^{※3}	—	—	—	2,321 ^{※2}
平成 28 年	湯ヶ島観測所	15.9	33.7	-2.5	3,120 ^{※2}
	八幡雨量観測所 ^{※3}	—	—	—	2,403 ^{※2}
平成 29 年	湯ヶ島観測所	15.4	30.2	-1.0	2,755
	八幡雨量観測所 ^{※3}	—	—	—	2,088
平成 30 年	湯ヶ島観測所	14.5	30.5	-2.0	3,189
	八幡雨量観測所 ^{※3}	—	—	—	2,506
令和元年	湯ヶ島観測所	14.5	31.0	1.0	3,908
	八幡雨量観測所 ^{※3}	—	—	—	3,015
令和 2 年	湯ヶ島観測所	14.5	30.5	1.3	3,615
	八幡雨量観測所 ^{※3}	—	—	—	2,968

※1：平成 23 年の湯ヶ島観測所は観測機器に不具合があったため一部欠測期間を含む。

※2：降雨量は計測機器に不具合があったため、一部欠測期間を含む。

※3：八幡観測所は H27 年度から降雨量のみ測定

(資料：伊豆市統計書)

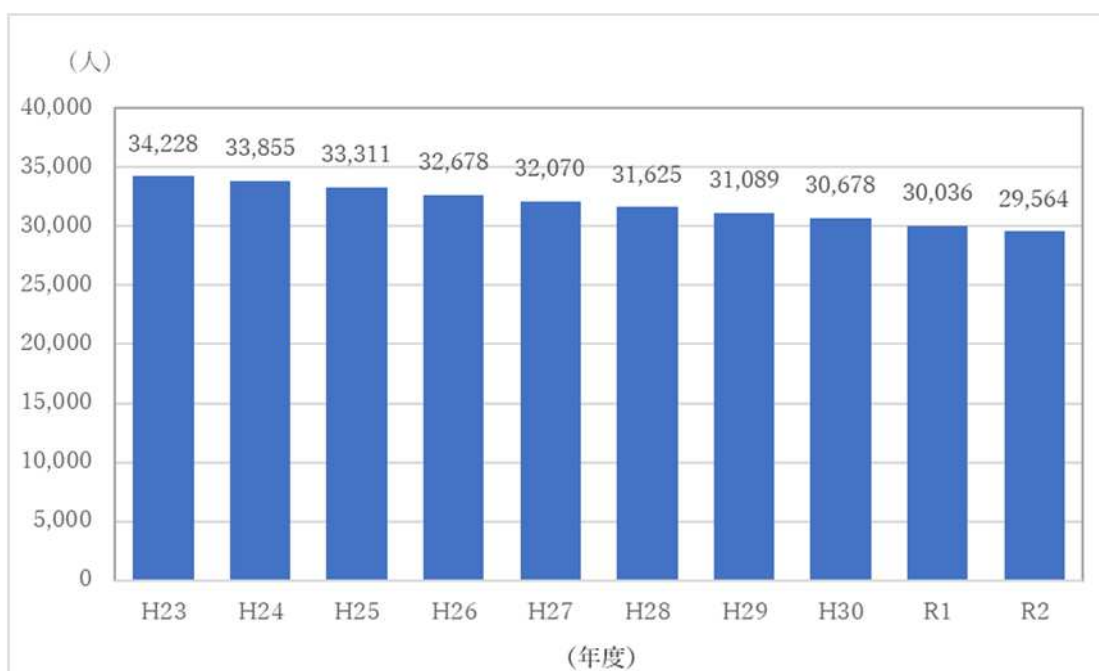
2-1-3 人口

平成 23 年度から令和 2 年度の人口の推移を示すグラフを図 2-1-2 に、年齢別人口の推移を表 2-1-2 に、人口ピラミッドを図 2-1-3 に示します。

本市の人口は減少傾向にあり、過去 10 年間は概ね 500 人/年のペースで減少しています。平成 16 年度の伊豆市合併時の人口 37,869 人と比較しても長期に渡り人口が減少し続けています。

少子高齢化が進んでおり、平成 27 年の国勢調査では、14 歳以下の人口割合は、9.4 %、65 歳以上の人口割合は 37.5 %となっています。

男女別年齢別構成では、男女とも 65～69 歳が最も多く、次いで 60～64 歳が多くなっています。



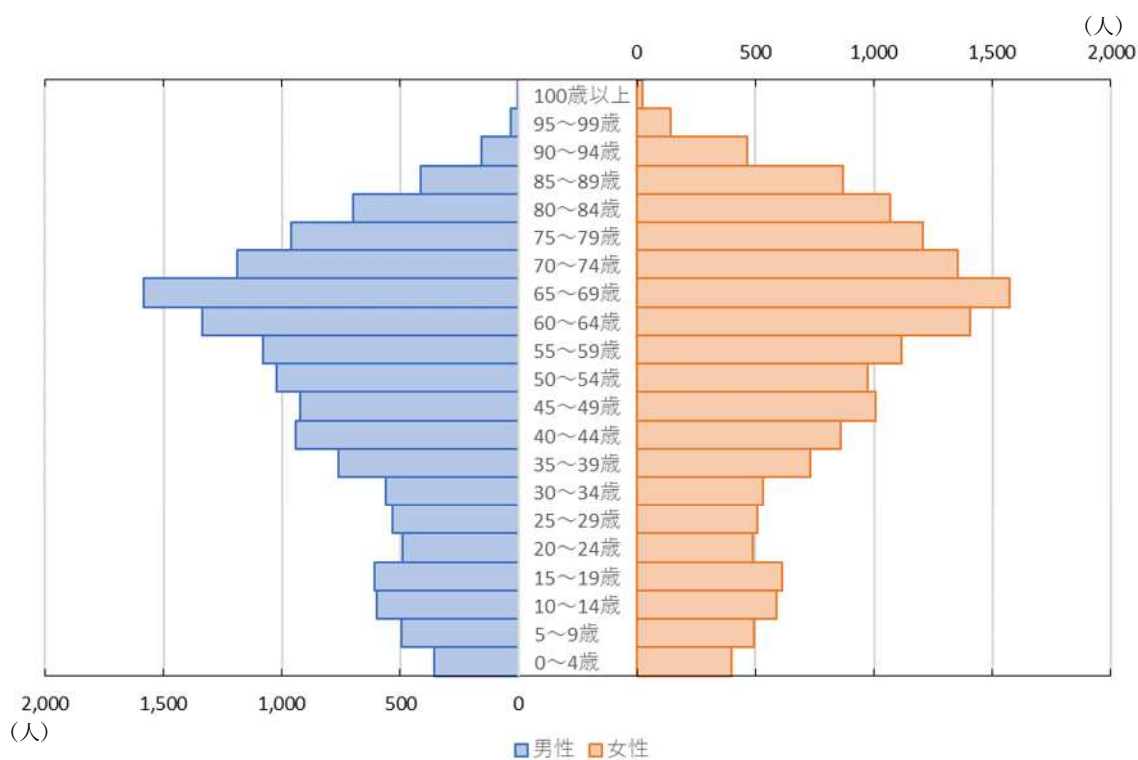
(資料：伊豆市 各年度末人口)

図 2-1-2 人口の推移

表 2-1-2 年齢別人口の推移

年	総人口 (人)	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
		0～14歳		15～64歳		65歳以上	
H2	38,999	6,591	16.9%	25,594	65.6%	6,801	17.4%
H7	39,426	5,900	15.0%	25,325	64.2%	8,200	20.8%
H12	38,581	5,275	13.7%	23,749	61.6%	9,557	24.8%
H17	36,627	4,513	12.3%	21,860	59.7%	10,254	28.0%
H22	34,202	3,617	10.6%	19,765	57.8%	10,795	31.6%
H27	31,317	2,933	9.4%	16,489	52.7%	11,752	37.5%

(資料：各年国勢調査 各年 10月1日現在)



※合計 31,317 人

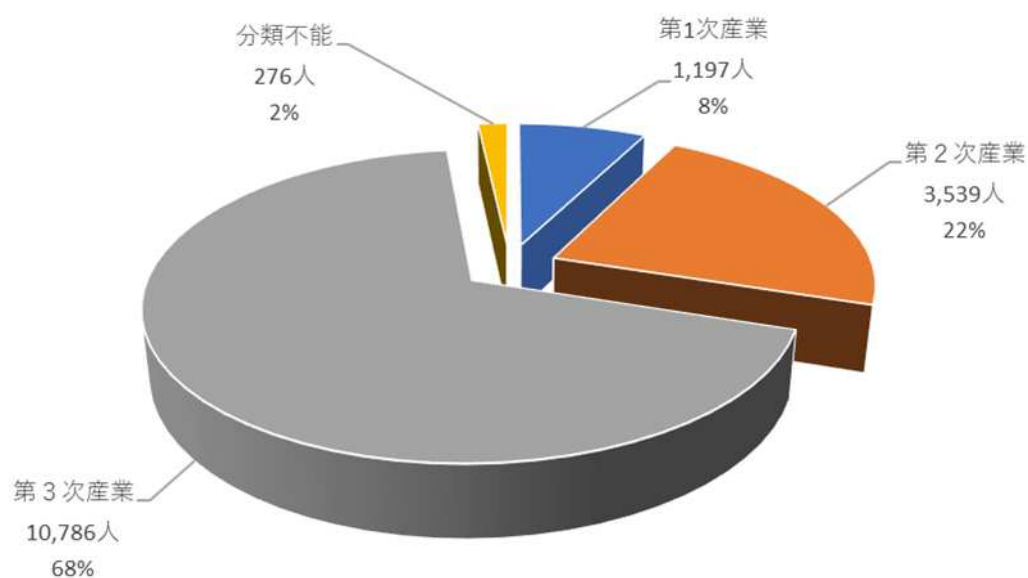
(資料：伊豆市統計書令和元年度版 平成 27 年 10 月 1 日現在)

図 2-1-3 人口ピラミッド

2-1-4 産業別就業者数

平成 27 年の産業別就業者数（大分類）の調査結果を図 2-1-4 に示します。

就業者者数の構成は第 1 次産業 8%、第 2 次産業 22%、第 3 次産業 68%となっています。最も比率の高い第 3 次産業の内訳をみると、生活関連サービス業・娯楽業(21%)、卸売業・小売業(19%)、医療・福祉(19%)の順に就業者が多くなっています。



- ※1 第 1 次産業：農業、林業等
- ※2 第 2 次産業：製造業、建設業
- ※3 第 3 次産業：小売、サービス業等

(資料：伊豆市統計書 平成 27 年 10 月 1 日現在)

図 2-1-4 産業別就業者数（大分類）

2-1-5 土地利用

本市の土地利用状況を表 2-1-3 に示します。

本市は山林の面積が最も広く、総面積の約 7 割を占めています。

表 2-1-3 土地利用状況

年度	総数	宅地	田	畑	山林	原野	その他
H30	363.97k m ² 100%	8.77km ² 2%	9.03 km ² 2%	7.45 km ² 2%	246.85 km ² 68%	27.35 km ² 8%	64.52 km ² 18%
R 元	363.97k m ² 100%	8.80 km ² 2%	8.96 km ² 2%	7.42 km ² 2%	244.68 km ² 67%	27.33 km ² 8%	66.78 km ² 18%
R2	363.97k m ² 100%	8.77 km ² 2%	8.97 km ² 2%	7.45 km ² 2%	246.67 km ² 68%	27.33 km ² 8%	64.78 km ² 18%

(資料：伊豆市統計書)

2-1-6 水環境、水質保全に関する状況

1) 類型指定の状況

本市を流れる狩野川水域の環境基準の類型指定の状況を表 2-1-4 に示します。狩野川上流（瑞祥橋から上流）は AA 類型の指定を、狩野川中流（瑞祥橋から神島橋まで）は A 類型の指定を受けています。

表 2-1-4 河川の類型指定状況

水 域	範 囲	類 型
狩野川水域	瑞祥橋から上流	AA
狩野川水域	瑞祥橋から神島橋まで	A

本市の河川水質の採水場所を図 2-1-5 に示します。また河川水質の状況を表 2-1-5 に示します。水質検査を実施している 6 地点の最近 5 年間の水質は、大腸菌群数が A 類型の生活環境項目の環境基準を上回ることが多く、その他の項目は環境基準を満足しています。

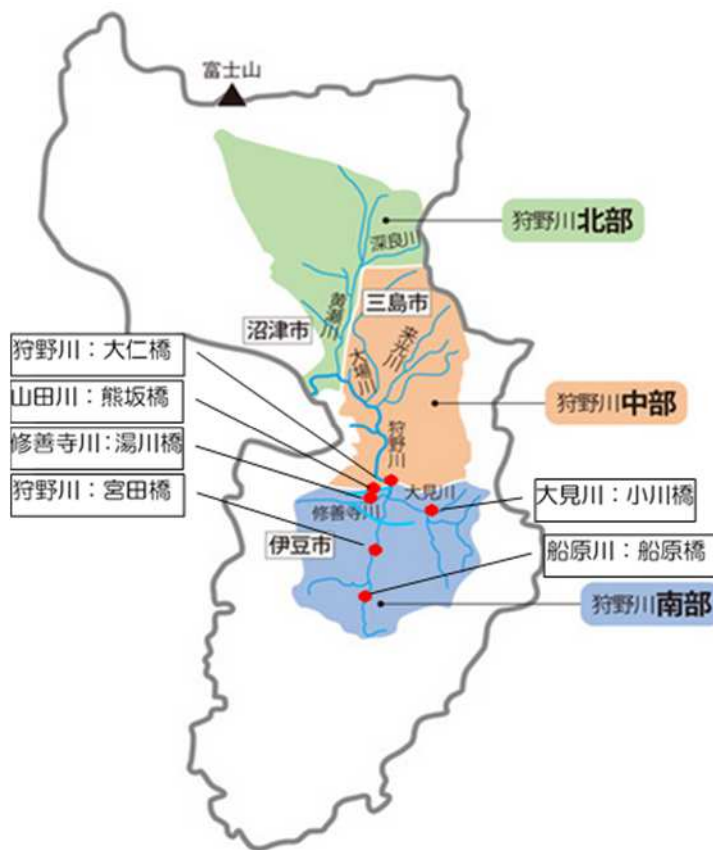


図 2-1-5 河川水質の採水場所

表 2-1-5 本市の河川水質の状況（全て A 類型）

河川名	採水場所	項目	単位	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度
山田川	熊坂橋	水素イオン濃度 (pH)		7.9	7.4	7.0	7.2	7.7
		浮遊物質 (SS)	mg/L	2	1	1	1	1
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	1.6	0.6	1.0	1.2	1.4
		大腸菌群数	MPN/100mL	1,300	4,900	4,900	1,700	790
		溶存酸素量 (DO)	mg/L	11.9	12.3	11.8	11.4	12.0
狩野川	大仁橋	水素イオン濃度 (pH)		7.6	7.4	6.8	7.2	7.6
		浮遊物質 (SS)	mg/L	0	1	1	0	1
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	1.1	0.5	1.7	1.3	1.4
		化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	1.1	1.0	1.4	1.0	1.2
		大腸菌群数	MPN/100mL	3,300	2,200	3,300	790	1,300
		溶存酸素量 (DO)	mg/L	12.1	12.6	11.2	11.4	12.0
大見川	小川橋	水素イオン濃度 (pH)		7.5	7.3	7.3	7.2	7.5
		浮遊物質 (SS)	mg/L	0	1	1	0	1
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	1.7	0.9	0.7	1.2	1.7
		大腸菌群数	MPN/100mL	1,300	1,300	1,700	1,700	1,300
		溶存酸素量 (DO)	mg/L	11.9	12.8	12.5	11.3	11.0
修善寺川	湯川橋	水素イオン濃度 (pH)		7.6	7.4	7.4	7.2	7.8
		浮遊物質 (SS)	mg/L	9	7	1	1	1
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	1.8	0.6	0.8	0.9	1.3
		大腸菌群数	MPN/100mL	4,900	1,700	4,900	1,700	490
		溶存酸素量 (DO)	mg/L	11.8	12.5	11.8	11.3	12.0
狩野川	宮田橋	水素イオン濃度 (pH)		7.5	7.4	7.4	7.2	7.6
		浮遊物質 (SS)	mg/L	0	1	2	0	1
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	1.6	0.5	0.8	1.4	1.4
		大腸菌群数	MPN/100mL	1,700	3,300	4,900	2,300	790
		溶存酸素量 (DO)	mg/L	11.8	12.8	11.7	11.1	12.0
船原川	船原橋	水素イオン濃度 (pH)		7.5	7.6	7.2	7.1	7.4
		浮遊物質 (SS)	mg/L	1	1	2	1	8
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	1.8	0.5	0.9	1.7	1.4
		大腸菌群数	MPN/100mL	1,300	1,700	4,900	1,300	7,900
		溶存酸素量 (DO)	mg/L	12.2	12.2	12.2	11.0	10.0

(資料：伊豆市環境衛生課)

表 2-1-6 生活環境に係る環境基準（河川）（生活環境項目）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L以上	—
備考						
1 基準値は、日間平均値とする。						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(資料：水質汚濁に係る環境基準について・昭和46年環境庁告示第59号)

本市の海域水質の状況を表 2-1-7 に、伊豆市の水浴場水質判定基準を表 2-1-8 に示します。また、環境基準を表 2-1-9、表 2-1-10 に示します。

水質検査を実施している 2 地点の最近 5 年間の水質は、いずれも水浴場水質判定基準の水質 AA に適合しています。

表 2-1-7 海域水質の状況

海岸名	類型	項目	単位	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度
土肥海水浴場	水質 A	大腸菌群数	個/100mL	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		油膜の有無	—	なし	なし	なし	なし	なし
		化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下
		透明度	—	>1	>1	>1	>1	>1
		判定結果	—	AA	AA	AA	AA	AA
小土肥海水浴場	水質 A	大腸菌群数	個/100mL	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		油膜の有無	—	なし	なし	なし	なし	なし
		化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下
		透明度	—	>1	>1	>1	>1	>1
		判定結果	—	AA	AA	AA	AA	AA

(資料：伊豆市環境衛生課)

表 2-1-8 水浴場水質判定基準

区分	項目	ふん便性 大腸菌群数	油膜の有無	化学的酸素要求量 (COD)	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界 2個/100ml)	油膜が認められない	2mg/l 以下 (湖沼は 3mg/l 以下)	全透 (水深 1m 以上)
	水質 A	100 個/100ml 以下	油膜が認められない	2mg/l 以下 (湖沼は 3mg/l 以下)	全透 (水深 1m 以上)
可	水質 B	400 個/100ml 以下	常時は油膜が認められ ない	5mg/l 以下	水深 1m 未満 ~50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められ ない	8mg/l 以下	水深 1m 未満 ~50cm 以上
不適		1,000 個/100ml を超えるもの	常時は油膜が認められ ない	8mg/l 超	50cm 未満*

〔備考〕

1. 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
2. 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
3. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。
 - (1) 「水質 B」又は「水質 C」と判定されたもののうち、
ふん便性大腸菌群数が、400個/100mlを超える測定値が 1 以上あるもの。
 - (2) 油膜が認められたもの。
4. 透明度 (* の部分) に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

(資料: 「水浴場の水質の判定基準」の改正と「快適な水浴場のためのガイドラインについて」
平成9年3月28日 環境省)

表 2-1-9 生活環境に係る環境基準 [海域 (その 1)]

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水 自 然 環 境 保 全 及 び B 以 下 の 欄 に 掲 げ る も の	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL以下	検出され ないこと
B	水産 2 級 工 業 用 水 及 び C 以 下 の 欄 に 掲 げ る も の	7.3 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出され ないこと
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	検出され ないこと

- (注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全。
 2. 水産 1 級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用。
 水産 2 級: ポラ、ノリ等の水産生物用。
 3. 環境保全: 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度。

(資料: 水質汚濁に係る環境基準について・昭和46年環境庁告示第59号)

表 2-1-10 生活環境に係る環境基準 [海域 (その2)]

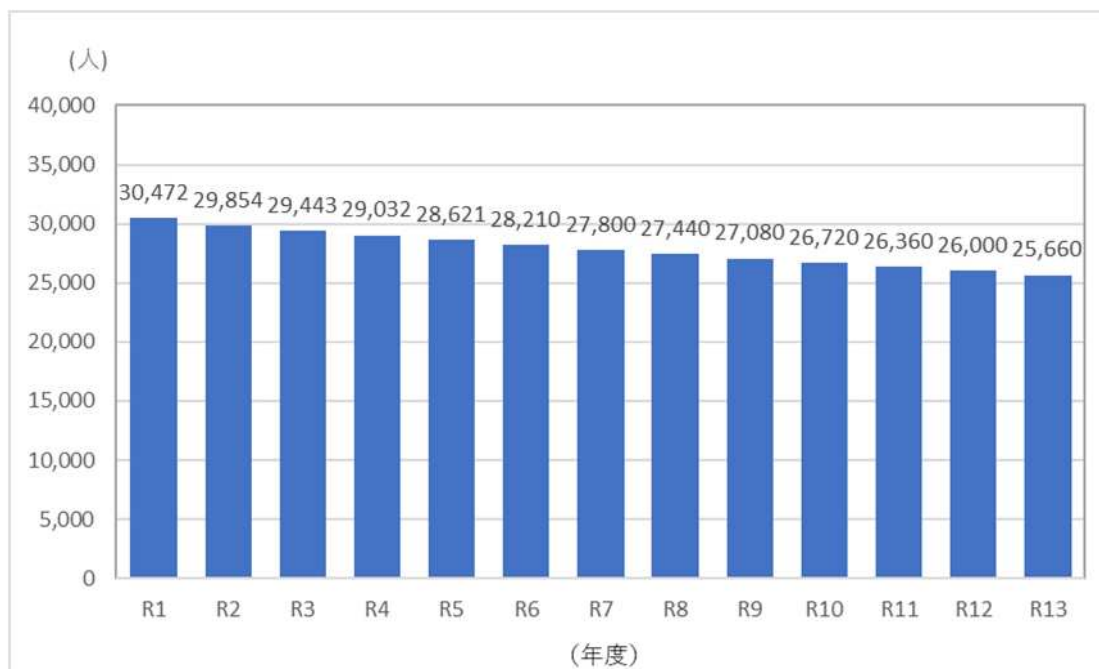
項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (T-N)	全リン (T-P)
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
 2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランスよく、かつ安定して漁獲される。
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度。

(資料：水質汚濁に係る環境基準について・昭和46年環境庁告示第59号)

2-2 将来人口

本市の将来人口は、「第2次伊豆市総合計画 基本構想・後期基本計画」(令和3年10月)に基づき令和7年度の設定人口を27,800人とし、「伊豆市まち・ひと・しごと創生第2期人口ビジョン」(令和2年2月)を参考に目標年度の令和13年度の人口を25,660人に設定します。



(R1,R2：住民基本台帳10月1日現在 R3以降：総合計画、人口ビジョンを参考に設定)

図 2-2-1 将来人口

第3章 ごみ処理基本計画

3-1 ごみを取り巻く社会情勢

3-1-1 関係法令

1) 関係法令の概要

平成13年1月「循環型社会形成推進基本法」が制定され、これを契機に、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されています。

関連法の概要を表3-1-1に示します。

表 3-1-1 関連法の概要

年 月	関 連 法	概 要
H 6. 8	環境基本法完全施行 (環境全般)	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
H12. 4	容器包装リサイクル法完全施行	一般家庭から排出されるゴミの容積比で6割、重量比で2~3割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化しています。
H13. 1	循環型社会形成推進基本法施行(循環型社会形成)	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
H13. 4	家電リサイクル法完全施行(家電品)	平成13年4月以降、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置付けており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金及び運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進しています。
	資源有効利用促進法完全施行(各種製品、パソコン等)	10業種・69品目(一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー)を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については平成13年4月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
	グリーン購入法完全施行(自治体の調達品)	国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、環境物品等の情報提供の推進及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
H13. 5	食品リサイクル法完全施行(食品残渣)	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進しています。
H14. 5	建設リサイクル法完全施行(建設廃棄物)	建築物を解体する際に廃棄物(コンクリート、アスファルト、木材)を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
H17. 1	自動車リサイクル法完全施行(自動車)	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金(フロン類、エアバッグ類、シュレツダーダストのリサイクル)を負担することが義務付けられています。
H25. 4	小型家電リサイクル法施行	使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とする。(使用済み小型電子機器等の再資源化を促進する。)
R1. 10	食品ロスの削減の推進に関する法律	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進する。
R3. 6	プラスチック資源循環法公布 令和4年4月施行	製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じ、資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済(サーキュラー・エコノミー)への移行を目指す。

2) 関係法令の体系

循環型社会形成のための法体系図を図 3-1-1 に示します。

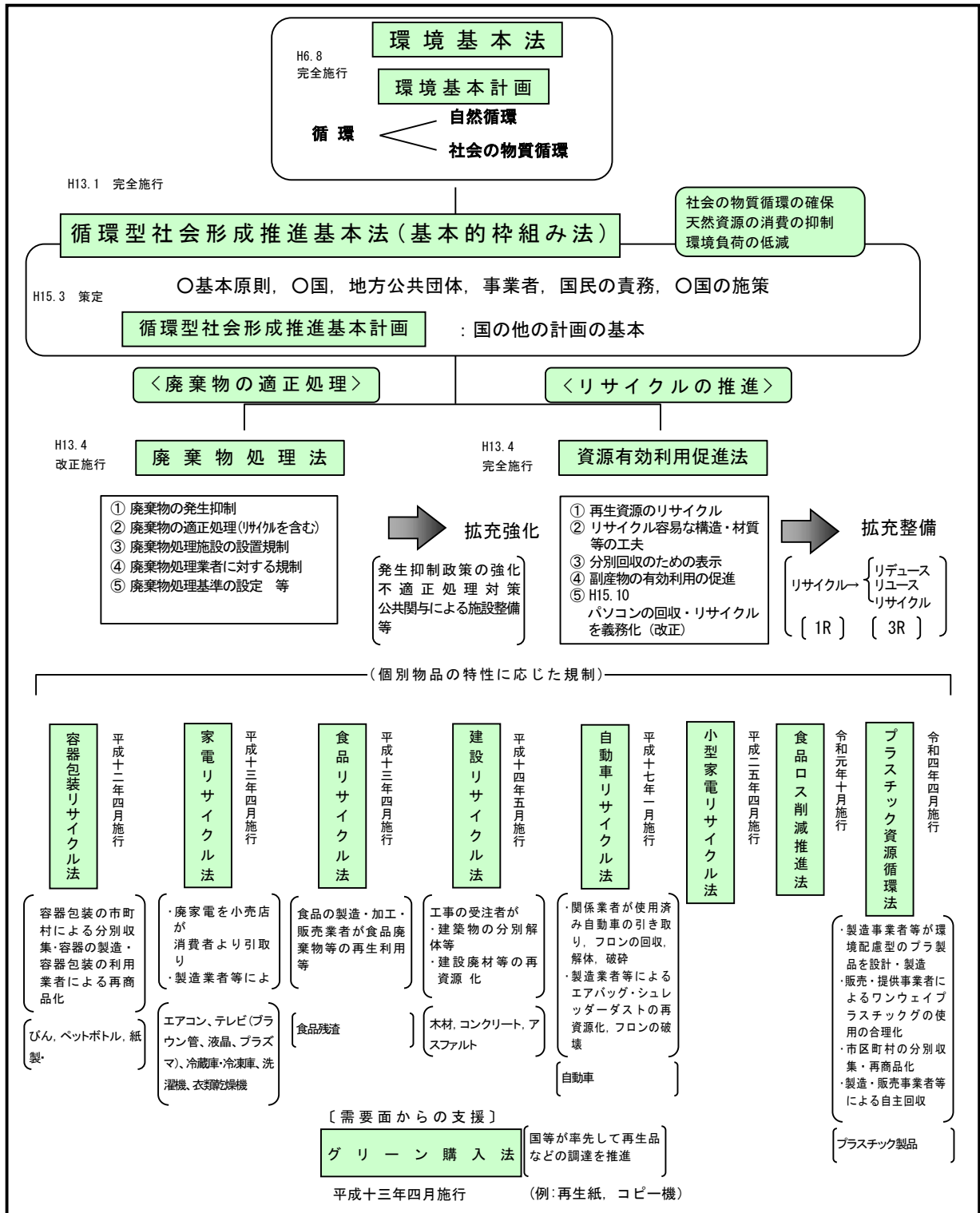


図 3-1-1 循環型社会形成のための法体系図

3) 国の方針、県の計画など

廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。表 3-1-2 に廃棄物処理・資源化に関する国の方針・県の計画等の経過を示します。

表 3-1-2 廃棄物処理・資源化に関する国の方針・県の計画等の経過

年 月	関連する計画等
平成13年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
平成15年 3月	循環型社会形成推進基本計画（国）
平成17年 4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
平成17年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成18年 3月	静岡県循環型社会形成計画（県）
平成20年 3月	第2次循環型社会形成推進基本計画（国）
平成22年12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成23年 3月	ふじのくに廃棄物減量化計画（第2次静岡県循環型社会形成計画）（県）
平成25年 5月	第3次循環型社会形成推進基本計画（国）
平成28年 1月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成28年3月	ふじのくに廃棄物減量化計画（第3次静岡県循環型社会形成計画）（県）
平成30年6月	第4次循環型社会形成推進基本計画（国）

4) 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例

本条例は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定に基づき、市が行う廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定め、平成 16 年 4 年 1 月に施行されました。

3-1-2 国、県の達成目標

1) 国の達成目標

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月21日改正）」を定めています。

この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示しています。

国の数値目標を表3-1-3、図3-1-2に示します。

表 3-1-3 国の数値目標

項目	目標
排出量	平成24年度に対し、令和2年までに12%削減 (第四次循環型社会形成推進基本計画 参考目標 令和7年度に約 3,800 万トン)
リサイクル率	平成24年度に対し、令和2年度までに約27%に増加 (第四次循環型社会形成推進基本計画 参考目標 令和7年度に約 28 %)
最終処分量	平成24年度に対し、令和2年度までに約14%削減 (第四次循環型社会形成推進基本計画 参考目標 令和7年度に約 320 万トン)

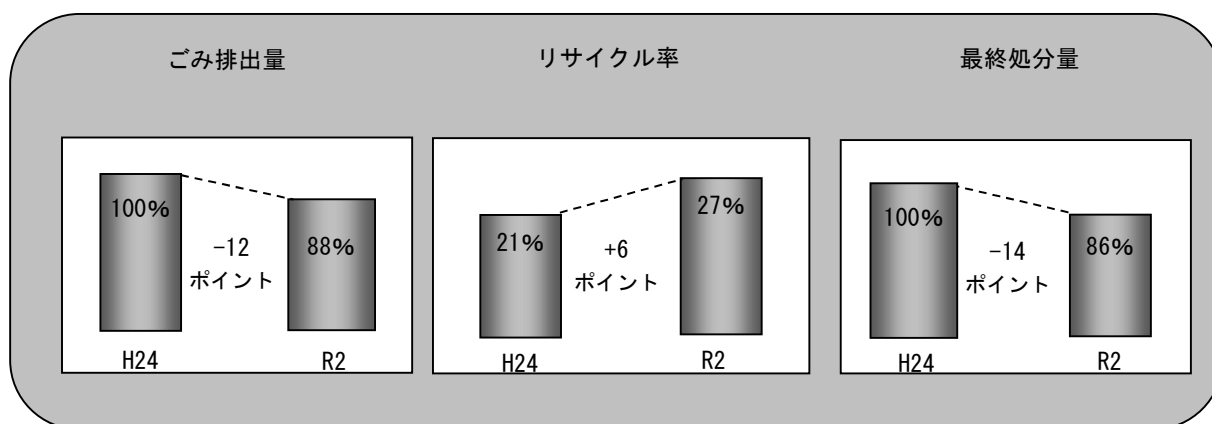


図 3-1-2 国の数値目標

2) 県の達成目標

静岡県では、『第3次静岡県循環型社会形成計画(平成28年3月)』を制定し、循環型社会の形成のために、廃棄物の減量その他その適正処理に関する具体的な目標や方策などについて定めています。同計画の計画期間は当初平成28年度から平成32年度(令和2年度)までの5年間でしたが、県総合計画との整合を図るために計画期間を延長し、令和3年度までの計画となっています。

同計画では、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量等の目標が定められています。県の数値目標を表3-1-4に示します。

第3次計画の基本方針

- 基本方針① 循環資源の3Rの推進
 - ・ 県民総参加による2R(発生抑制・再使用)の推進
 - ・ 良質なりサイクルの推進
 - ・ エネルギー回収の促進
- 基本方針② 廃棄物適正処理の推進
 - ・ 事業者指導の強化と優良事業者の育成
 - ・ 適正処理推進体制の充実
 - ・ 有害処理を含む廃棄物等の適正処理の推進
 - ・ 不法投棄対策の推進
 - ・ 不用品回収業者対策の強化
 - ・ 災害廃棄物の適正処理の推進
- 基本方針③ 循環型社会を担う基礎づくり
 - ・ 環境教育等の推進
 - ・ 海岸漂着物等対策の推進
 - ・ 環境ビジネスの振興
 - ・ 県警機関との連携強化

表 3-1-4 県の数値目標

区分	目標
1人1日当たりの排出量 g/人・日（外国人含む）	令和3年度目標値 815g/人・日 ※平成25年度の実績値(917g/人・日)から10%削減した上で、さらに10g削減（プラスチック削減）する。
一般廃棄物の最終処分率 排出量に対する最終処分量の割合	令和3年度目標値 3.9% ※平成12~25年までの対前年比平均減少率(0.943)を維持する。 ※最終処分量は経済動向や人口の影響を受けやすい傾向があるため、量にかかわらず再資源化の取り組みが図られる質的視点として「最終処分率」を目標指標とする。

3-2 ごみ処理の状況

3-2-1 家庭系ごみの分別区分

本市の家庭系ごみの分別区分を表3-2-1に示します。

表3-2-1 家庭系ごみの分別区分

分別区分		ごみの種類	
燃やせるごみ		紙くず、食品残渣、草・落ち葉、布類、靴類、紙おむつ、ぬいぐるみ 等	
資源ごみ	古紙類	ダンボール、新聞・チラシ、雑誌、その他の紙、飲料用紙パック	
	プラスチック類	プラスチック製容器包装	○商品の容器や包装に使われているプラスチック製品等 ○ポリ袋、色付トレイ、カップ・容器類、ボトル、キャップ類、レジ袋、チューブ類 等
		プラスチック製品	歯ブラシ、プラスチックスプーン、ストロー、カセット、ビデオテープ、緩衝材、結束バンド類 等
		ペットボトル	飲料用・醤油・醤油加工品・みりん風調味料・食酢等 ※PETマークがあるもの
		発泡スチロール、白色トレイ	発泡スチロール（色付を含む）、白色のトレイ類 等
	缶類	スチール缶、アルミ缶、スプレー缶 等	
	缶以外の金属	家電製品類（粗大ごみ以外のもの）、金属類（粗大ごみ以外の金属製品類）等	
	びん類	無色、茶色、その他	
	蛍光灯・電球	蛍光灯、電球	
	乾電池	乾電池、ボタン電池、リチウム電池、充電電池	
廃食油	植物性のみ		
衣類	衣類全般、下着類、タオル、ネクタイ等 ※拠点回収		
びん以外(陶磁器・ガラスなどの燃やせないごみ)		陶磁器類、ガラス類、化粧品のびん、植木鉢、鏡 等	
粗大ごみ	○ 家電製品類 （電子レンジ、食器乾燥機、ファンヒーター、電気こたつ、ステレオセット、その他） ○ 金属製品類 （スチール製棚、ロッカー、机、ガステーブル、その他） ○ 布団、毛布等（50cm以上のもの） ※粗大ごみは直接リサイクルセンターに持ち込むか戸別収集サービスを利用する。		
縦横高さの一辺が50cm以上のもの			
木質等	ごみ集積所に排出できる基準 長さ50cm未満で太さ5cm以下のもので、1束の大きさ直径40cm以内の木質等		

3-2-2 家庭系ごみの排出方法

1) 家庭から排出されるごみの排出方法は、ごみ集積所の委託収集又は、施設へ直接搬入する方法があります。本市の家庭系ごみの排出方法を表3-2-2に示します。

表 3-2-2 家庭系ごみの排出方法

分別区分		排出方法	排出容器	
燃やせるごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・市の指定ごみ袋に名前を記入し、家庭ごみ集積所へ排出する ・指定ごみ袋の上部を必ず縛る ・生ごみは、十分水切りをする 	市指定ごみ袋	
資源ごみ	古紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・紙類は種類ごとに紙ひもで束ねて、家庭ごみ集積所へ排出する（ダンボール、新聞・チラシ、雑誌、その他の紙、飲料用紙パック） 	なし	
	プラスチック類	プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れを落としてから家庭ごみ集積所のネットへ排出する ・汚れの落ちない調味料等の袋類やラップは燃やせるごみへ排出する 	集積所のネット
		プラスチック製品	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れを落としてから、家庭ごみ集積所のネットへ排出する（1辺が50cm以下であること。） 	集積所のネット
		ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・「PET」識別マークが目印です。キャップ、ラベル、シールなどを外し、中を洗ってから、家庭ごみ集積所のネットへ排出する 	集積所のネット
		発泡スチロール、白色トレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れを落としてから家庭ごみ集積所のネットへ排出する ・色付き発泡スチロールも排出可能 ・色付きのトレイは、プラスチック製容器包装へ排出する 	集積所のネット
	缶類	<ul style="list-style-type: none"> ・中身を出し、中を水洗いしてから、家庭ごみ集積所のコンテナへ排出する ・スプレー缶は、中身を完全に使い切り、キャップや押しボタンを外し、家庭ごみ集積所のコンテナへ排出する 	集積所のコンテナ	
	缶以外の金属	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れを落としてから、家庭ごみ集積所のコンテナへ排出する（1辺が50cm以下であること。） 	集積所のコンテナ	
	びん類	<ul style="list-style-type: none"> ・中を水洗いしてからキャップを取り除き、色分けをして、家庭ごみ集積所のコンテナへ排出する 	集積所のコンテナ	
	蛍光灯・電球	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ集積所の一斗缶又はコンテナへ排出する 	集積所の一斗缶又はコンテナ	
	乾電池	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ集積所の一斗缶又はコンテナへ排出する 	集積所の一斗缶又はコンテナ	
廃食用油	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で使用した食用油（植物性油）を4リットル以下のスクリュュー式ペットボトルを使用し、家庭ごみ集積所のコンテナへ排出する 	集積所のコンテナ		
衣類	<ul style="list-style-type: none"> ・ひもで縛るか袋に入れて、各拠点へ排出する 	直接搬入各支所		
びん以外(陶磁器・ガラスなどの燃やせないごみ)		<ul style="list-style-type: none"> ・汚れを落としてから、家庭ごみ集積所のコンテナへ排出する 	集積所のコンテナ	
粗大ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・1辺が50cmを超えるものを粗大ごみとする。必要なごみ処理券を購入し、直接、処理施設へ搬入するか、戸別収集を申請予約する。(家電4品目は対象外) 	直接搬入戸別収集	
木質等		<ul style="list-style-type: none"> ・「長さ50cm未満・太さ5cm以下・束の大きさ直径40cm以内」に束ね木質等にごみ処理券（1束ごと30円）を貼り、排出する 	<ul style="list-style-type: none"> ・集積所 ・直接搬入 	

2) 本市の衣類の拠点回収場所を表 3-2-3 に示します。

表 3-2-3 拠点回収場所

分別区分	排出方法	排出容器
衣類	袋に入れて紐で縛ってから市内に4箇所ある回収ボックス等に排出する。 (回収場所) <ul style="list-style-type: none"> ・伊豆市清掃センター ・伊豆市役所 中伊豆支所ロビー ・伊豆市役所 天城支所ロビー ・伊豆市役所 土肥支所駐車場 	市内4箇所に設置する回収ボックス等

3) 本市の粗大ごみの搬出に係る処理料金を表 3-2-4 に示します。

表 3-2-4 粗大ごみ処理料金

粗大ごみの大きさ	排出方法	排出場所
一辺の長さが 50cm以上150cm以下	戸別収集の申請又は処理施設へ直接搬入する (処理料金) <ul style="list-style-type: none"> ・戸別収集 200円/点 ・直接搬入 100円/点 	家庭又は処理施設
一辺の長さが 150cm以上250cm以下	戸別収集の申請又は処理施設へ直接搬入する (処理料金) <ul style="list-style-type: none"> ・戸別収集 400円/点 ・直接搬入 200円/点 	家庭又は処理施設
一辺の長さが 250cm以上350cm以下	戸別収集の申請又は処理施設へ直接搬入する (処理料金) <ul style="list-style-type: none"> ・戸別収集 810円/点 ・直接搬入 400円/点 	家庭又は処理施設
一辺が350cmを超える もの	戸別収集の申請又は処理施設へ直接搬入する (処理料金) <ul style="list-style-type: none"> ・戸別収集 1,630円/点 ・直接搬入 810円/点 	家庭又は処理施設

4) 本市の木質粗大ごみの搬入基準を表 3-2-5 に示します。

表 3-2-5 木質粗大ごみ搬入基準

粗大ごみの大きさ	排出方法	排出場所
木質粗大ごみ (最大の太さ5cmを超え、長さ50cm以下のもの 将棋盤や木の彫刻など)	ごみ処理券を持って伊豆市清掃センターまた、土肥リサイクルセンターへ持ち込む。 (処理料金) 1個 30円	処理施設
	ごみ処理券を袋に入れて予め指定した場所へ搬出。 (処理料金) 1個 60円	戸別収集
一辺が150cm以下の木質粗大ごみ 木製品、木柱等	一辺の長さを150cm以下にして車両にまとめて積載し、処理施設に直接搬入する。 (処理料金) 重量によりごみ処理料金を設定する。 重量10kgごとに60円(10kg単位で算出)	処理施設

5) 認定事業者のサービスを活用したパソコン等の排出方法を表 3-2-6 に示します。

表 3-2-6 パソコン排出方法

分別項目	排出方法	排出場所
パソコン	伊豆市とパソコンの処分について協定を締結している認定事業者が提供するサービスを利用する。 (手順) ① 同社のホームページにて申し込み ② 回収日時が決定したら排出基準に基づきパソコンを段ボールに梱包する。 ③ 回収日に運送業者が家庭から回収 排出基準 縦横高さ3辺の合計が140cm以下の段ボールにパソコンを入れて梱包	家庭

※パソコンの処分は、パソコンメーカーの受付窓口から申し込みを行い処分することが基本ですが伊豆市と協定している民間事業者のサービスを活用することもできます。

6) 家電リサイクル法に基づく家電製品（義務外品）の排出方法を表 3-2-7 に示します。

表 3-2-7 家電製品の排出方法

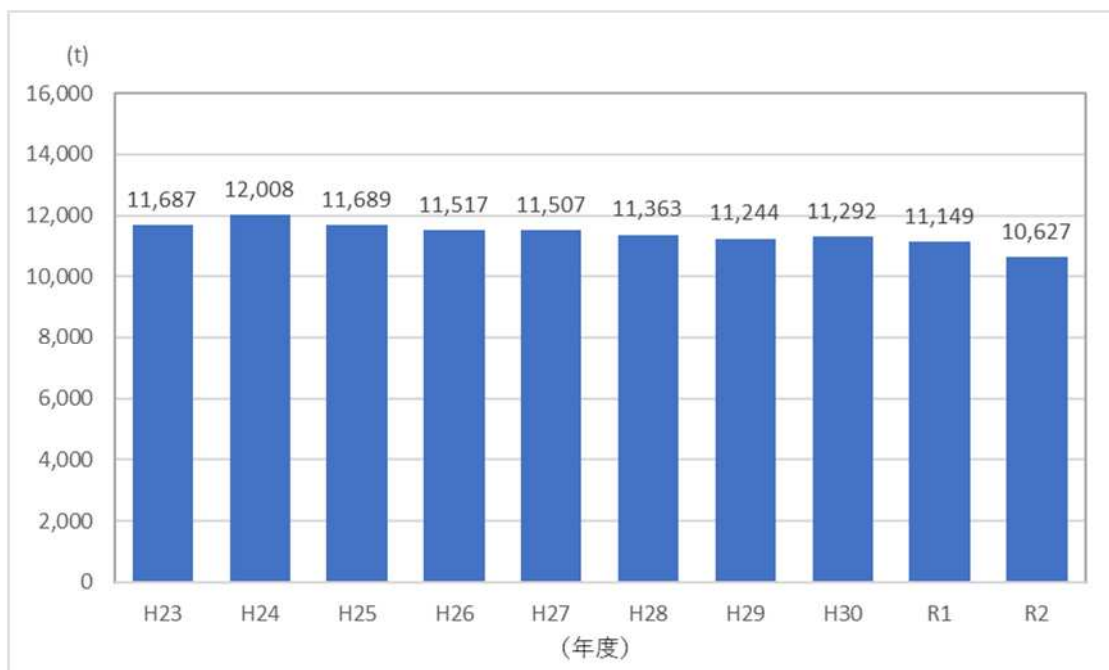
家電 4 品目	排出方法	排出場所
テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機	<p>家電リサイクル法による家電製品の処分は、電気量販店などの購入先に引取りを依頼します。</p> <p>(義務外品) 買い替えでない、引っ越し等で購入した電気店が近くにない、不用品を運搬できない等の理由で処理ができない場合は、市内一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。 (許可業者が家庭に訪問し回収)</p>	家庭

3-2-3 ごみ排出量

1) ごみ排出量の実績

本市の過去 10 年間のごみ排出量は、11,000t から 12,000t 程度であり、増減はありますが概ね減少傾向にあります。年度ごとの値を比較すると、最大値は平成 24 年度の 12,008t、最小値は令和 2 年度の 10,627t です。但し、令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大により事業者の経済活動や市民の日常生活が大きく変化し、令和 2 年度の値はこの影響を大きく受けている可能性があります。令和 2 年度を除くと最小値は令和元年度の 11,149t であり、最大値だった平成 24 年度と比べると 859t 減少しています。

図 3-2-1 に、ごみ排出量の推移を示します。



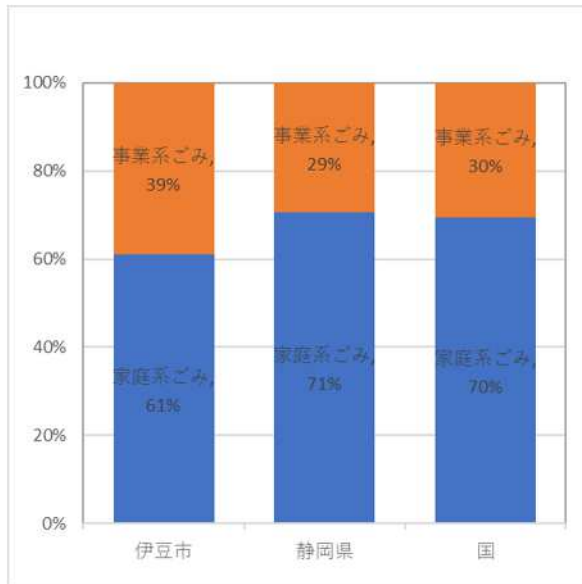
(資料：環境省一般廃棄物処理実態調査、伊豆市環境衛生課)

図 3-2-1 ごみ排出量の推移

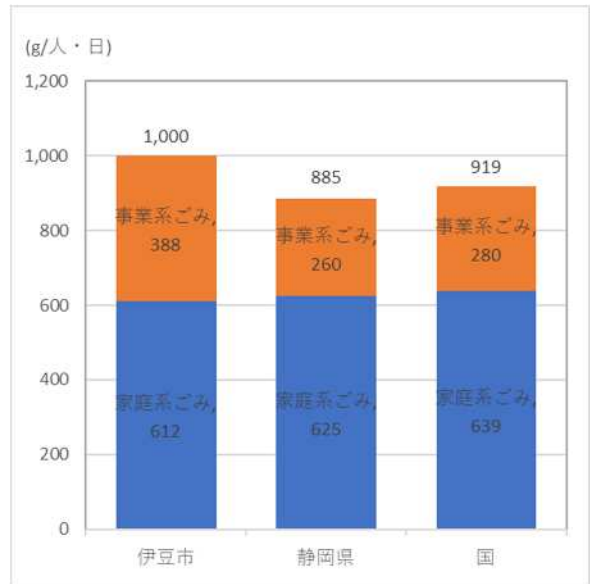
令和元年度の家庭系ごみと事業系ごみの構成比及び1人1日あたりの排出量（以下、「原単位※³」という。）を図3-2-2に示します。

本市と静岡県、国の家庭系ごみと事業系ごみの構成比を比較すると、本市は県、国よりも事業系ごみの比率が9~10ポイント高くなっています。また、本市の原単位は県よりも115g/人・日、国よりも81g/人・日高くなっています。

【家庭系ごみと事業系ごみ構成比】



【家庭系ごみと事業系ごみの原単位】



※1 生活系ごみ：市が定期収集するごみ及び集団回収により回収された資源ごみの総量

※2 事業系ごみ：事業者が直接自らあるいは許可業者に依頼して処理施設等に搬入したごみの総量

※3 原単位＝ごみ排出量（t）÷行政区域内人口（人）÷年間日数（日）×1,000,000

（資料：環境省一般廃棄物処理実態調査 R1）

図 3-2-2 家庭系ごみと事業系ごみ

1 事業所あたりのごみ排出量を表 3-2-8 に示します。

本市の 1 事業所あたりのごみ排出量は 2,461 (kg/年) となっています。静岡県平均及び国平均を上回っており、県平均比で 32%、国平均比で 21%高い値となっています。

表 3-2-8 1 事業所あたり排出量 (令和元年度)

項目	区分	伊豆市	静岡県平均	国平均
事業所数	[事業所]	1,759	189,862	6,398,912
人口	[人]	30,472	3,711,481	127,156,017
人口当たりの事業所数	[事業所/千人]	58	51	50
事業系ごみ排出量	[t]	4,329	352,673	13,022,298
1 事業所あたり排出量	[kg/年]	2,461	1,858	2,035

事業所数は、総務省 令和元年経済センサス(民営事業所数)

人口は、R1 環境省一般廃棄物処理実態調査

人口あたりの事業所数=事業所数(事業所)÷人口(千人)

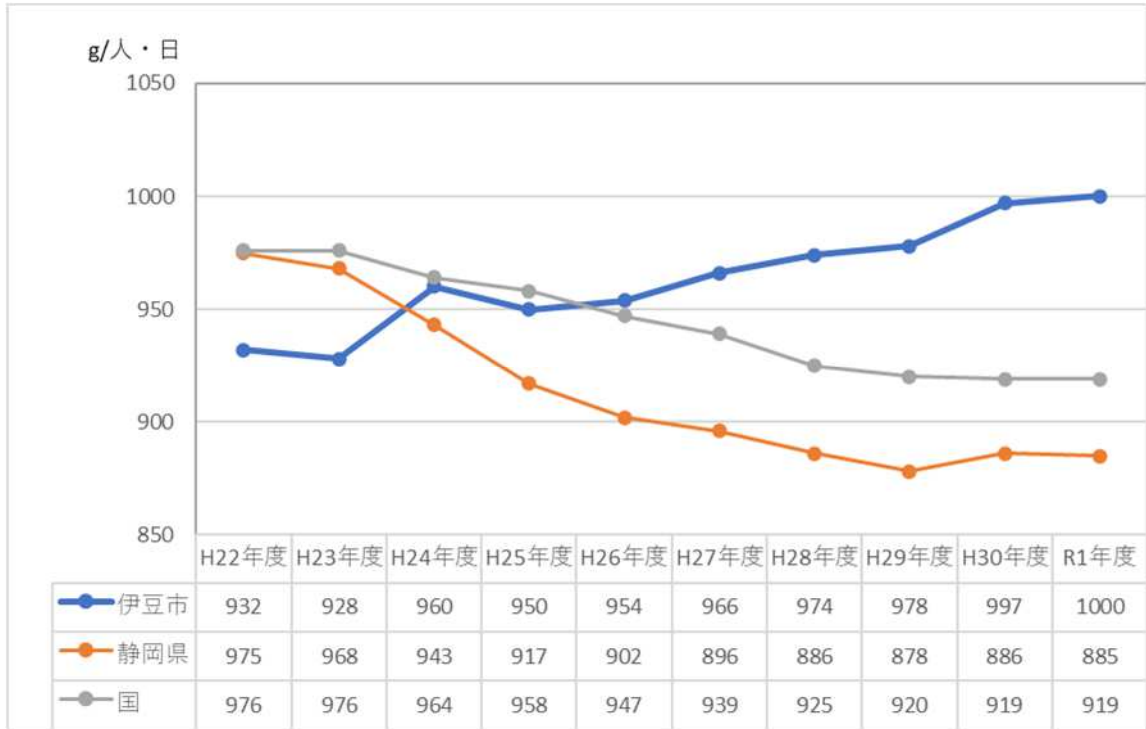
県・国・市の事業系ごみ量は、R1 環境省一般廃棄物処理実態調査

1 事業所あたり排出量=事業系ごみ排出量(t)÷事業所数(事業所)×1,000

(資料：伊豆市環境衛生課)

本市の過去 10 年間の原単位は、平成 22 年度の 932 g/人・日から増加傾向にあります。これは、諸々の要因により人口減少のスピードに対してごみの総排出量の減少スピードが緩やかであることを示しています。国及び県の過去 10 年間の原単位の推移は、概ね減少傾向にあり、この数年間はほぼ横ばいです。

本市の原単位(令和元年度)を国、県の値と比較すると国の値に比べて 81 g/人・日、県の値に比べて 115 g/人・日それぞれ上回っています。図 3-2-3 に、原単位の推移を示します。



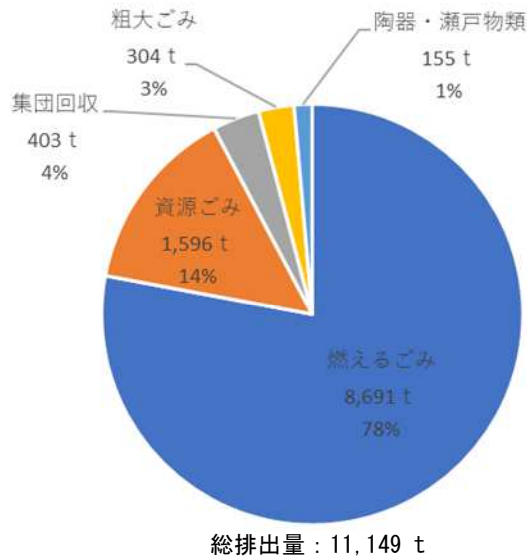
(資料：環境省一般廃棄物処理実態調査)

図3-2-3 原単位の推移

3) 種類別ごみ排出量の内訳

本市の令和元年度のごみ総排出量 (11,149 t) の内訳は、燃えるごみが 8,691 t (78%)、次いで資源ごみが 1,596 t (14%)、集団回収が 403 t (4%)、粗大ごみが 304 t (3%)、陶器・瀬戸物類(不燃ごみ)が 155 t (1%)、となっています。

図 3-2-4 にごみ排出量の内訳を示します。



(資料：環境省一般廃棄物処理実態調査)

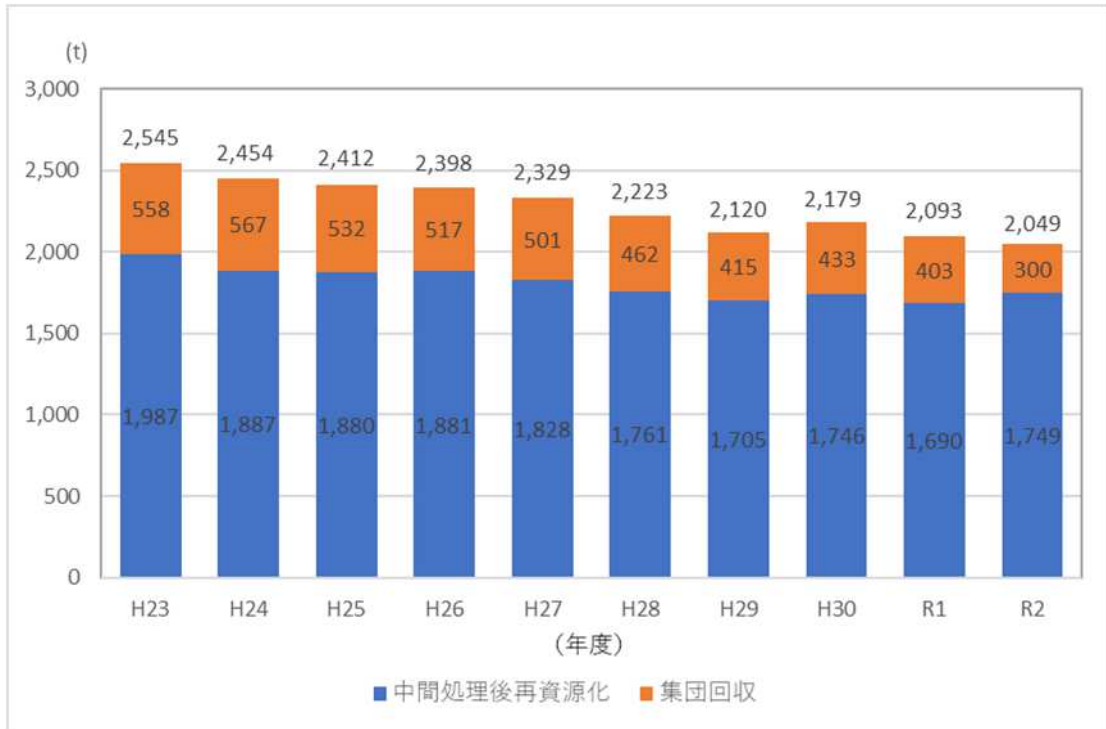
図 3-2-4 種類別ごみ排出量

3-2-4 資源化の実績

1) 資源化量の推移

本市の過去 10 年間の資源化量は、平成 23 年度の 2,545 t が最大値となっています。令和元年度は 2,093 t であり平成 23 年度に比べて 452 t 減少、令和 2 年度は 2,049 t であり平成 23 年度に比べて 496 t 減少しています。

図 3-2-5 に資源化量の推移を、表 3-2-9 に資源化量の内訳を示します。



(資料：環境省一般廃棄物処理実態調査、R2 は伊豆市環境衛生課)

図 3-2-5 資源化量の推移

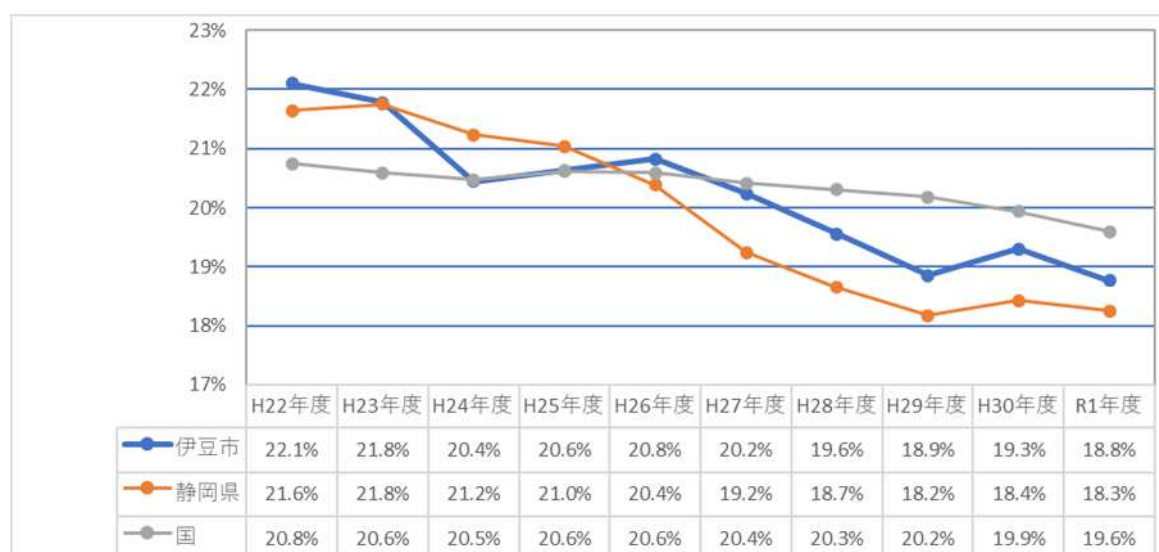
表 3-2-9 資源化量の内訳

区分	年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	
	単位												
資源化量		t/年	2,545	2,454	2,412	2,398	2,329	2,223	2,120	2,179	2,093	2,049	
内訳	中間処理後資源化		t/年	1,987	1,887	1,880	1,881	1,828	1,761	1,705	1,746	1,690	1,749
	内訳	粗大ごみ処理(缶選別・圧縮、瓶類・瓶以外選別・保管)	t/年	556	539	540	527	612	582	568	597	597	643
		ストックヤード	t/年	918	860	843	875	761	703	672	666	616	646
		委託資源化施設	t/年	513	488	497	479	455	476	465	483	477	460
	集団回収		t/年	558	567	532	517	501	462	415	433	403	300
	内訳	古紙類	t/年	534	543	511	499	485	449	403	422	393	291
		古布	t/年	2	2	1	0	1	1	1	1	1	1
		金属類	t/年	14	13	14	5	12	10	9	9	9	8
		ガラス類	t/年	8	9	6	13	3	0	1	1	0	0
		その他	t/年	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0

(資料：環境省一般廃棄物処理実態調査、伊豆市環境衛生課)

2) リサイクル率の推移

本市の令和元年度のリサイクル率は18.8%、10年前と比べると3.3ポイントの減少が見られます。令和元年度の伊豆市の値と国、県の値を比較すると、伊豆市の値は国に比べて0.8ポイント低く、県に比べて0.5ポイント高くなっています。



※リサイクル率＝資源化量÷ごみ排出量

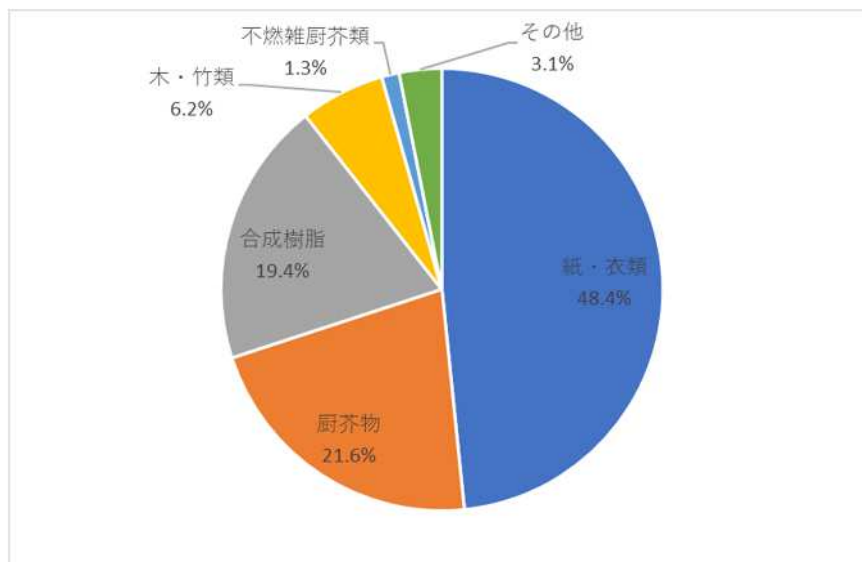
(資料：環境省一般廃棄物処理実態調査、伊豆市環境衛生課)

図 3-2-6 リサイクル率の国、県平均との比較

3-2-5 ごみ質分析結果

図 3-2-7 に伊豆市清掃センターのごみの種類組成を示します。

伊豆市清掃センターのごみの種類組成（平成 23 年度～令和 2 年度までの平均値）は、割合の多い順に「紙・衣類 48.4%」、「厨芥物 21.6%」、「合成樹脂(プラスチック)19.4%」、「木・竹類 6.2%」、「不燃雑厨芥類 1.3%」、「その他 3.1%」となっています。

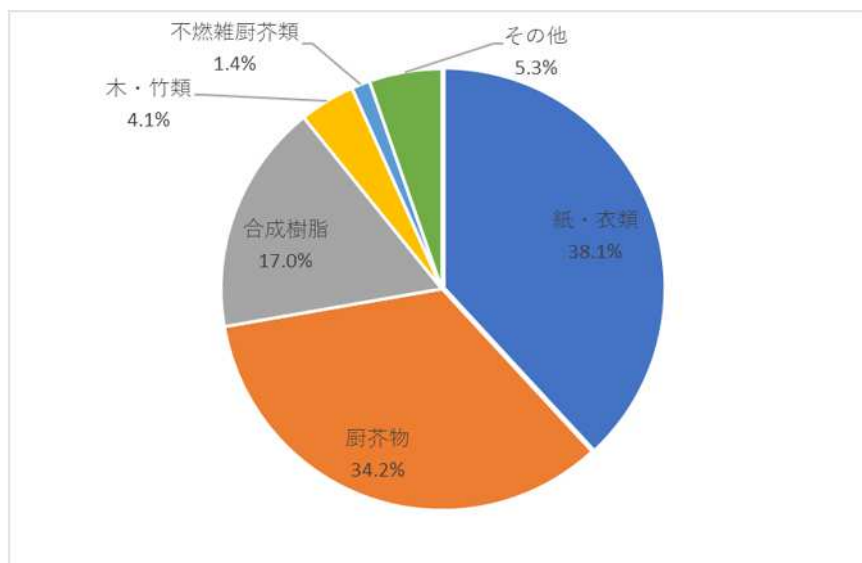


(資料：ごみ質検査 H23-R2)

図 3-2-7 伊豆市清掃センターごみの種類組成(乾燥重量比)

図 3-2-8 に土肥戸田衛生センターのごみの種類組成を示します。

土肥戸田衛生センターのごみの種類組成（平成 23 年度～令和 2 年度までの平均値）は、割合の多い順に「紙・衣類 38.1%」、「厨芥物 34.2%」、「合成樹脂(プラスチック類)17.0%」、「木・竹類 4.1%」、「不燃雑厨芥類 1.4%」、「その他 5.3%」となっています。

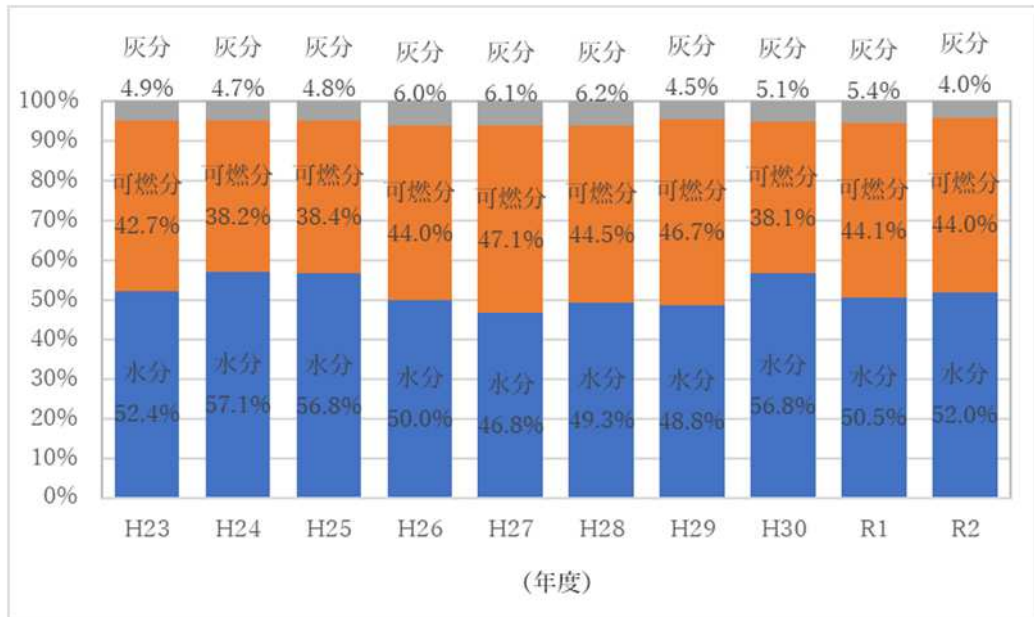


備考) 数値丸めのために比率の合計が 100.0%にならないことがある。

(資料：ごみ質検査 H23-R2)

図 3-2-8 土肥戸田衛生センターごみの種類組成(乾燥重量比)

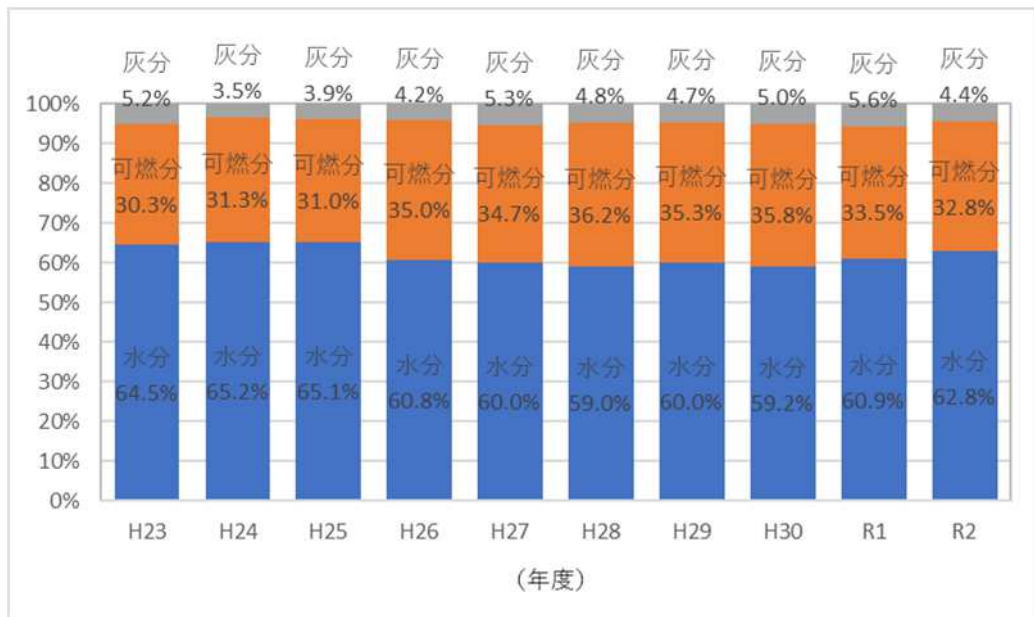
図 3-2-9 に伊豆市清掃センターの燃やせるごみ（10 年間）の三成分値※1 を示します。



(資料：ごみ質検査 H23-R2)

図 3-2-9 伊豆市清掃センターごみの三成分値(重量比)

図 3-2-10 に土肥戸田衛生センターの燃やせるごみ(10 年間)の三成分値を示します。



(資料：ごみ質検査 H23-R2)

図 3-2-10 土肥戸田衛生センターごみの三成分値(重量比)

※1 三成分値：ごみの性状を把握するために、燃やせるごみを水分、灰分、可燃分の三成分の構成比で示すもの

伊豆市清掃センターの過去 10 年間の低位発熱量の平均値は 6,811 kJ/kg、単位体積重量の平均値は 359 kg/m³です。

燃やせるごみの低位発熱量^{※1}と単位体積重量^{※2}を図 3-2-11 に示します。

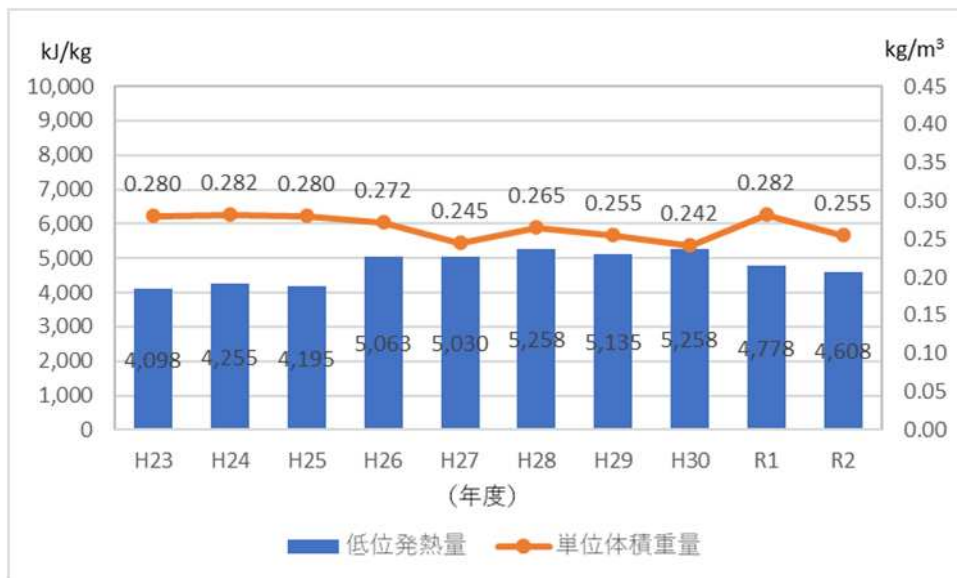


(資料：ごみ質検査 H23-R2)

図 3-2-11 伊豆市清掃センター 燃やせるごみの低位発熱量と単位体積重量

土肥戸田衛生センターの過去 10 年間の低位発熱量の平均値は、4,768 kJ/kg、単位体積重量の平均値は、266 kg/m³です。

燃やせるごみの低位発熱量と単位体積重量を図 3-2-12 に示します。



(資料：ごみ質検査 H23-R2)

図 3-2-12 土肥戸田衛生センター 燃やせるごみの低位発熱量と単位体積重量

※1 低位発熱量：燃やせるごみの燃焼によって発生した熱量を示すもの

※2 単位体積重量：燃やせるごみの 1m³あたりの重量

3-2-6 温室効果ガス排出量の状況

本市の焼却処理に伴う温室効果ガス量を試算した結果を表3-2-10に示します。

表 3-2-10 温室効果ガス量

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
清掃センター										
焼却対象量(t)	7,088	7,483	7,198	7,155	7,256	7,351	7,350	7,350	7,360	7,035
プラスチック類含有量 ^{※1} (t)	639	482	631	689	872	745	719	660	648	689
二酸化炭素発生量 ^{※2} (t)	1,770	1,335	1,748	1,909	2,415	2,064	1,992	1,828	1,795	1,909
水分 ^{※3} (%)	52.3	57.1	56.8	50.1	46.8	49.3	48.8	56.8	50.5	52.0
合成樹脂類 ^{※3} (%)	18.9	15.0	20.3	19.3	22.6	20.0	19.1	20.8	17.8	20.4
CO ₂ 係数(CO ₂ -t/t)	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
土肥衛生センター										
焼却対象量(t)	1,787	1,825	1,808	1,708	1,650	1,649	1,622	1,595	1,541	1,363
プラスチック類含有量 ^{※1} (t)	80	92	122	104	117	130	107	113	90	109
二酸化炭素発生量 ^{※2} (t)	222	255	338	288	325	324	360	296	313	249
水分 ^{※3} (%)	65.2	65.1	65.1	60.8	60.0	59.0	60.0	59.2	60.9	62.8
合成樹脂類 ^{※3} (%)	12.9	14.5	19.4	15.5	17.8	19.2	16.5	17.4	15.0	21.4
CO ₂ 係数(CO ₂ -t/t)	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77	2.77

※1：プラスチック類含有量 = (1-水分/100) × 合成樹脂類/100

※2：二酸化炭素発生量 = プラスチック含有量 × CO₂係数

※3：水分及び合成樹脂の割合は、各年度のごみ質調査による平均値

3-2-7 収集・運搬の概要

1) 収集・運搬の状況

本市の一般廃棄物の収集・運搬の状況を表3-2-11に示します。

収集・運搬は、民間委託により行っています。

表3-2-11 収集・運搬の状況

分別区分		収集方法	収集回数	
燃やせるごみ		ステーション方式	週2回	
資源 ごみ	古紙類	ステーション方式	月2回	
	プラスチック類	プラスチック製容器包装	ステーション方式	月2回
		プラスチック製品	ステーション方式	月2回
		ペットボトル	ステーション方式	月2回
		発泡スチロール、白トレー	ステーション方式	月2回
	缶類	ステーション方式	月2回	
	缶以外の金属	ステーション方式	月2回	
	びん類	ステーション方式	月2回	
	蛍光灯・電球	ステーション方式	月2回	
	乾電池	ステーション方式	月2回	
	廃食用油	ステーション方式	月1回	
燃やせないごみ（びん以外）		ステーション方式	月2回	
陶磁器・ガラスなどの		ステーション方式	月2回	
粗大ごみ ※分解できるものは分別し直接搬入		・直接搬入 ・戸別収集	随時 週1回	
木質等		・ステーション方式 ・施設直接搬入	週2回 随時	

2) 収集・運搬車両

本市の収集・運搬車両の状況を表 3-2-12 に示します。

本市直営の収集車両は 3 台、総積載量が 9 t となっています。委託の収集車両台数等は 19 台、総積載量は 44 t、収集許可のある収集車台数は 99 台、総積載量は 247 t となっています。

表 3-2-12 収集・運搬車両の状況

	直営	収集委託	収集許可	合計
収集車台数[台]	3	19	99	121
積載量[t]	9	44	247	300
件数[件]	—	4	20	24

※バキューム車両除く

(資料：一般廃棄物処理実態調査)

3) 収集・運搬量

本市の過去 10 年間の収集・運搬量の合計は、10,300 t から 11,400 t 程度であり、増減はありますが概ね減少傾向にあります。最大値は平成 24 年度の 11,441 t、最小値は令和 2 年度の 10,327 t です。令和 2 年度を除くと最小値は令和元年度の 10,746 t であり、最大だった平成 24 年度と比べると 695 t 減少しています。

収集運搬量の日平均は 30 t/日程度であり、最大値は平成 24 年の 31.3 t/日、最小値は令和 2 年度の 28.2 t/日（令和 2 年度を除くと令和元年度の 29.4 t/日）です。

表 3-2-13 にごみ収集・運搬量の推移を示します。

表 3-2-13 ごみ収集・運搬量①

単位：t

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27
	収集運搬合計		11,129	11,441	11,157	11,000
日平均 (t/日)		30.5	31.3	30.6	30.1	30.2
家庭系ごみ		7,046	7,655	7,189	6,700	6,384
燃やせるごみ		5,148	5,822	5,266	4,944	4,799
陶器・瀬戸物類 (燃やせないごみ)		119	119	124	111	92
可燃粗大ごみ		0	0	0	84	86
資源粗大ごみ		34	33	81	47	50
資源ごみ		1,745	1,681	1,718	1,514	1,357
事業系ごみ		4,083	3,786	3,968	4,300	4,622
燃やせるごみ		3,728	3,486	3,740	3,919	4,060
陶器・瀬戸物類 (燃やせないごみ)		35	26	26	34	60
可燃粗大ごみ		0	0	0	27	43
資源粗大ごみ		23	12	0	21	25
資源ごみ		297	262	202	299	434

表 3-2-13 ごみ収集・運搬量②

単位：t

区分	年度	H28	H29	H30	R1	R2
	収集運搬合計		10,901	10,829	10,859	10,746
日平均 (t/日)		29.8	29.7	29.8	29.4	28.2
家庭系ごみ		6,266	6,390	6,394	6,417	6,584
燃やせるごみ		4,801	4,792	4,763	4,790	4,845
陶器・瀬戸物類 (燃やせないごみ)		85	137	145	143	141
可燃粗大ごみ		61	88	90	129	136
資源粗大ごみ		60	59	66	75	86
資源ごみ		1,259	1,314	1,269	1,280	1,376
事業系ごみ		4,635	4,439	4,465	4,329	3,743
燃やせるごみ		4,079	4,033	4,031	3,901	3,328
陶器・瀬戸物類 (燃やせないごみ)		63	15	23	12	39
可燃粗大ごみ		37	59	61	81	89
資源粗大ごみ		23	14	16	19	21
資源ごみ		433	318	334	316	266

3-2-8 中間処理の概要

1) 中間処理の状況

本市の中間処理の状況を表 3-2-14 に示します。

表 3-2-14 中間処理の状況

分別区分		中間処理等の概要		
		修善寺・中伊豆・天城湯ヶ島地区	土肥地区	
燃やせるごみ		清掃センターの焼却処理施設で焼却処理。焼却残渣(焼却灰)は、埋立処分。	土肥戸田衛生センターの焼却処理施設で焼却処理。焼却残渣(焼却灰)は、埋立処分。	
資源ごみ	古紙類	清掃センターにて一時保管後、資源化。	土肥リサイクルセンターで一時保管後、資源化。	
	プラスチック類	プラスチック製容器包装	民間処理業者で圧縮梱包し、資源化。	土肥リサイクルセンターで民間処理業者が圧縮梱包し、資源化。
		プラスチック製品	民間処理業者で圧縮梱包し、資源化。	土肥リサイクルセンターで民間処理業者が圧縮梱包し、資源化。
		ペットボトル	民間処理業者で圧縮梱包し、資源化。	土肥リサイクルセンターで民間処理業者が圧縮梱包し、資源化。
		発泡スチロール、トレー	清掃センターで一時保管後、資源化。	土肥リサイクルセンターで一時保管後、資源化。
	缶類	清掃センターで選別し、圧縮処理後一時保管し、資源化。	土肥リサイクルセンターで選別し、圧縮処理後一時保管し、資源化。	
	缶以外の金属	清掃センターで選別、一時保管し、資源化。	土肥リサイクルセンターで選別、一時保管し、資源化。	
	びん類	清掃センターで選別、一時保管し、資源化。	土肥リサイクルセンターで選別、一時保管し、資源化。	
	蛍光灯・電球	清掃センターで一時保管後、資源化。	土肥リサイクルセンターで一時保管後、資源化。	
	乾電池	清掃センターで一時保管後、資源化。	土肥リサイクルセンターで一時保管後、資源化しています。	
廃食用油	清掃センターで一時保管後、資源化。	土肥戸田衛生センターで一時保管後、資源化。		
陶磁器・ガラスなどの燃やせないごみ(びん以外)		埋立処分。	埋立処分。	
粗大ごみ		清掃センターで選別、一時保管し、金属を資源化。	土肥リサイクルセンターで選別、一時保管し、金属を資源化。	
木質等		清掃センターで一時保管し、民間業者で資源化。	土肥戸田衛生センターの焼却処理施設で焼却処理。	

2) 中間処理施設

本市の中間処理施設の概要を表 3-2-15 に、現有施設の位置を図 3-2-13 に示します。

表 3-2-15 中間処理施設の概要

名 称	(仮) 伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設
所在地	伊豆市佐野字川久保
所 管	伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合
敷 地 面 積	17,157.53 m ²
区 分	焼却処理施設
処 理 能 力	82 t/日 (41 t/日×2炉)
稼 動 開 始	令和5年1月 (予定)
処 理 方 式	ストーカ式焼却方式 (発電設備付き)

名 称	伊豆市清掃センター (修善寺・中伊豆・天城湯ヶ島地区)		
所在地	伊豆市柏久保68-1		
所 管	伊豆市		
敷 地 面 積	11,207.64 m ²		
区 分	焼却処理施設	缶プレス施設	粗大ゴミ処理施設
処 理 能 力	50t/16h	5t/日	5t/日
稼 動 開 始	昭和61年4月 (令和4年12月停止予定)	平成元年4月	平成9年4月
処 理 方 式	機械化バッチ燃焼式焼却炉 (準連続対応)	油圧圧縮	低速2軸回転式せん断破 砕方式

名 称	土肥戸田衛生センター (土肥地区)	土肥リサイクルセンター (土肥地区)
所在地	伊豆市小土肥1460-3	伊豆市小土肥1481-4
所 管	伊豆市	伊豆市
敷 地 面 積	14,783.05m ²	807m ²
区 分	焼却処理施設	不燃物処理施設
処 理 能 力	30 t /8h (15 t /8h×2炉)	5t/日
稼 動 開 始	昭和62年4月	平成8年3月
処 理 方 式	機械化バッチ燃焼式焼却炉	選別、圧縮、破碎処理

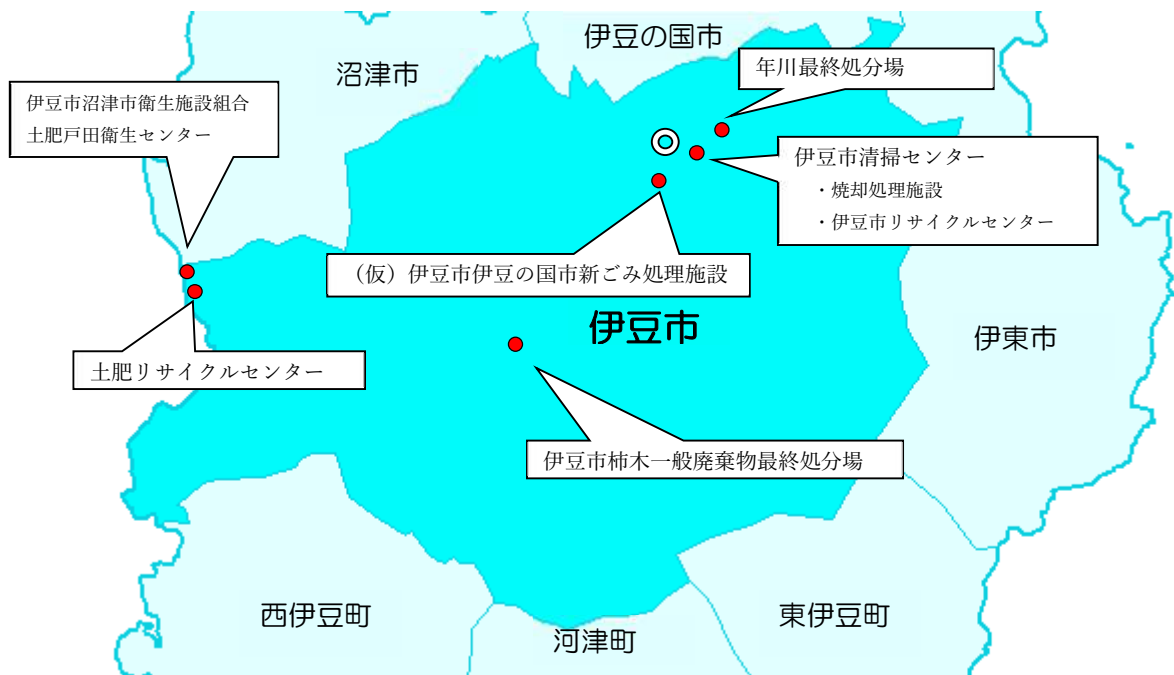


図 3-2-13 現有施設の位置図

参考 (仮) 伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設 完成イメージ図



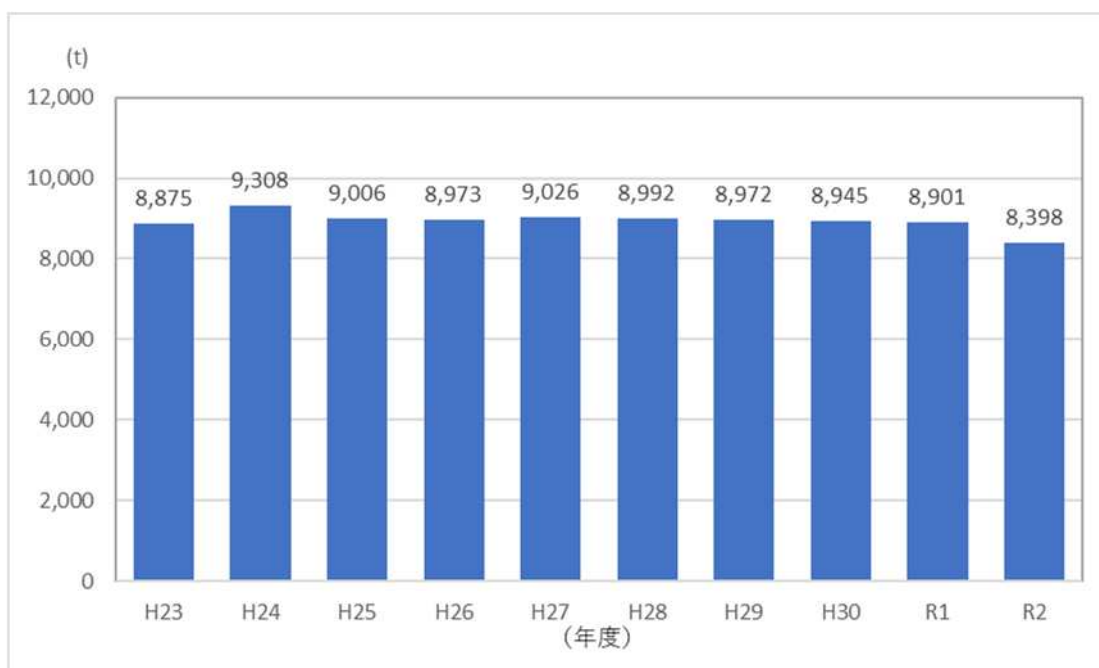
周辺環境と調和し、地域のシンボルとなるデザイン

3) 中間処理量

(1) 直営・焼却処理量

本市の過去 10 年間の焼却処理量は、最大値が平成 24 年度の 9,308 t、最小値が令和 2 年度の 8,398 t です。令和 2 年度を除くと最小値は令和元年度の 8,901 t です。10 年間の推移をみると概ね横ばい傾向にあります。

図 3-2-14 に焼却処理量の推移を示します。



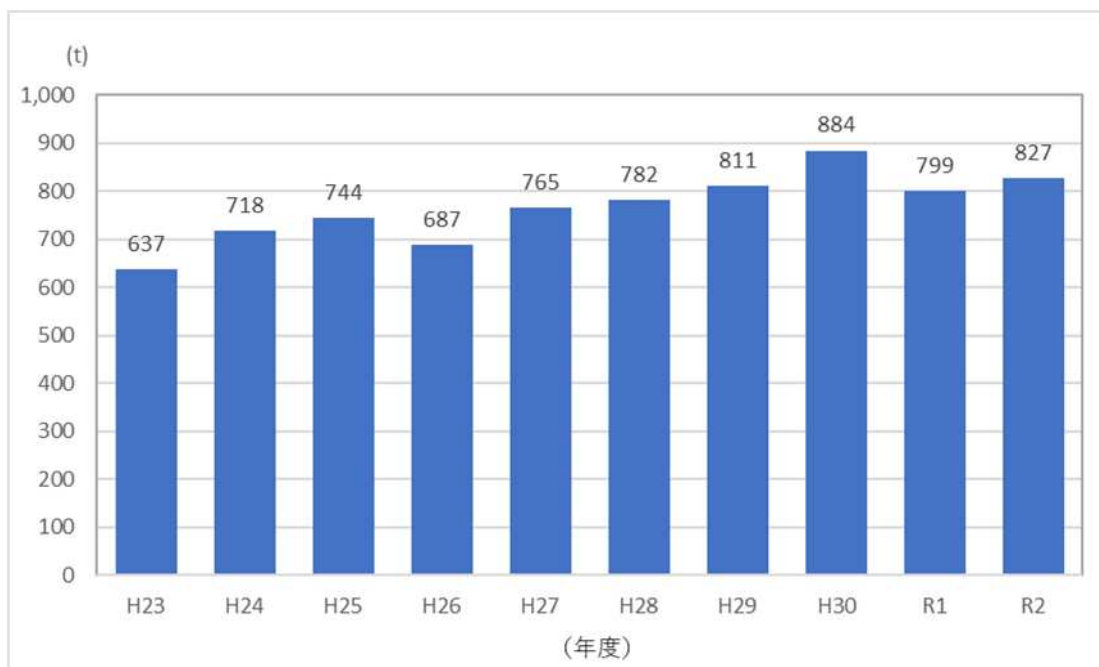
(資料：環境省一般廃棄物処理実態調査、R2 は伊豆市環境衛生課)

図 3-2-14 焼却処理量の推移

(2)直営中間処理・粗大ごみ等処理量

本市の過去 10 年間の直営ごみ中間処理・粗大ごみ等処理量は、最大値が平成 30 年度の 884 t、最小値が平成 23 年度の 637 t です。10 年間の推移をみるとやや増加傾向にあります。

図 3-2-15 に直営中間処理・粗大ごみ等処理量の推移を示します。



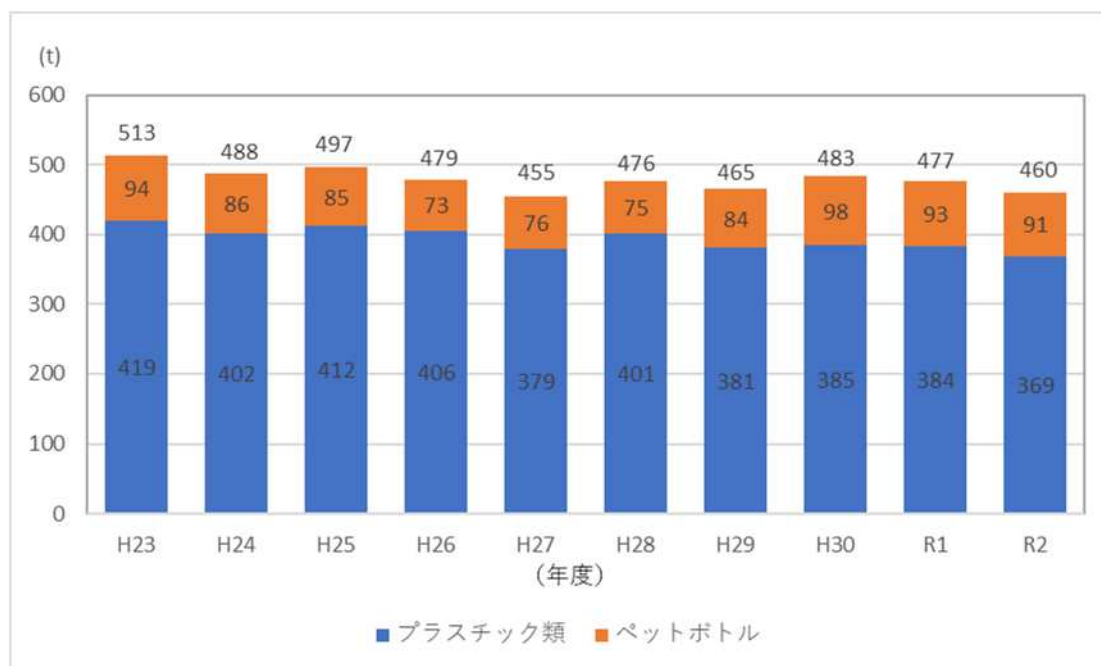
(資料：伊豆市環境衛生課)

図 3-2-15 直営中間処理・粗大ごみ等処理量の推移

(3)民間委託の減容・梱包処理量

本市の委託処理しているペットボトル、プラスチック類の減容・梱包処理量は、過去10年間で最大値が平成23年度の513t、平成27年度の455tが最小値です。10年間の推移をみると概ね横ばい傾向にあります。

図3-2-16にプラスチック類等の処理量の推移を示します。



(資料：環境省一般廃棄物処理実態調査、R2は伊豆市環境衛生課)

図3-2-16 民間委託の減容・梱包処理量の推移

3-2-9 最終処分場の概要

1) 最終処分場の概要

本市が焼却残渣、不燃残渣の処分を行う最終処分場の概要を表 3-2-16 に示します。
伊豆市清掃センターの焼却残渣は、柿木一般廃棄物最終処分場で埋立処分し、土肥戸田衛生センターの焼却残渣は、民間業者委託による埋立処分をしています。また、伊豆市清掃センター及び土肥リサイクルセンターの不燃残渣は年川一般廃棄物最終処分場で埋立処分をしています。

表 3-2-16 最終処分場の概要

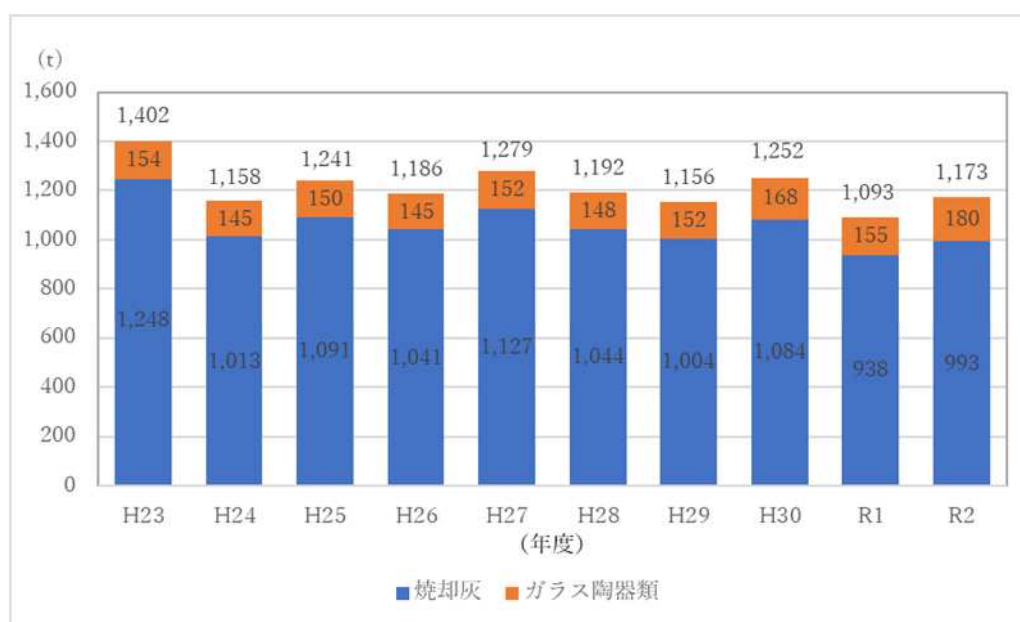
区分	内容	
名称	柿木一般廃棄物最終処分場	年川一般廃棄物最終処分場
所管	伊豆市	伊豆市
埋立地面積	4,702m ²	7,438m ²
埋立容量	34,580m ³	52,328m ³
供用開始	平成7年10月	昭和62年4月
埋立方法	サンドイッチ工法	サンドイッチ工法
埋立対象	焼却灰	ガラスくず、びんくずなど安定品目
残余容量	8,028 m ³ (令和2年度)	17,762 m ³ (令和2年度)

(資料：環境衛生課、清掃センター)

2) 最終処分量

本市の過去 10 年間の最終処分量は、最大値が平成 23 年度の 1,402 t、最小値が平成元年度の 1,093 t です。10 年間の推移をみると概ね横ばい傾向にあります。

最終処分量の推移を図 3-2-17 に示します。



(資料：環境省一般廃棄物処理実態調査、R2 は伊豆市環境衛生課)

図 3-2-17 最終処分量の推移

3-2-10 ごみ処理フロー

本市の現在のごみ処理フローを図 3-2-18 及び図 3-2-19 に示します。また、新リサイクルセンター供用後のごみ処理フローを図 3-2-20 に示します。

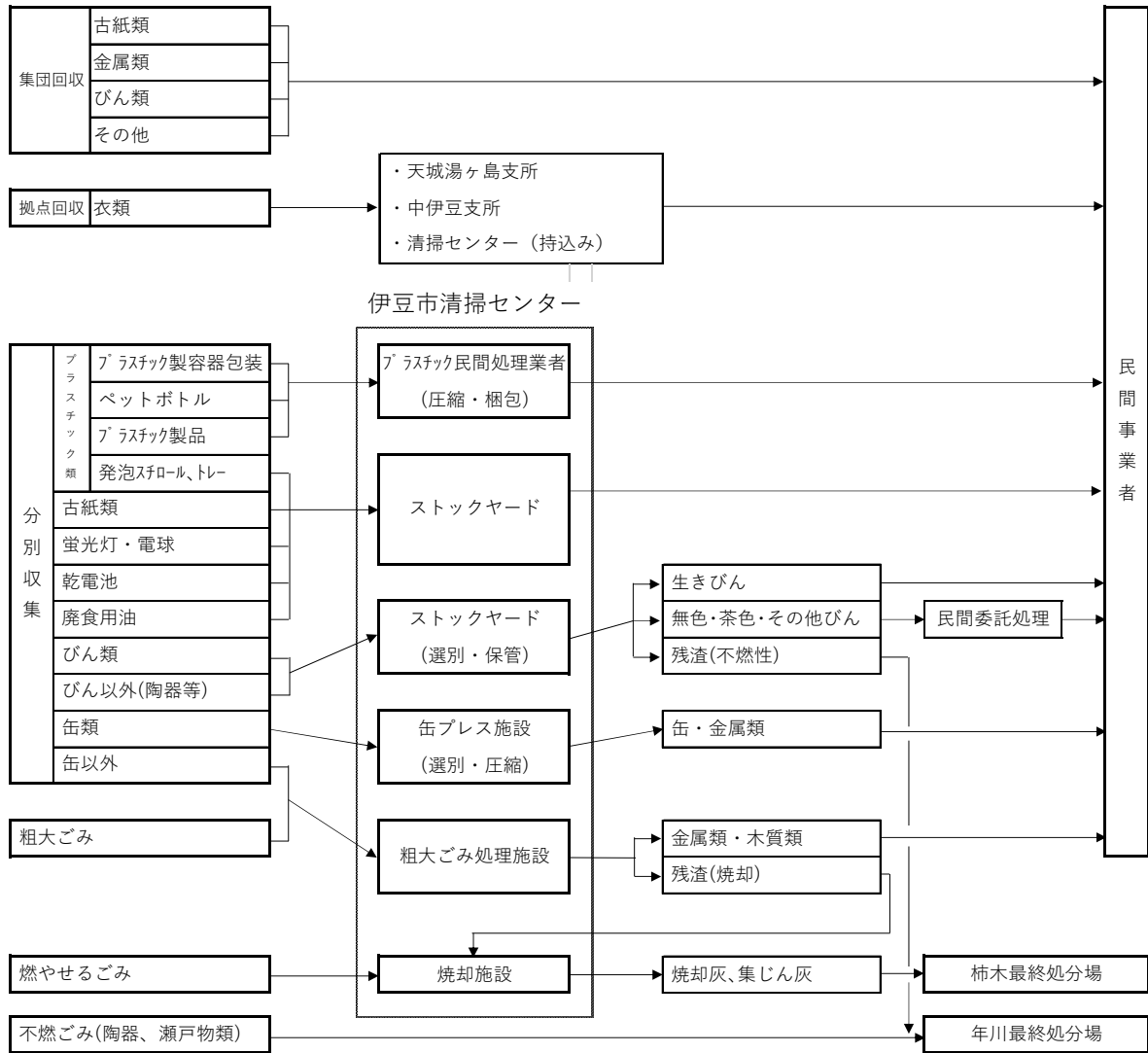


図 3-2-18 ごみ処理フロー その1 (現状 修善寺・中伊豆・天城湯ヶ島地区)

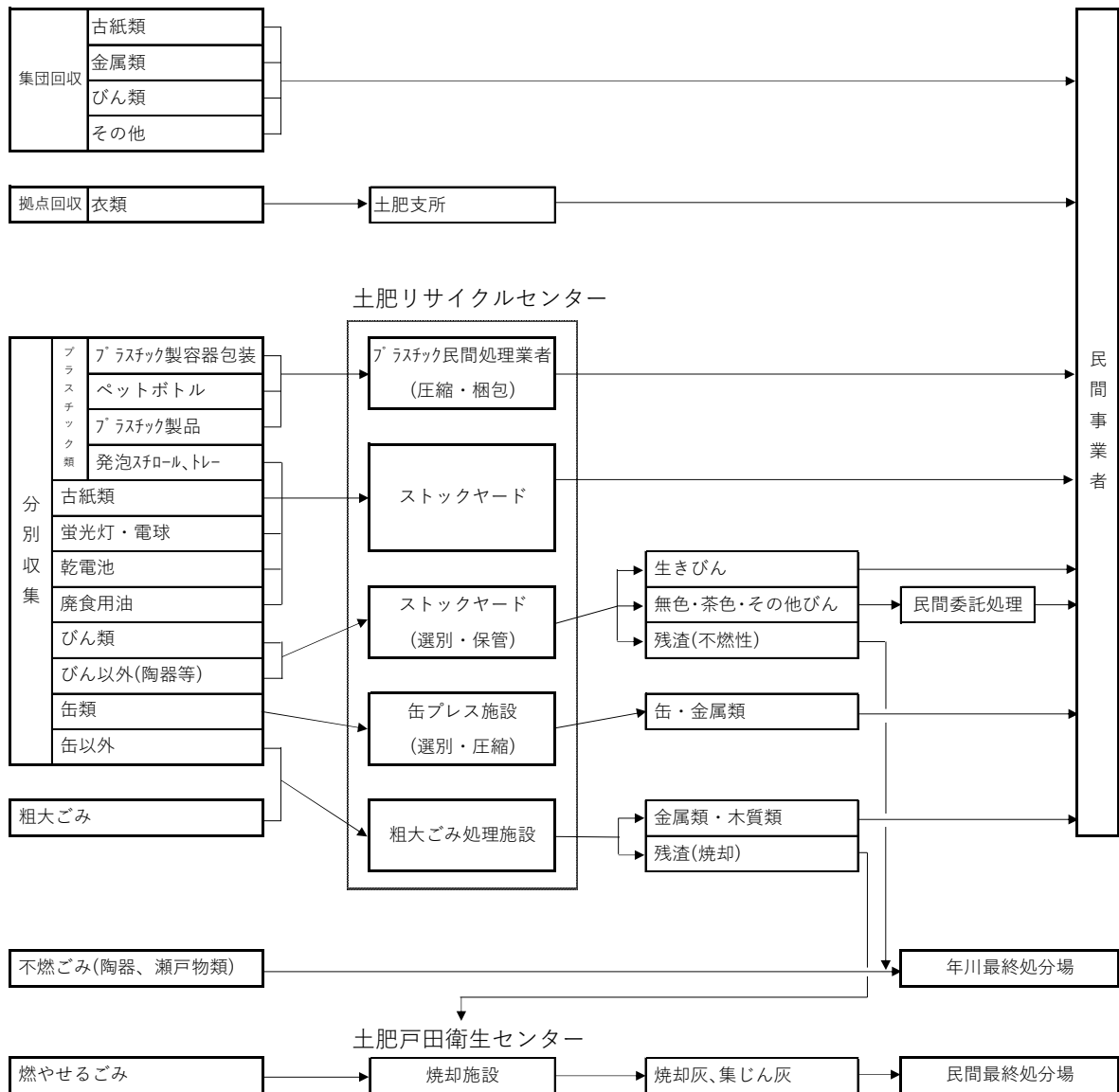


図 3-2-19 ごみ処理フロー その2 (現状 土肥地区)

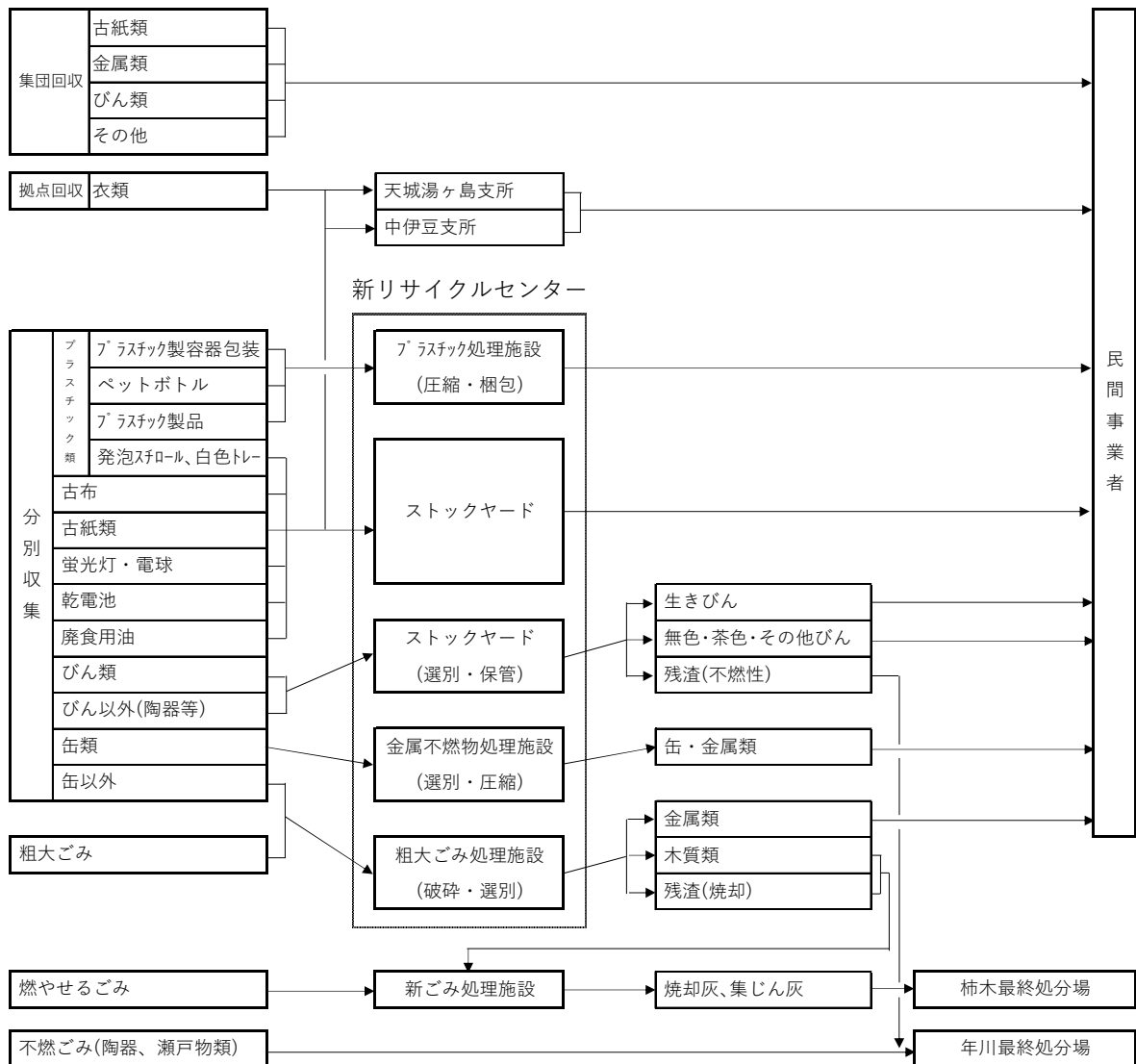


図 3-2-20 ごみ処理フロー その3 (将来 新リサイクルセンター供用後)

3-2-11 ごみ減量化・再生利用の状況

1) 広報・啓発活動

伊豆市のごみの出し方便利帳、ごみ収集カレンダー、広報等の配布、ホームページを活用し、ごみの発生抑制・資源化のための広報・啓発活動を行っています。

2) 廃棄物処理施設見学会の実施

ごみ処理の実態を身近に体験してもらうため、新ごみ処理施設等の見学会を実施し、中間処理や最終処分の状況を理解してもらい、市民・事業者並びに行政との協働による、ごみの発生・排出抑制及び分別の徹底の必要性等について普及・啓発を行っています。

環境教育の一環として市内の小学生を対象にした処理施設見学会を実施し、ごみ処理に関する意識の向上に努めています。

3) 出前講座の開催

地域に出向き、市民の3R意識高揚や有料化への取り組み、また分別によるごみ減量・資源化の促進及びこの普及・啓発を行うとともに、ごみの排出方法等に対する意見などを求めるため地域出前講座を行っています。

4) レジ袋削減対策・マイバック運動の推進

ごみの発生抑制と減量を進めるため、市民・事業者・行政等が、それぞれの役割を連携し、レジ袋削減に向けた運動を展開するとともに、マイバック運動を推進し、小売業者の取り組み意向などを踏まえ、情報提供や支援等の調査・研究を行い、様々な機会においてPRを行い、市民の輪を広げながら運動を進めています。

5) 廃食用油のバイオディーゼル化

市では、地球温暖化防止活動及び循環型社会の形成を目指すため、その一環として平成21年4月1日から家庭で使用済みとなった廃食用油（植物性に限る）を各集積所から回収し、再利用する事業に取り組んでいます。

6) 生ごみ処理容器の購入補助金

家庭から出る生ごみの減量化・資源化を促進するため、生ごみ堆肥化容器の購入世帯に対し、購入費用の一部を補助しています。

表3-2-17に令和2年度生ごみ処理容器の購入補助の実績を示します。

コンポスト

【対象】

- ①材質が、耐水性及び耐久性を備えたもの。



- ②臭気等の発散及び雨水等の流入を防止するための、ふたを備えたもの。
- ③ハエ等の害虫駆除剤を備えたもの。

【補助範囲及び補助金の額】

- ① 1世帯に2容器まで。
- ② 1容器につき購入費の2分の1。100円未満の端数は切り捨て。
- ③ 1容器につき上限4,000円。

表 3-2-17 令和2年度 生ごみ処理容器の購入補助の実績

種類	補助基数（基）	補助世帯数（世帯）
コンポスト	17	16

7) ごみ集積所の設置補助金

環境衛生の一層の向上を図るため、集積所を設置する自治会に対し、費用の一部を補助しています。

補助金は総事業費の2分の1以内（1,000円未満切捨て）で10万円を限度とします。なお、ごみ集積所の耐久性は10年以上を目安とし、大きさは間口180cm、奥行き100cm以内、高さ180cm前後のもので設置場所にふさわしいものとしています。

8) 資源ごみ集団回収補助金

廃棄物の再資源化とごみ減量化を図るため、地域の奉仕活動団体が自主的に行う資源ごみ集団回収事業に対し、予算の範囲内で、奨励金を交付しています。対象となる資源ごみは、古紙、空き缶、空きびん、鉄くず、布、その他資源として再利用できるものです。（奨励金：資源ごみ1kg当たり4円（10円未満の端数は切り捨て））

9) ごみ処理手数料

平成 22 年 4 月 1 日より燃やせるごみ、粗大ごみの処理の有料化を行っています。

ごみ処理手数料の納付方法は、指定ごみ袋、一般廃棄物処理施設搬入券、ごみ処理券(10 円・30 円・100 円・200 円・500 円)を購入することにより、間接的にごみ処理手数料を納付する方法をとっています。

表 3-2-18 指定ごみ袋の販売手数料(1 枚あたり)

種類	区分				持込み専用
	家庭系・事業系兼用				
容量 (ℓ)	10	20	30	45	70
手数料額 (円)	10	15	20	30	50

※70ℓ 袋は直接処理施設に持ち込む場合のみ使用可

表 3-2-19 搬入ごみ処理手数料(木質等)

重量が 10 kg	重量 10 kg までごとに加算
60 円	加算額 60 円

家庭ごみの排出方法(表 3-2-2)参照

粗大ごみ処理に係るごみ手数料 (表 3-2-4) 参照

3-2-12 ごみ処理経費の実績

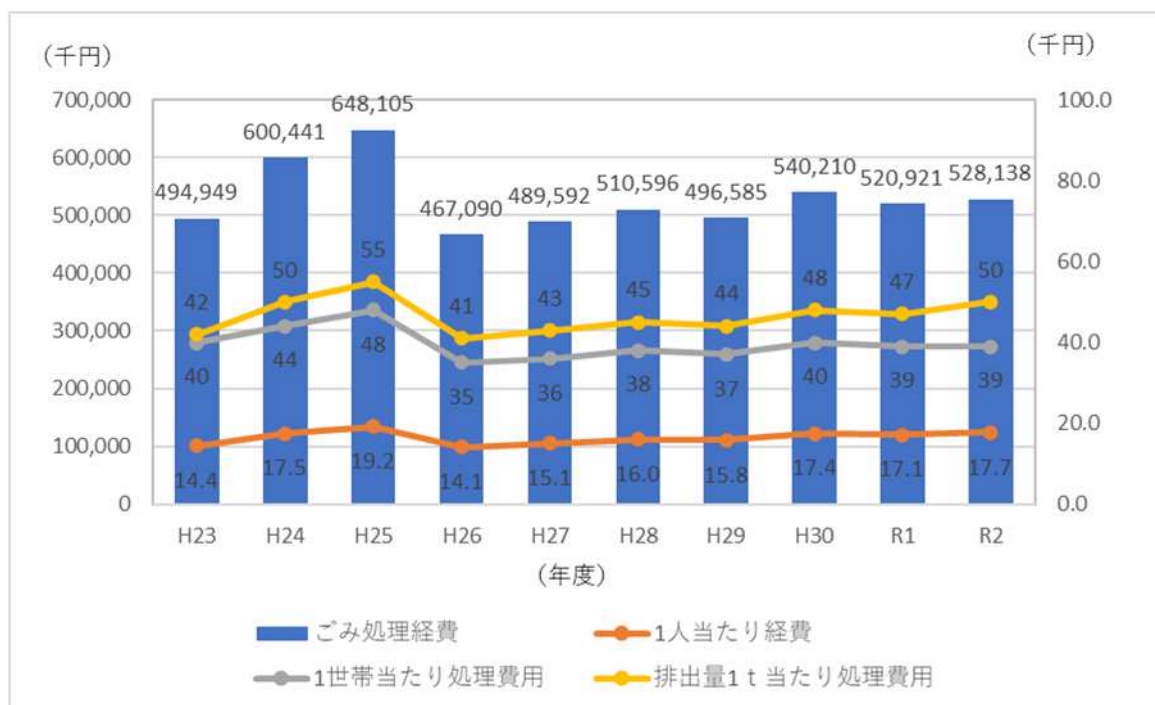
ごみ処理経費の実績を表 3-2-20、図 3-2-21 に示します。

ごみ処理経費は、大規模な焼却炉の改良工事を行った平成 25 年度が一番高くなっています。1 人当たりの処理経費は、14,300 円から 19,500 円の間で推移しています。

表 3-2-20 ごみ処理経費の実績①

単位：千円

項目	H23	H24	H25	H26	H27
ごみ処理経費	494,949	600,441	648,105	467,090	489,592
1 人当たり経費	14.5	17.7	19.5	14.3	15.3
1 世帯当たり処理経費	36.9	44.7	48.4	34.9	36.6
排出量 1t 当たり処理経費	44.5	52.5	58.1	42.5	44.5
項目	H28	H29	H30	R 元	R2
ごみ処理経費	510,596	496,585	540,210	520,921	528,138
1 人当たり経費	16.1	16.0	17.6	17.3	17.9
1 世帯当たり処理経費	38.2	37.2	40.3	38.9	39.5
排出量 1t 当たり処理経費	46.8	45.9	49.7	48.5	51.1



(資料：環境省一般廃棄物処理実態調査、伊豆市環境衛生課)

図 3-2-21 ごみ処理経費の実績②

3-2-13 類似自治体との比較検討（偏差値による比較）

1) 類似自治体との比較

ごみ処理状況についての東海4県の自治体※1（84自治体）との比較を図3-2-22に示します。

本データは令和元年度環境省一般廃棄物処理実態調査に基づきます。

69

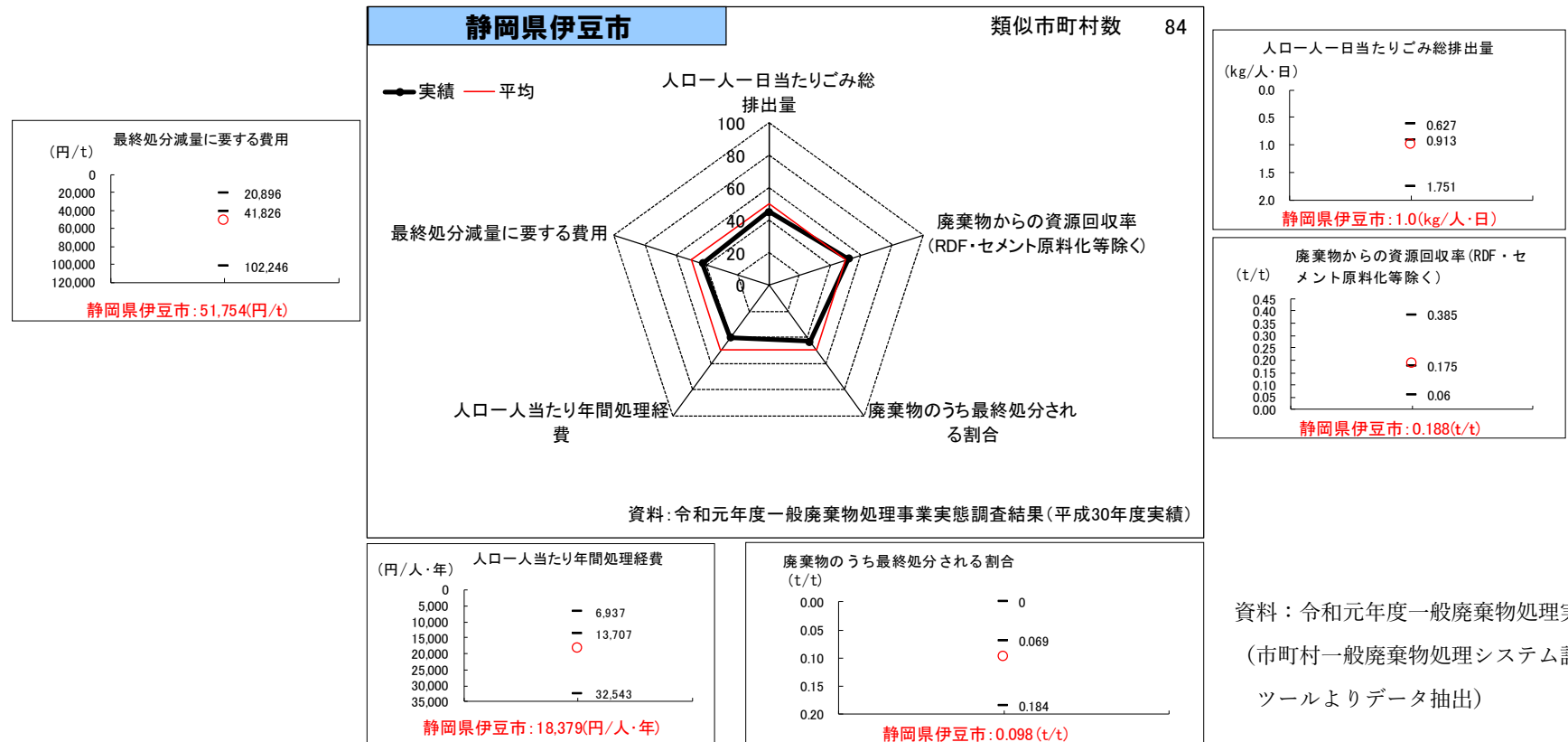


図 3-2-22 類似自治体との比較

2) 類似自治体との比較による主な相違点

(1) 1人1日当たりごみ総排出量（原単位）

本市の原単位は1,000g/人・日で、類似自治体の原単位平均値913g/人・日を上回っています。（図3-2-20参照）

原単位：ごみ総排出量÷365日÷人口

(2) 人口1人当たり年間処理経費

本市の人口1人当たり年間処理経費は、18,379円/人・年で、類似自治体の平均値13,707円/人・年を上回っています。（図3-2-20参照）

人口1人当たり年間処理経費：処理及び施設維持管理費÷人口

(3) 廃棄物のうち最終処分される割合

本市の廃棄物のうち最終処分される割合は9.8%で、類似自治体の平均値6.9%を上回っています。（図3-2-20参照）

最終処分される割合：最終処分量÷ごみ総排出量

(4) 最終処分減量に要する費用

本市の最終処分減量に要する費用は、51,754円/tで、類似自治体の平均値41,826円/tを上回っています。（図3-2-20参照）

最終処分減量に要する費用：(処理及び廃棄物維持管理費－最終処分費－調査研究費)
÷(ごみ総排出量－最終処分量)

(5) 廃棄物からの資源回収率

本市の廃棄物からの資源回収率は、18.8%で類似自治体の平均値17.5%を上回っています。（図3-2-20参照）

資源回収率：資源化量÷ごみ総排出量

3-2-14 課題の整理

課題1 ごみ排出抑制の推進

本市の令和元年度の原単位 1,000 g/人・日は、国 (919 g/人・日)、県 (885 g/人・日) を上回っています。(図 3-2-3 参照) また、類似自治体の平均値 (913g/人・日) と比較してもこれを上回っています。

過去 10 年間のごみ総排出量は人口の減少に伴って微減傾向にありますが、一方で原単位は微増傾向にあります。ごみの発生抑制・減量化に係る取り組みを推進し、原単位が減量化目標に達するよう、市民・事業者へ排出抑制、資源化を喚起していくことが課題となります。

課題2 ごみの資源化の推進

本市の令和元年度のリサイクル率は 18.8% で、国平均 (19.6%) を下回っていますが、県平均 (18.3%) を若干上回っています。(図 3-2-6 参照) また、類似自治体の平均値 (17.5%) と比較しても上回っています。

過去 10 年間の推移をみると、新聞や雑誌、缶入り製品などの比較的重量の多いものの販売量の減少のほか、スーパーなど民間事業者による資源物の回収が進展したことでリサイクル率が下がってきており、全国的にも同様の傾向がみられます。リサイクル活動の推進、プラスチック資源循環法に対応した新たな分別品目の検討、拠点回収サービスの拡充、分別に係る高齢者対策などに取り組んでいく必要があります。

課題3 事業系ごみ対策の推進

本市の令和元年度の事業系ごみの占める割合は 39% で、国(30%)、県(29%) を上回っており、1 事業所あたりのごみ排出量 (2,461 kg/年) も国 (2,035 kg/年) 及び県 (1,858 kg/年) の平均値を上回っています。産業別人口の約 7 割が第 3 次産業となるため、事業系ごみの影響も本市の原単位が高い要因として考えられます。(図 3-2-2 参照)

本市は観光が基幹産業で、事業系ごみの多くは宿泊施設等に由来しているものと考えられ、事業者や観光客に対する排出抑制やごみの分別、リサイクルの取り組みを推進していく必要があります。

課題4 効率的・効果的な収集・運搬

ごみ排出量 (集団回収量を除く) の約 78 % を可燃ごみが占めています。(図 3-2-4 参照) その中でも、伊豆市清掃センターのごみの種類組成 (平成 28 年度から令和 2 年度までの平均値) では、紙・布が 48.4 %、土肥戸田衛生センターのごみの種類組成 (平成 28 年度から令和 2 年度までの平均値) では、紙・布が 38.1 % となっています。種類組成から可燃ごみを減量できる余地は充分あるため、拠点回収品目の拡充や新たな分別品目なども検討し、ごみの減量化、リサイクル率の向上を図ることが課題となります。

課題5 安全で安定した広域処理

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合では、令和4年度（令和5年1月）に稼働予定の新ごみ処理施設を整備中です。施設稼働に向け、2市でごみの排出方法などを調整し、安定的な広域処理を構築・維持する必要があります。

課題6 処分量の削減の推進

焼却灰、不燃ごみの処分は、柿木一般廃棄物最終処分場、年川一般廃棄物最終処分場及び民間の最終処分場で行っています。ごみ処理施設の適切な管理運営を行うとともに埋立てごみの減量化に努めます。

また、新ごみ処理施設稼働に併せて、焼却灰の資源化について検討し、リサイクル率の向上や既存最終処分場を延命化する必要があります。

課題7 循環型環境施設の整備

新ごみ処理施設の整備に併せて、市民サービス、リサイクル率の向上のため、令和6年度を目標に新リサイクルセンターを整備し、循環型社会構築に資する施設の整備を行います。

課題8 環境にやさしい取組の推進

美しいまちの維持に向けて産業廃棄物などの不法投棄やごみのポイ捨て防止など、市内の環境美化に努めるとともに、本市の豊かな自然や長い歴史により育まれてきた魅力ある景観の保全に努めます。

課題9 カーボンニュートラルの取組の推進

新ごみ処理施設では、焼却処理に伴い発生する余熱を発電等に利用します。地球温暖化防止の観点から、ごみ減量を通じて間接的に省資源、省エネルギーに取り組むとともに、ごみ処理関連施設における省資源、省エネルギーにも努めます。

課題10 公共サービスへのアクセスの充実

様々な理由で集積所やごみ処理施設にごみを持っていくことが困難な市民がいることを踏まえ、ごみ処理サービスの利便性が向上するよう、戸別収集などのごみ収集の仕組みについて検討していきます。

3-3 ごみ処理の基本方針

3-3-1 循環型社会形成に向けた基本原則

平成13年4月に施行された資源有効利用促進法では、循環型社会を形成していくために、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組みを総合的に推進していくことを定めています。

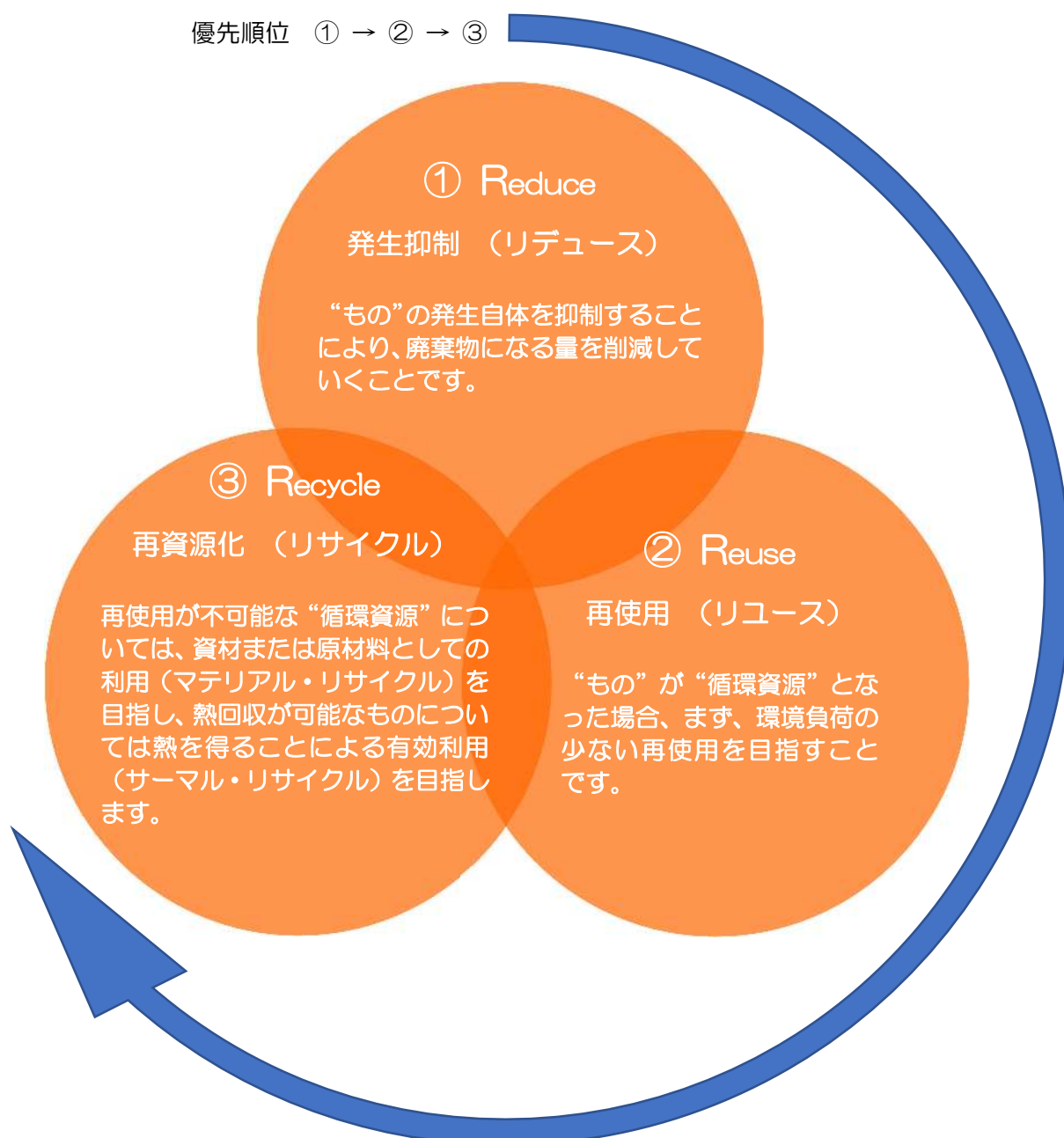


図 3-3-1 3R (リデュース・リユース・リサイクル)

また、平成13年1月に施行された循環型社会形成推進基本法では、環境負荷をできる限り低減するという観点から、以下の優先順位が定められています。

- ①発生抑制（リデュース）
- ②再使用（リユース）
- ③再生利用（マテリアル・リサイクル）
- ④熱回収（サーマル・リサイクル）
- ⑤適正処分（①から④までで有効利用が不可能な“循環資源”については、埋立など、適正処分を目指すことです。）

本市においても、この基本原則に基づき、住民・事業者・行政が意識を高めるとともに、さらにグリーン購入※1に努めるなど、持続可能な循環型社会形成に向けた各種取組みを実施する必要があります。

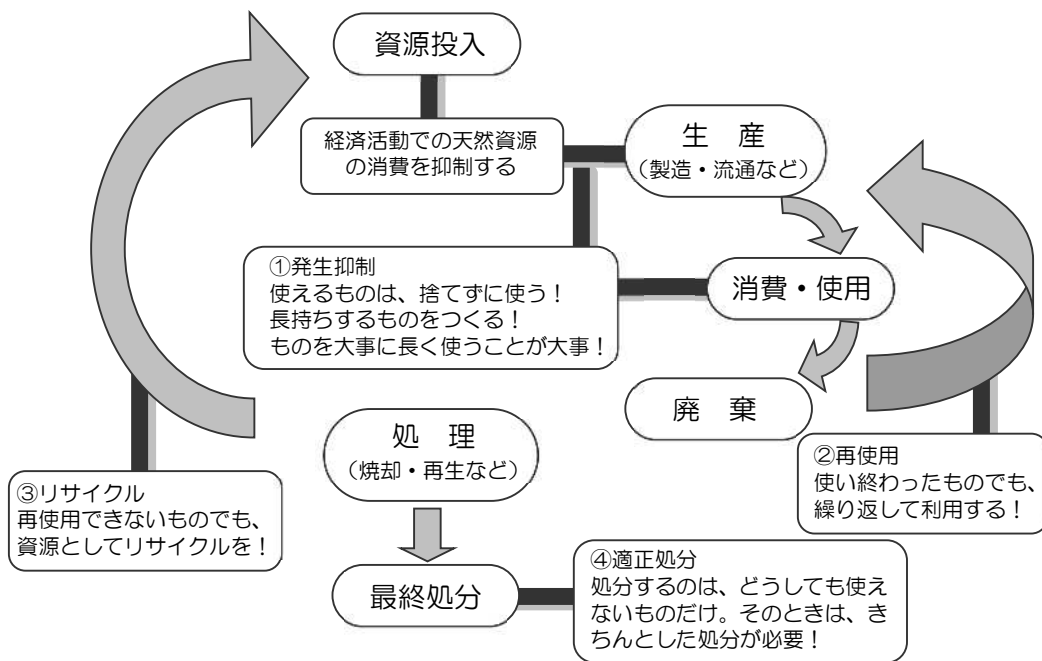


図 3-3-2 循環型社会のイメージ

※1 グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

3-3-2 基本理念

我が国では、利便性・快適性を追求し、大量生産・大量消費型の社会の中で大量のごみを排出してきました。この反省を踏まえ、現在国では、地域循環圏^{*1}の形成を進めており、本市でも、市民、事業者、行政が3Rの取り組みを推進してきた結果、ごみ総排出量の減少などの一定の成果を上げてきました。しかし次に掲げるような諸々の課題には、まだ改善すべきことが残されており、近年急速に社会に浸透しつつある、国連の持続可能な開発目標(SDGs)の視点から見ても、取り組みを継続していく必要があります。

<廃棄物処理に関わる諸課題>

- ・使い捨て型ライフスタイルの見直しなどによる廃棄物発生量の削減
- ・食品ロス対策などによる資源ロスの削減
- ・廃棄物の循環利用の促進
- ・廃棄物エネルギーの利活用促進
- ・廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上
- ・廃プラスチック対策による海洋のプラスチック汚染の防止
- ・災害廃棄物対策
- ・公共サービスにアクセスしづらい高齢者等へのサービスの拡充

そこで第3次計画では、第2次計画で基本理念とした「環境負荷低減を目指した安心・安全な循環型社会の形成」にSDGsの視点を加えて、「循環型社会への取り組みを通じて環境負荷を低減し、持続可能で安心・安全な社会を構築する」ことを基本理念とし、市民・事業者・行政が一体となって、持続可能な循環型社会の実現に向けて取組を継続していくこととします。

<<基本理念>>

循環型社会への取り組みを通じて環境負荷を低減し、
持続可能で安心・安全な社会を構築する



*1:「循環型社会」を形成していくためには、地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要です。地域循環圏とは、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域循環を構築していこうという考え方です。

3-3-3 基本方針

基本理念を達成していくため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおり定めます。

方針1：“もの”の発生及び排出抑制の推進

対応する課題： 課題1 課題2 課題3 課題9

廃棄物問題の源である、“もの”の発生そのものを抑制します。
ごみの減量化・資源化に向けて、市民・事業者・行政が連携し活動していきます。

方針2：循環資源のリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）

対応する課題： 課題1 課題2 課題3 課題7

発生した“もの”は、循環資源として捉え、これらのリユース、リサイクルを行います。
環境にやさしい消費活動により、資源を循環活用し、環境負荷を少なくしていきます。
地域の事業者が有するリサイクル技術・処理技術を活かしていきます。
多様な循環型社会基盤を整備し、市民がリサイクルに取り組みやすくします。

方針3：適正処理の確保

対応する課題： 課題4 課題5 課題6 課題7 課題8

処理が必要な“もの”については、中間処理を通じて適切な処理を行い、焼却灰、不燃物などは最終処分を安全かつ適正に行います。

方針4：環境学習・啓発活動の推進

対応する課題： **課題1** ~ **課題7**

市民のごみへの意識を向上させ、ライフスタイルを変化させるなど、循環型社会への取り組みを促していくため、環境学習の機会を整備するとともに、効果的な啓発活動を推進します。
市民、事業者のごみの排出者責任、自己管理責任の意識向上を促します。

方針5：環境負荷を低減するごみ処理システムの構築

対応する課題： **課題5** **課題7**

循環型社会の構築、環境負荷の低減など、地球環境の保全という視点に立った循環型環境施設や、安定的・効率的なごみ処理施設の整備を進めます。

安全・安心な処理・処分体制を充実し、快適な生活環境を保全していきます。

方針6：ごみ処理に関する市民サービスの向上

対応する課題： **課題10**

ごみ収集などのサービスをすべての市民が容易に受けることができるよう、従来の仕組みとは異なる収集方法についても検討します。

市民の快適な生活を支援し、安心して暮らせる持続可能な社会を構築していきます。

3-3-4 取組の体系

取組の体系を図 3-3-3 に示します。

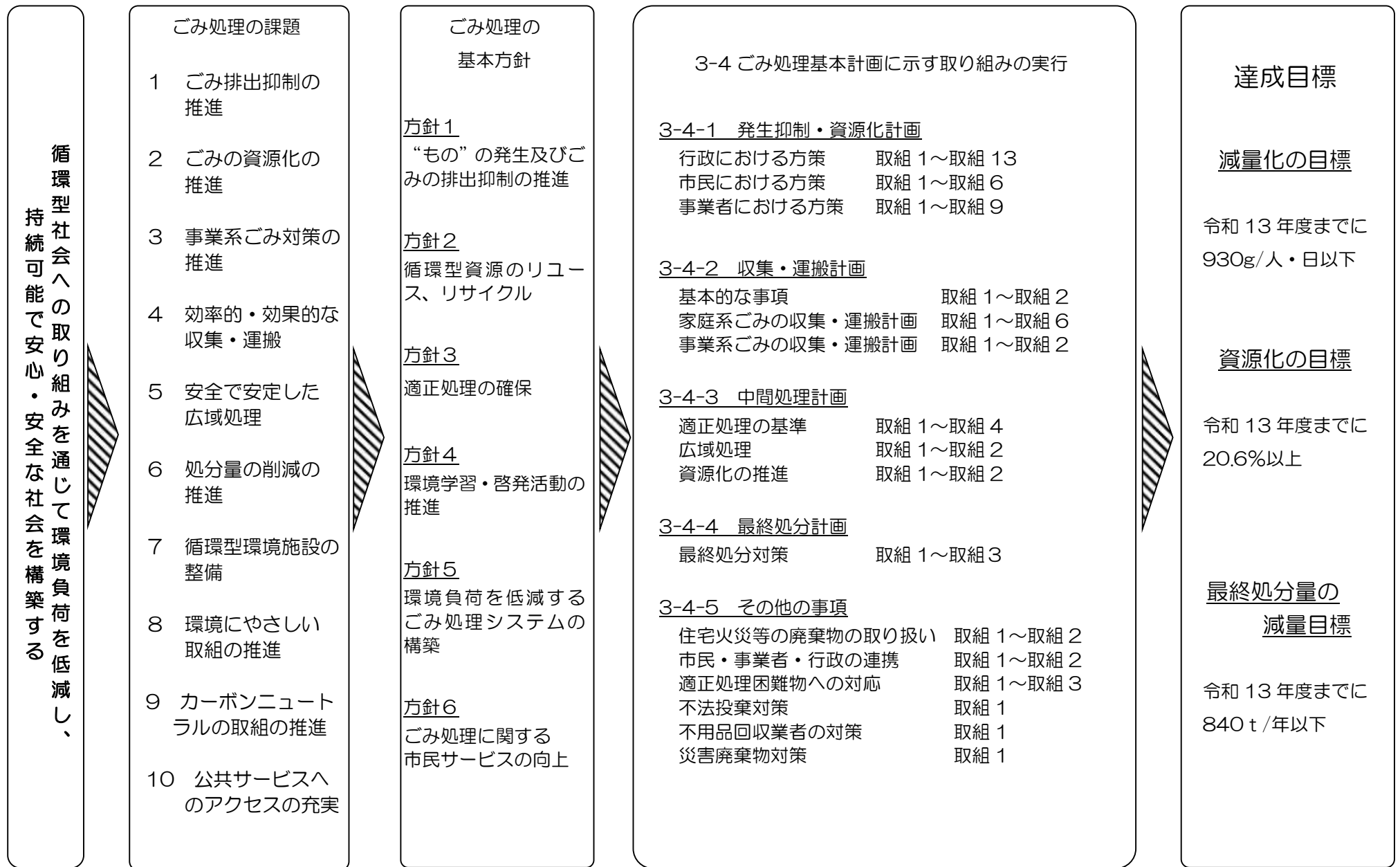


図 3-3-3 取組の体系

3-3-5 基本目標達成のための役割

基本目標を達成するため、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を認識してごみの減量化・資源化に取り組み、協働・連携して行動するとともに、PDCA^{※1}を徹底していくことが重要です。

※1 PDCA：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4つのステップを繰り返すことによって、事業を継続的に改善する手法。

市民・事業者・行政の役割

市民の役割

市民一人ひとりが、自らがごみの排出者であるという自覚と責任を持って、ごみの減量化や資源化など、循環型社会への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。

グリーンコンシューマー^{※1}を目指した消費活動を行い、ごみをできるだけ少なくするライフスタイルを実践していくことが大切です。

市民や市民団体が行っているリサイクル活動、資源の分別回収や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収など、身近なところで実施されているリユース・リサイクル活動に参加・協力したり、耐久性のある商品や再生利用しやすい商品の購入を心がけたりするなど、取り組みやすいことから実践していくことが大切です。

※1 グリーンコンシューマー：環境に配慮した行動をする消費者をいう。例えば、エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入したりする。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者である。

事業者の役割

事業者は、廃棄物の適正処理義務や拡大生産者責任を有することを認識し、廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減に配慮した事業活動の実施や、廃棄物の適正処理と法令遵守の徹底をする必要があります。

再使用や資源化を考慮した商品開発、使用後の容器などの回収ルートや資源化システムの整備などが重要です。

併せて、商品の販売に際しては、環境負荷の低減を図り、資源の浪費を抑制する商品を多く

取り揃えとともに、不用になった商品の資源化方法のPR、過剰包装の自粛、店頭回収の工夫に努めるなど、市民がごみの発生抑制やリユース・リサイクルに取り組みやすい仕組みをつくっていくことが大切です。

また、自らの事業活動の中で自主的なリサイクル活動を積極的に行い、循環型社会を意識した事業展開をしていくことも求められています。

行政の役割

市は、庁内及び公共施設内で、積極的なグリーン購入、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）など、循環型社会への取り組みを進めます。

市民や事業者に対しては、環境に関する情報や学習機会、各種のイベントの提供に努めるとともに、自発的にごみの発生抑制や資源化活動に取り組んでいる市民や事業者などに対する支援を行い、市民・事業者との連携を強化します。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、ごみの分別区分や収集体制を見直すなど、新たな施策を立案・実施します。

また、ごみの適正な処理・処分を推進するために、伊豆の国市と共同し、広域的な協力体制の整備・発展に努めます。



図 3-3-4 市民・事業者・行政の役割

3-3-6 達成目標の設定

ごみ処理の基本理念を効果的に推進し、実効性を確保するため、本市で達成すべき減量化・資源化に関する達成目標を設定します。なお、令和2年度のごみ排出量等は新型コロナウイルス感染拡大による社会情勢の変化の影響を大きく受けたため、設定した目標値の変動幅、変動率等を算出する際の基準年度を令和元年度とします。

平成23年度からの実績値及び新ごみ処理施設基本計画の推測値等を参考に本計画での将来目標値を表3-3-1に示します。

表 3-3-1 将来目標値

区分		令和元年度実績	令和13年度目標値	令和元年度実績と令和13目標値との比較
人口		30,036	25,660	4,376 人 (14.6%) の減少
排出量	年間(t)	11,149	8,735	2,414 t (21.7%) の減少
	原単位(g/人・日)	1,000	930	70 g/人・日 (7.0%) の減少
リサイクル	年間(t)	2,093	1,803	290 t の減少
	率(%)	18.8 %	20.6 %	1.8 ポイントの増加 (令和3年度目標値のリサイクル率を維持)
焼却量	年間(t)	8,901	6,813	2,088 t (23.5%) の減少
埋立処分量	年間(t)	1,093	840	253 t (23.1%) の減少

1) 減量化目標

近年は人口減少に伴ってごみの排出量が減少傾向にある一方、ごみ排出量に係る原単位は増加傾向にあります。そこで、令和元年度に 1,000 g/人・日まで増加した原単位を削減し、令和13年度には10年前の水準に戻すため、平成23年度と同等の 930 g/人・日以下とすることを目標値として設定します。

<<減量化目標>>

令和元年度実績 1,000 g/人・日

令和13年度までに 930g/人・日 以下とすることを目指します。

2) リサイクル率の目標

令和元年度のリサイクル率（18.8%）及び全国的なリサイクル率低下の現状を踏まえ、従来の目標値を維持することとし、令和13年度のリサイクル率の目標値を20.6%以上とします。

今後は、生ごみの水切りや新たな拠点回収品目などについて検討していきます。

＜＜リサイクル率の目標＞＞

令和元年度実績18.8%

令和13年度までに20.6%以上とすることを目指します。

3) 最終処分量の削減目標

最終処分量の削減目標は、令和元年度実績に対し、令和13年度までに約23%削減することとし、令和13年度最終処分量の削減目標値を840tとします。（令和元年度から253tの減）

また、令和4年度の新ごみ処理施設の稼働に併せて焼却残渣のリサイクルを検討していきます。（焼却灰のリサイクルで最終処分量がさらに削減されます。）

＜＜最終処分量の削減目標＞＞

令和元年度実績 1,093 t に対して、

令和13年度までに840 t 以下（約23%の減）とすることを目指します。

4) ごみ排出量の目標

図 3-3-5 に、ごみ排出量の目標を示します。

この 10 年増加傾向にあった原単位を減少に転じ、令和 13 年度に 930 g/人・日まで削減することにより、令和 13 年度にはごみ排出量を 8,735 t まで削減することを目標とします。令和元年度と比較すると約 22 % の減少となります。



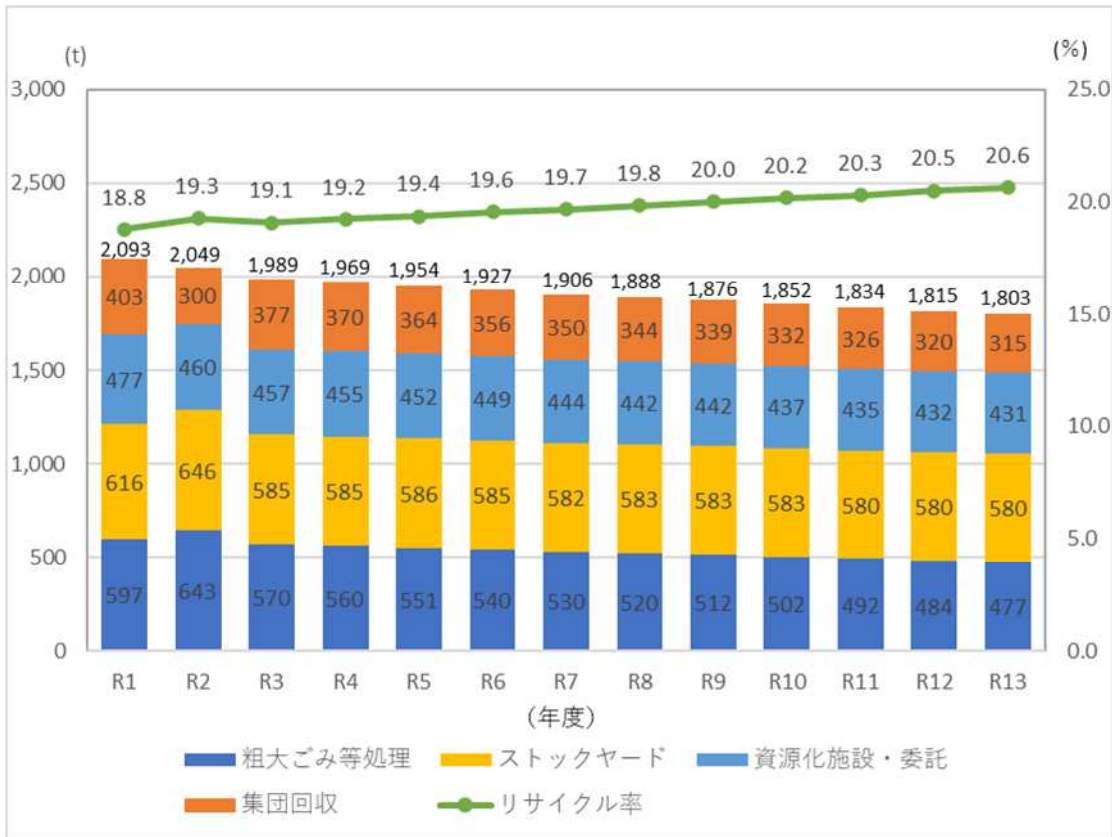
(R1,R2 : 伊豆市環境生活課 R3 以降は減量化目標に基づき算出)

図 3-3-5 ごみ排出量の目標

5) 資源化量の目標

図 3-3-6 に、資源化量の目標を示します。

分別資源回収、集団回収を継続するとともに、拠点回収品目の拡充を検討し、令和 13 年度にはリサイクル率を 20.6%以上とすることを目標とします。令和 4 年度に新ごみ処理施設が稼働することに伴い、焼却残渣のリサイクルについても検討します。



(R1,R2：伊豆市環境生活課

R3 以降は総排出量に対する R1 の実績値の割合及びリサイクル率目標に基づき算出)

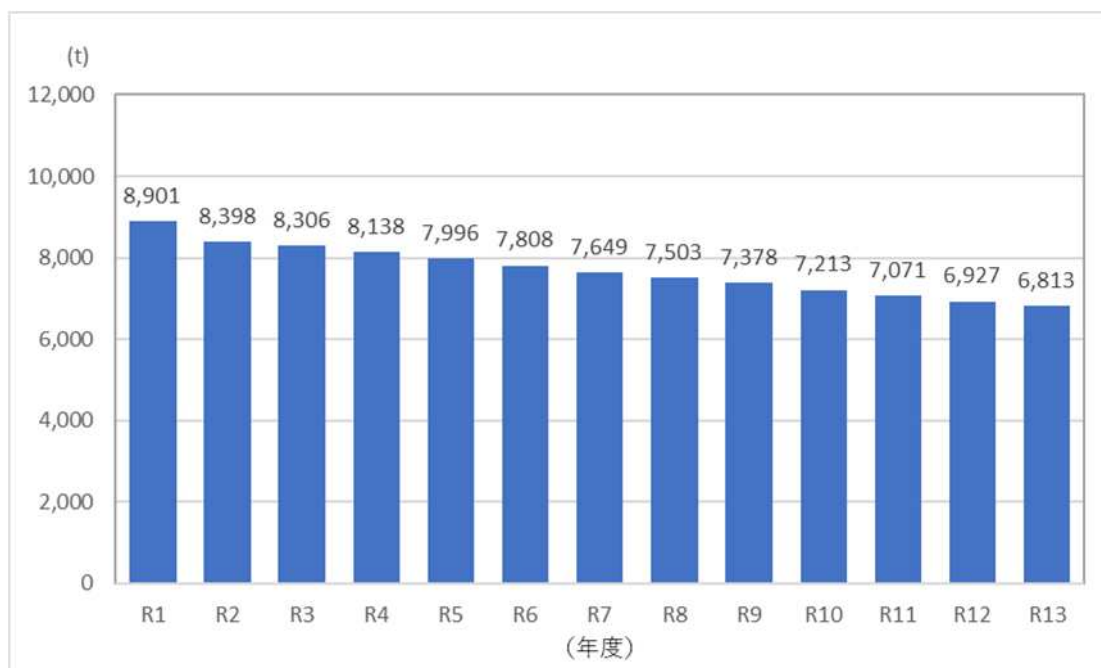
図 3-3-6 資源化量の目標

6) 中間処理量の見通し

(1) 焼却処理量

図 3-3-7 に、ごみ排出量の目標を達成した場合の焼却処理量の見通しを示します。

焼却処理量は、令和元年度が 8,901 t で、令和 13 年度には 6,813 t となり、約 23% 減少する見通しです。



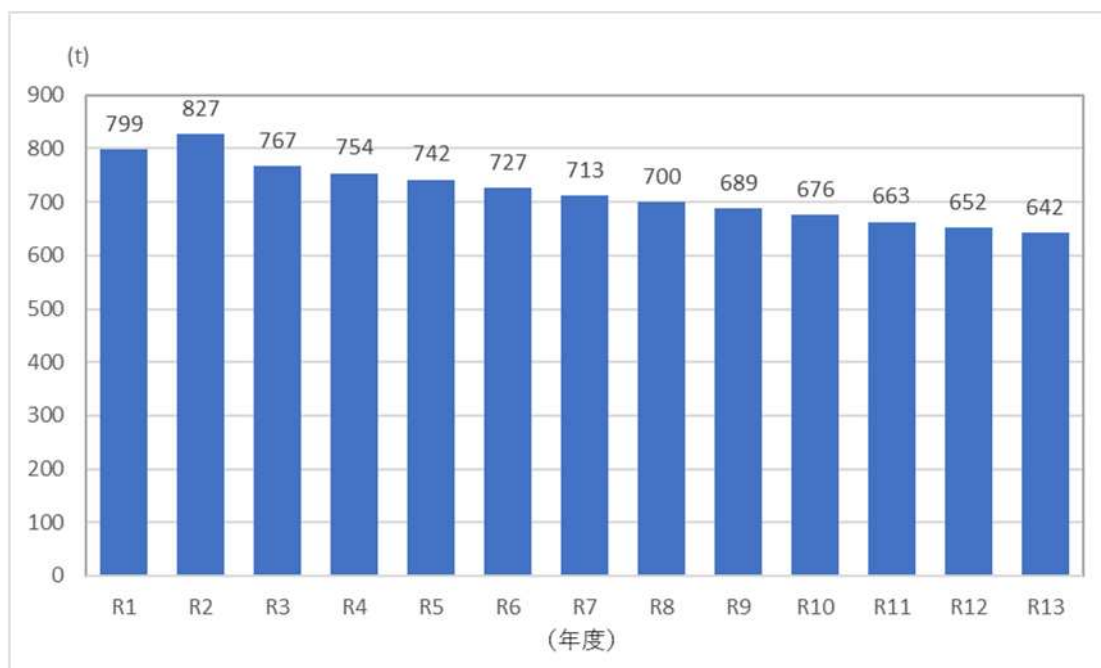
(R1,R2：伊豆市環境生活課 R3以降は総排出量に対するR1の実績値の割合で算出)

図 3-3-7 焼却処理量の見通し

(2)直営中間処理・粗大ごみ等処理量

図 3-3-8 に、ごみ排出量の目標を達成した場合の直営中間処理・粗大ごみ等処理量の見通しを示します。

直営中間処理を行う粗大ごみ等の処理量は、令和元年度が 799t で、令和 13 年度には 642t となり、約 20%減少する見通しです。



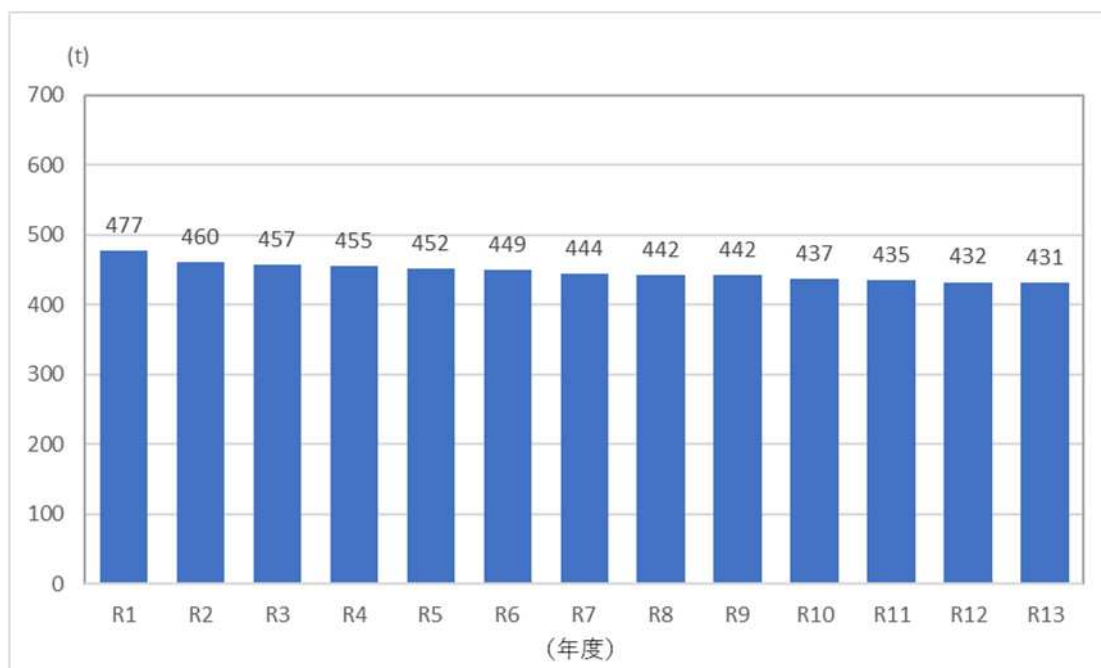
(R1,R2：伊豆市環境生活課 R3以降は総排出量に対するR1の実績値の割合で算出)

図 3-3-8 直営中間処理・粗大ごみ等処理量の見通し

(3)民間委託の減容・梱包処理量

図 3-3-9 に、ごみ排出量の目標及びリサイクル率の目標を達成した場合の民間委託の減容・梱包処理量の見通しを示します。

本市の民間委託のペットボトル、プラスチック類の減容・梱包処理量は、令和元年度が477 tで、令和13年度には431 tとなり、約10%減少する見通しです。



(R1,R2：伊豆市環境生活課

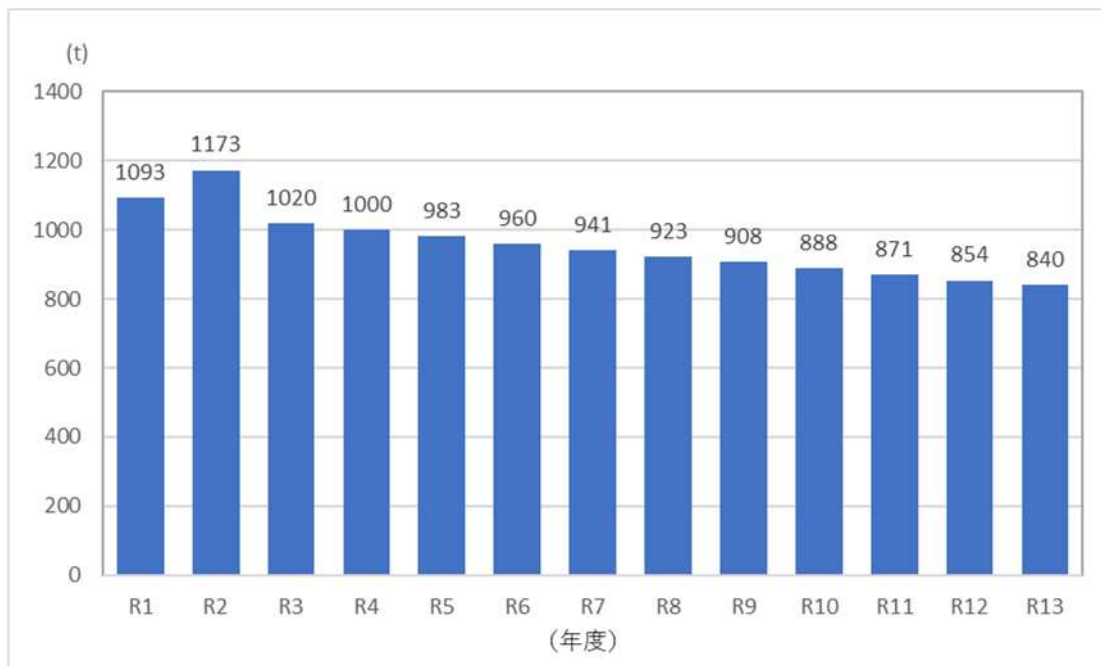
R3以降は総排出量に対するR1の実績値の割合及びリサイクル率目標に基づき算出)

図 3-3-9 民間委託の減容・梱包処理量の見通し

7) 最終処分量の目標

図 3-3-10 に、最終処分量の目標を示します。

最終処分量は、ごみの排出量を抑制することにより、令和 13 年度には 840 t 以下に削減することを目標とします。令和元年度と比較すると約 23 %の減少となります。



(R1,R2：伊豆市環境生活課 R3以降は総排出量に対するR1の実績値の割合で算出)

図 3-3-10 最終処分量の目標

3-4 ごみ処理基本計画

3-4-1 発生抑制・資源化計画

市民、事業者、行政が連携して行動することにより、3Rを推進します。主体ごとの取組の体系を表3-4-1示します。

表 3-4-1 主体ごとの取組の体系(1)

取組項目		番号	取組の内容
発生抑制・資源化計画	行政における方策	取組 1	教育、啓発活動の充実
		取組 2	食品ロスの削減
		取組 3	生ごみの減量化・資源化
		取組 4	プラスチックの資源化の促進
		取組 5	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
		取組 6	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制
		取組 7	リユース食器の利用・普及
		取組 8	再生利用品の需要拡大事業
		取組 9	燃やすごみの減量と資源化
		取組 10	廃食油の資源化
		取組 11	共同住宅管理者などへの指導
		取組 12	新ごみ処理施設整備に伴う有料化制度の見直し
		取組 13	各種助成
	市民における方策	取組 1	資源の分別収集の活用
		取組 2	家庭での食品ロスの削減
		取組 3	生ごみの減量化
		取組 4	プラスチックの排出抑制・資源化の協力
		取組 5	レジ袋対策・マイバッグ運動
		取組 6	拠点回収への協力

表 3-4-1 主体ごとの取組の体系 (2)

取組項目		番号	取組の内容
発生抑制・資源化計画	事業者における方策	取組 1	発生源における排出抑制
		取組 2	店舗等での食品ロスの削減
		取組 3	プラスチックの排出抑制・資源化の協力
		取組 4	過剰包装の自粛
		取組 5	流通包装廃棄物の抑制
		取組 6	使い捨て容器の使用抑制
		取組 7	事業所のごみの分別の徹底
		取組 8	店頭回収等の実施
		取組 9	事業者間の協力

1) 行政における方策



取組 1 教育、啓発活動の充実

(1) 学校における環境学習

環境を守り、資源を大切に作る心を育み、効果的な行動を促すために小・中学校での環境学習を推進します。

(2) 学習機会の創設

市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために各種の学習機会を設けます。

- (仮) 伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設、新リサイクルセンター等における廃棄物処理施設見学会
- 出前講座 (アース・キッズチャレンジ等)
- 生ごみの水切り運動、生ごみの堆肥化、リユース方法などの情報提供 (ホームページにおける情報提供、SNS の活用) 等
- 市民参加型のマイクロプラスチック調査についての検討

(3) 情報の提供

市民・事業者に率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう説明し、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報を広報、ホームページで提供します。

- 伊豆市内のボランティア団体、市民団体の資源回収活動の紹介等
- 6R 県民運動に関する啓発

(4) 地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、各地域における活動状況の収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。

また、地域コミュニティにおける人と人の結びつきを強め、単身者や外国人も含めた地域活動や排出ルールの遵守を促進します。

- 集団回収、不用品交換会のイベント情報の提供

(5) 事業者の発生抑制・資源化

事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう指導を徹底します。事業所を戸別に訪問し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行い、ごみの発生抑制を促進します。

また、市民との協働による取り組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場の提供などにより活動を支援します。

- 立ち入り調査による事業者の分別状況の確認
- 調査結果に応じた分別指導
- 事業者向け減量化・資源化マニュアルの作成・配布

取組 2 食品ロスの削減

食品ロスの削減へ向けて啓発を行っていくとともに、食品ロスの削減に取り組む各種団体との連携を図っていきます。また、食べ切り運動を促進するなど、飲食店や家庭における食べ残しゼロを推進していきます。

- 消費期限や賞味期限の正しい認識の周知
- 市民に対する家庭での「3 キリ運動」(水キリ、食べキリ、使いキリ)の紹介
- 事業者に対する県の食べきり協力店への登録の推奨
- 食材を無駄なく使うエコクッキングに関する啓発

取組 3 生ごみの減量化・資源化

燃やすごみに含まれる水分を切ることは、焼却施設の安定した運転や、ごみの減量化に繋がるため、市民に向けて生ごみの水切り運動の啓発に努めます。

また、市民に対し、生ごみ処理容器（コンポスト等）などを利用した生ごみの資源化を働きかけていきます。

- ごみの分別講習会の開催、水切りプレスの配布
- 生ごみ処理容器（コンポスト等）の購入に対する補助

取組 4 プラスチックの資源化の促進

プラスチックについては、プラスチック製容器包装、プラスチック製品、発泡スチロール・白色トレイ、ペットボトルの別に収集し、民間処理業者に委託して圧縮梱包し、資源化していますが、今後も事業を促進していきます。

また、令和 4 年 4 月のプラスチック資源循環法施行に伴い、同法への対応によるプラスチックの資源化について検討していきます。

取組 5 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対して、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を監視するとともに、必要な助言・指導を行うことができるよう、条例の策定や認証制度の制定を含めて検討を行います。

事業所に対し、ごみの減量化・資源化を積極的に行うよう、今後も広報紙などを用いて積極的に啓発を行っていきます。（ホームページ、広報紙、マニュアル、SNS 等の活用）

また、市も大量排出事業者になるため、ごみの減量化、資源化を積極的に行います。

- 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合と連携した、事業系ごみの排出調査による現状の把握

取組 6 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進します。また、市民に対し、繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用を働きかけます。

マイバッグ運動を展開し、レジ袋等の削減を推進します。

- 民間事業者と市が共同で店頭回収を P R する
- 店頭回収を実施している小売店等をホームページで紹介するなどの支援
- その他共同の方策に関する検討

取組 7 リユース食器の利用・普及

マイカップ、マイ箸、マイ容器の利用を推進します。

イベントなどにおけるリユース食器の利用を普及します。

- 市の施設等でリユース食器を P R する（パネル展示、ブースを設置して展示など）
- ホームページや広報を活用し、事例を紹介する

取組 8 再生利用品の需要拡大事業

再生品等の供給面の取り組みに加えて需要面からの取り組みが重要であることから、市は率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。

市は、市民に対し、繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けるライフスタイルを選択するよう啓発します。

また、不要品の再使用を促進するため、不要品の情報収集・提供及び市民が不要となった物を持ち寄り交換するための場の提供などを推進します。

○グリーン購入、資源分別回収等による市役所での率先行動等

○(仮)伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設、令和6年度完成予定の新リサイクルセンター等の活用

取組 9 燃やすごみの減量と資源化

(1) 新リサイクルセンターの整備(令和6年度完成予定)

新ごみ処理施設の整備に併せて、伊豆市清掃センターの敷地に新リサイクルセンターを整備します。資源物の持ち込みやすさの向上、区分の分からないものについてのご案内などを通じてリサイクルを推進します。

(2) 木材の有効利用

木質粗大ごみ等を民間事業者と連携しリサイクルします。

○民間事業者に委託(チップ化)

(3) 水切り運動の促進

燃やすごみに含まれる水分を切ることは、焼却施設の安定した運転や、ごみの減量化に繋がるため、市民に向けて生ごみの水切り運動の啓発に努めます。

○ごみの分別講習会の開催。水切りプレスの配布

取組 10 廃食油の資源化

市では、地球温暖化防止活動及び循環型社会の形成を目指すため、その一環として平成21年4月1日から家庭で使用済みとなった廃食用油(植物性に限る)を各集積所から回収し、再利用する事業に取り組んでいます。今後も事業の継続と拡大を図ります。

取組 11 共同住宅管理者などへの指導

共同住宅等に関しては、ごみの分別や排出ルールが守られないケースがあることから、共同住宅等の管理者、経営者に対し、共同住宅から発生する廃棄物の管理徹底を求めています。

また、資源ごみに関しては、分別し資源化するよう指導します。

○共同住宅等の管理者・経営者に対する指導、協力要請等

取組 12 新ごみ処理施設整備に係る有料化制度の見直し

新ごみ処理施設の稼働(令和 5 年 1 月稼働予定)後、ごみ処理手数料の見直しを検討します。

○ごみ処理手数料の改定

取組 13 各種助成

集団回収に対しての助成金制度や環境保全活動に対しての奨励金制度は、継続して実施します。

また、これらの制度の利用者増大を目指し、補助制度や取組み状況、集団回収の実施予定等についてホームページや広報により積極的に情報提供を行います。

2) 市民における方策



取組 1 資源の分別収集の活用

市民は、市が行っている資源の分別収集を活用し、資源化を推進します。

取組 2 家庭での食品ロスの削減

市民は、市などの提供する情報等を活用して、家庭での食品ロスの削減に取り組むことで、生ごみの発生を抑制します。

取組 3 生ごみの減量化

市民は、燃やせるごみの減量化を図るため、生ごみの水切り、生ごみ処理容器等を活用し、ごみの減量化を推進します。

取組 4 プラスチックの排出抑制・資源化の協力

市民は、プラスチック使用製品の排出抑制に努めるほか、再生利用が容易なプラスチック製品を使用し、排出する場合は分別に努めます。

取組 5 レジ袋対策・マイバッグ運動

燃やせるごみの中には、レジ袋が多量に含まれています。市民は、買い物時にマイバッグを使用し、過剰包装を断ることで、ごみの発生を抑制します。

取組 6 拠点回収への協力

ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するために市民は、分別収集以外に市が行う拠点回収を活用し、ごみの減量、資源化に努めます。

3) 事業者における方策



取組 1 発生源における排出抑制

事業者は、排出者責任や生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。

取組 2 店舗等での食品ロスの削減

事業者は、食品の過剰生産の削減、少量販売やばら売りの実施、提供サイズの調整などを実践するとともに、静岡県が実施している食べきり協力店への登録や「しずおか食べきりスタイル」のPRなどにより、食品ロスの削減を推進します。

取組 3 プラスチックの排出抑制・資源化の協力

事業者は、プラスチック資源循環促進法の環境配慮設計指針に適合するよう、プラスチック使用製品の設計において、プラスチックの使用量の削減や再生利用を容易にするほか、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチック等の利用を推進します。また、自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して行います。

取組 4 過剰包装の自粛

事業者は、過剰包装を自粛し、再使用・再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進します。

取組 5 流通包装廃棄物の抑制

事業者は、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制します。

取組 6 使い捨て容器の使用抑制

事業者は、使い捨て商品の採用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品の採用及び自主回収、資源化ルートを構築します。

取組 7 事業所ごみの分別の徹底

事業所は、伊豆市のごみ排出ルールに従いごみの分別を徹底し、廃棄物の発生を抑制します。

取組 8 店頭回収等の実施

事業所は、空きスペースでの店頭回収を推進し、市民と協働による店頭回収を行い廃棄物の発生を抑制します。

取組 9 事業者間の協力

事業者は、ゼロエミッションを目指して事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを研究します。

3-4-2 収集・運搬計画

市民、事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が衛生的に迅速に収集・運搬することにより、資源化及び適正処理を推進します。

収集・運搬における取組の体系を表 3-4-2 に示します。

表 3-4-2 収集・運搬における取組の体系

取組項目		番号	取組の内容
収集・運搬計画	基本的な事項	取組 1	分別の徹底
		取組 2	収集・運搬主体の原則
	家庭系ごみの収集・運搬計画	取組 1	新たな分別区分の検討
		取組 2	収集体制の継続
		取組 3	収集方法の検討
		取組 4	市民サービスの充実
		取組 5	収集・運搬車両による環境負荷低減・低公害車の促進
		取組 6	ごみ集積所の管理徹底
	事業系ごみの収集・運搬計画	取組 1	排出者責任の徹底
		取組 2	許可業者による収集と直接搬入

1) 基本的な事項



取組 1 分別の徹底

市民に対して、「ごみの出し方便利帳」、「ごみ収集カレンダー」に従って分別を徹底するよう周知を図ります。

排出者の責任を明確にし、分別の徹底を促進するため指定ごみ袋の記名出し制度を継続します。

分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

取組 2 収集・運搬主体の原則

家庭系ごみは、委託する収集業者による収集・運搬を原則とします。

事業系ごみは、排出基準に基づき事業者自らが直接施設に搬入します。

2) 家庭系ごみの収集・運搬計画



取組 1 新たな分別区分の検討

現状の分別区分を継続するとともに、地域におけるリサイクルの可能性を考慮して新たな分別品目の検討を行います。(現状の分別区分は、表 3-2-1 を参照)

取組 2 収集体制の継続

収集の効率性などを踏まえステーション方式による収集を継続します。

燃やせるごみについては、排出抑制及び分別の徹底を促進するため指定袋制を継続します。

取組 3 収集方法の検討

ごみの種類ごとの収集回数は現状を維持します。

本計画に基づく取り組みの効果(ごみ減量化、資源化の程度)及び市民の要望を踏まえ、今後、資源ごみをより効果的に回収するための収集方法を検討します。

ごみ出しが困難な高齢者世帯等への戸別収集について、収集方法等を検討します。

取組 4 市民サービスの充実

燃やせるごみの受入は令和 5 年 1 月より(仮)伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設に移行しますが、新リサイクルセンターでも家庭から出される燃やせるごみの受入を行います。

処理困難物に関しては、排出者の責任で処理することを原則としますが、新リサイクルセンター供用後は、一部受け入れを行い、受け入れられないものについても処理の依頼先の情報を提供します。(新リサイクルセンターにおける対応を検討中)

誰もがごみ処理に関連するサービスを容易に受けられるよう、ごみ出しが困難な高齢者世帯等への戸別収集について検討します。

取組 5 収集・運搬車両による環境負荷低減・低公害車の促進

ごみの発生抑制、排出抑制によりごみの収集・運搬量は減少することが予測されることから、ごみの排出量の推移を考慮し収集・運搬車両台数等の見直しを行います。

また、収集・運搬車両の排気ガスに含まれる温室効果ガス等の低減を図るため、新規導入にあたっては、低公害車の利用を推進します。

取組 6 ごみ集積所の管理徹底

ごみ集積所の管理は、各自治会で行い、ごみを出す場所の決定、清掃などの維持管理はそれぞれの自治会によって行います。

各自治会、市民のマナーや美しい環境への意識向上によってごみ集積所の管理を今後も推進していきます。

自治会でごみ集積所を新設、廃止、移動したい場合は、自治会で意見をまとめ、市に相談することとし、ごみ集積所の合理化を図ります。

3) 事業系ごみの収集・運搬計画



取組 1 排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行うことを原則とします。

取組 2 許可業者による収集と直接搬入

事業者が一般廃棄物を排出する場合には、家庭系ごみの分別区分、排出ルールに従うとともに、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼するか、自らが直接施設に搬入します。

収集・運搬業の許可については、今後の社会経済状況の変動や事業系一般廃棄物処理量の推移を見極めたうえで、必要に応じ検討を行うこととします。

新ごみ処理施設が稼動すると直接搬入している事業所の中には遠距離輸送も想定されることから、拠点回収方法について検討します。(土肥地区や新リサイクルセンター建設地において検討中)

3-4-3 中間処理計画

分別収集されたごみの処理は、資源化を優先し、資源化できないものは、焼却処理します。中間処理における取組の体系を表 3-4-3 に示します。

表 3-4-3 中間処理における取組の体系

取組項目		番号	取組の内容
中間 処理 計画	適正処理の基準	取組 1	適正処理の推進
		取組 2	適切な焼却処理の継続
		取組 3	適切な破碎・資源化処理の継続と新施設整備
		取組 4	災害廃棄物仮置場の設置
	広域処理	取組 1	新ごみ処理施設整備
		取組 2	熱エネルギーの有効利用
	資源化の推進	取組 1	民間活用の推進
		取組 2	資源化の拡充

1) 適正処理の基準



取組 1 適正処理の推進

分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては焼却処理します。引き続き資源の循環が図りやすい処理体制を推進しリサイクル率向上に努めます。(中間処理の状況については、表 3-2-14 を参照)

なお、現在、焼却処理施設での焼却残渣の焼却灰は、全て埋立処分していますが、新ごみ処理施設の稼動に併せて焼却残渣の資源化について検討していきます。

取組 2 適切な焼却処理の継続

新ごみ処理施設が整備されるまでの期間については、既存の焼却施設で適正な処理ができるよう維持管理を行っていきます。また、リサイクル推進により一層力を入れ、既存

施設での焼却量の減量に取り組みます。

新ごみ処理施設においても、最適な燃焼となるような運転方法の実施、計画的な整備補修を行います。

取組 3 適切な破碎・資源化処理の継続と新施設整備

不燃・粗大ごみや資源物を処理する施設は、現有施設 2 施設を継続して活用します。新リサイクルセンターの整備に伴い、新施設では金属不燃物処理施設のみを設置し、粗大ごみ処理施設は設置せず、プラスチック処理施設は現状と同様に民間業者に処理を委託することとします。

取組 4 災害廃棄物仮置場の設置

整備を行う新リサイクルセンターに、災害時の廃棄物を一時保管できるよう災害廃棄物仮置場を設け、適正処理に寄与します。

2) 広域処理



取組 1 新ごみ処理施設整備

本市及び伊豆の国市の焼却施設は、稼働後 34 年以上（伊豆市清掃センターは 35 年、伊豆市土肥戸田衛生センターは 34 年、伊豆の国市長岡清掃センターは 40 年、伊豆の国市韮山ごみ焼却場は 47 年）が経過しており、老朽化が進んでいます。

伊豆の国市と共同で整備中の（仮）伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設は、令和 4 年度中の供用開始を目標に建設が進められており、同施設の稼働が両市の共通課題である市民サービスの向上、エネルギー回収による温室効果ガス排出量削減、処理コストの削減等に寄与することとなります。

表 3-4-4 新ごみ処理施設の概要

項目	内容
実施主体	伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合
供用開始	令和4年度(令和5年1月供用開始予定)
処理対象物	可燃ごみ
処理能力	82t/日(41t/日×2炉)
型式及び処理方式	ストーカ式焼却方式(発電設備付き)
その他	積極的な熱回収と利用を検討する。 これまで埋立処分をしていた焼却残さなどについても一部をリサイクルする方針。

取組2 熱エネルギーの有効利用

新ごみ処理施設では、省資源、省エネルギー、地球温暖化防止の観点から、焼却処理に伴い発生する余熱を発電等に利用します。

3) 資源化の推進



取組1 民間活用の推進

リサイクルに関して優れた技術やノウハウを有する民間事業者の管理運営方法を参考に、安全性、効率性、経済性、信頼性等を確認し、市の資源化事業を活性化していきます。

新リサイクルセンターの運営管理については、市民サービスの向上とコストの削減が期待できる民間委託方式(公設民営)を採用し、施設の運営管理を長期的、包括的に委託します。

取組2 資源化の拡充

残渣類(焼却残渣等)の有効活用、新たな資源分別回収品目の検討を行います。

プラスチックの資源化については、プラスチック製容器包装、プラスチック製品、発泡スチロール・白色トレイ、ペットボトルの別に収集し、民間処理業者に委託して圧縮梱包し、資源化しています。今後は、プラスチック資源循環促進法に基づき、容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化の検討を行います。

3-4-4 最終処分計画

残渣類の安全、安定した最終処分を行います。最終処分における取組の体系を表 3-4-5 に示します。

表 3-4-5 最終処分における取組の体系

取組項目		番号	取組の内容
計画 最終 処分	最終処分対策	取組 1	最終処分量の減量を目指したシステム構築
		取組 2	既存一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理
		取組 3	最終処分場の確保

1) 最終処分対策



取組 1 最終処分量の減量を目指したシステム構築

ごみの発生抑制・資源化に係る取り組み、資源ごみの分別の徹底しや破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化を図り最終処分場の延命化に努めます。

取組 2 既存一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理

既存の一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理として、放流水・周辺地下水及び浸出水処理設備の適正管理を徹底します。

取組 3 最終処分場の確保

焼却灰を埋め立てている柿木一般廃棄物最終処分場は、令和 9 年度まで埋立てが可能です。ごみの発生抑制・分別を喚起し資源化に努めます。

将来の処分については、新ごみ処理施設の整備に併せて焼却灰の区域外処理及びリサイクルを検討し、最終処分場の延命化を図ります。

3-4-5 その他の事項

その他の事項における取組の体系を表 3-4-6 に示します。

表 3-4-6 その他の事項における取組の体系

	取組項目	番号	取組の内容
その他の事項	住宅火災等の廃棄物の取り扱い	取組 1	住宅火災等の調査
		取組 2	ごみ袋減免
	市民・事業者・行政の連携	取組 1	市民との協働
		取組 2	環境美化の推進
	適正処理困難物への対応	取組 1	適正な処理・処分の指導強化
		取組 2	医療系廃棄物への対応強化
		取組 3	路上小動物死がいの処理
	不法投棄対策	取組 1	不法投棄対策の推進
	不用品回収業者の対策	取組 1	不用品回収業者の指導強化
	災害廃棄物対策	取組 1	災害廃棄物の処理

1) 住宅火災等の廃棄物の取り扱い



取組 1 住宅火災等の調査

火災で燃えてしまった家屋、家財等の廃棄物処理は、駿東伊豆消防組合が行う調査が終了してからです。

市の施設で処理が可能なものを現場で確認し、受入れできるものを判断します。(産業廃棄物は受入れません)

取組 2 ごみ袋減免

取組 1 で、受け入れ可能な一般廃棄物がある場合は、ごみ袋を支給し、手数料を減免します。

2) 市民・事業者・行政の連携



取組 1 市民との協働

本市条例に基づき、ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項について審議し、取り組みの方向性を定めるために、伊豆市廃棄物減量等推進審議会を開催します。

取組 2 環境美化の推進

伊豆市における美化活動の定着のため、環境美化運動（ごみゼロの日等）、年末クリーン作戦、地域ボランティアやNPO等を中心とした環境美化活動、各種広報誌による啓発を推進し、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。

また、美化活動などによる回収ごみの受入れは、各種環境保全のための活動の妨げにならないよう検討します。

3) 適正処理困難物の対応



取組 1 適正な処理・処分の指導強化

市で処理不可物としている品目は、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

家電リサイクル法対象製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、法律で定められたリサイクル料金を負担して処分を依頼するよう指導します。パソコンのリサイクルについては、パソコンメーカーや小型家電認定事業者を活用し、適切なリサイクルを依頼するよう指導します。

なお、新リサイクルセンター整備後は、適正処理困難物についても可能な限り受け入れを検討します。

- ・ 搬出等が困難な場合は市内一般廃棄物収集運搬業者を案内する。

- ・家電4品目は買った店か指定処理業者に依頼することとし、市は必要に応じて指定処理業者について情報提供する。

処理不可物の一例

- | | | |
|----------------------|--------------|---------------|
| ●アイスストッカー | ●石・土砂類 | ●内外壁（タイル）など |
| ●オイルエレメント | ●オルガン | ●瓦 |
| ●業務用ゲーム機 | ●劇薬 | ●コンクリートブロックなど |
| ●自動車・バイク部品（自動車ホイール等） | ●太陽熱温水器 | ●耐火金庫 |
| ●耐火ボード | ●ニカド電池・ボタン電池 | ●断熱材類など |
| ●バイク | ●廃油・オイル・灯油など | ●農薬 |
| ●販売機（各種）など | ●ボイラー機器 | ●ボウリング用ボール |
| ●エレクトーン | ●卓球台 | ●白 |
| ●浴槽類 | ●L P G ボンベ | ●消火器 |
| ●タイヤ類 | ●バッテリー | ●ピアノ |
| ●ペンキなどが入った缶 | ●レンガ | ●畳 |

家電・パソコン・携帯電話リサイクル

- 家電リサイクル法対象製品
（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）
- パソコン（本体）
- 携帯電話

取組2 医療系廃棄物への対応

在宅医療の増加や新型コロナウイルス感染症等への対応に伴い、一般家庭からの医療系廃棄物の排出が見込まれます。医療廃棄物については、直接施設に持込んでもらうことで受け入れますが、注射針などの感染性が強い医療廃棄物については通院されている医療機関の適正な処理・回収ルートを活用し、処分するなど、2次感染防止のための方策について市民に啓発します。

取組3 路上小動物死がいの処理

道路上の小動物死がいの発生連絡を受けた際は、本市が回収処理を行います。（市内全域）

4) 不法投棄対策の強化



取組 1 不法投棄対策の推進

本市職員又は委託業者が定期的にパトロールを実施し、不法投棄の防止に努めています。さらに監視・通報体制を拡大・充実し、不法投棄対策の強化を図ります。

また、広報やチラシを通じて廃棄物の不法投棄、散乱の防止を図ります。

○ 土地所有者及び管理者に対する対策の要請

土地所有者及び管理者の管理責任を明確にし、自己管理の強化を要請します。広報やラジオによる周知、柵や看板の設置を促す等、不法投棄対策の実施を呼びかけます。

○ 監視体制の強化

- ・苦情やパトロールにより発見された不法投棄現場では、警察などと連携し、現場に投棄された廃棄物から投棄者を特定する調査を行います。
- ・不法投棄の多発地帯に関しては、監視カメラの設置による重点的、定期的な監視を行います。

○ ポイ捨て防止の看板の設置等による啓発

- ・不法投棄の著しい場所へ、地域と連携し、注意、啓発を促す看板の設置を推進します。
- ・ペットのフンの不始末防止について、啓発に努めます。

○ 住民、各種団体との連携

市民と連携した地域美化、清掃活動を推進します。

- ・監視カメラ貸出等を行い、地域と連携した監視を強化します。
- ・年に1回、年末クリーン作戦を実施します
- ・市民参加型のマイクロプラスチック調査の開催について検討します。

5) 不用品回収事業者の対策



取組 1 不用品回収業者の指導強化

警察や消防と協力して定期的に巡回パトロールを行い、無許可で電化製品等を買取り運搬しているヤード業者等に法令に基づく指導を行うとともに、立ち入り検査を行い適切な施設管理をするよう指導します。

6) 災害廃棄物対策

取組 1 災害廃棄物の処理

本市の災害廃棄物対策は、伊豆市災害廃棄物処理計画に基づいて実施します。

3-4-6 地球温暖化防止への配慮

ごみ処理事業で発生する温室効果ガスは、多くが焼却施設でのプラスチック類の燃焼による非エネルギー起源の二酸化炭素となっています。燃やせるごみの減量化とともに、プラスチック類の分別の徹底を行い、二酸化炭素の排出抑制を図る必要があります。第3次伊豆市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に沿って、二酸化炭素の排出抑制を図っていきます。

また、令和4年度中に第3次伊豆市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の見直しを行い、令和5年度から第4次伊豆市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定します。

3-4-7 長期的展望に立ったシステムに対する検討

ごみ処理を取り巻く状況は地域によって異なり、画一的ではありません。また、焼却施設等の中間処理施設や最終処分場などの主要な技術、新しい再資源化等に関する諸々の技術以外にも、様々な循環資源との混合処理や、地域に立地する大規模な生産施設での受け入れに合致した再資源化技術など、技術にも多様な選択肢があります。施設をいったん整備すると長期にわたる運転が必要になることから、検討が不十分であると施設が性能どおり稼働しなかったり、再生品の受入先に窮したり、維持管理コストが高価となったりする可能性があります。

したがって、地域の状況や技術の動向等を踏まえて十分に検討し、長期的展望にたったシステムの選択を行う必要があります。

3-4-8 計画実施のスケジュール

中間目標年度の令和8年度までの5年間における主な施策のスケジュールは次のとおりです。

表 3-4-7 計画実施のスケジュール

取組項目	番号	取組の内容	前期					後期	
			R4	R5	R6	R7	R8	R9以降	
発生抑制・資源化計画	行政における方策	取組 1	教育、啓発活動の充実	→					→
		取組 2	食品ロスの削減	→					→
		取組 3	生ごみの減量化・資源化	→					→
		取組 4	プラスチックの資源化の促進	→					→
		取組 5	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底	→					→
		取組 6	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制	→					→
		取組 7	リユース食器の利用・普及	→					→
		取組 8	再生利用品の需要拡大事業	→					→
		取組 9	燃やすごみの減量と資源化	→					→ 新リサイクルセンター整備
		取組 10	廃食油の資源化	→					→
		取組 11	共同住宅管理者などへの指導	→					→
		取組 12	新ごみ処理施設整備に伴う有料化制度の見直し	→					→
		取組 13	各種助成	→					→
	市民における方策	取組 1	資源の分別収集の活用	→					→
		取組 2	家庭での食品ロスの削減	→					→
		取組 3	生ごみの減量化	→					→
		取組 4	プラスチックの排出抑制・資源化の協力	→					→
		取組 5	レジ袋対策・マイバッグ運動	→					→
		取組 6	拠点回収への協力	→					→
	事業者における方策	取組 1	発生源における排出抑制	→					→
		取組 2	店舗等での食品ロスの削減	→					→
		取組 3	プラスチックの排出抑制・資源化の協力	→					→
		取組 4	過剰包装の自粛	→					→
		取組 5	流通包装廃棄物の抑制	→					→
		取組 6	使い捨て容器の使用抑制	→					→
		取組 7	事業所のごみの分別の徹底	→					→
		取組 8	店頭回収等の実施	→					→
		取組 9	事業者間の協力	→					→

取組項目	番号	取組の内容	前期					後期	
			R4	R5	R6	R7	R8	R9以降	
収集・運搬計画	基本的な事項	取組 1	分別の徹底	→					→
		取組 2	収集・運搬主体の原則	→					→
	家庭系ごみの収集・運搬計画	取組 1	新たな分別区分の検討	→					→
		取組 2	収集体制の継続	→					→
		取組 3	収集方法の検討	→					→
		取組 4	市民サービスの充実	→					→
		取組 5	収集・運搬車両による環境負荷低減・低公害車の促進	→					→
		取組 6	ごみ集積所の管理徹底	→					→
	事業系ごみの収集・運搬計画	取組 1	排出者責任の徹底	→					→
		取組 2	許可業者による収集と直接搬入	→					→
中間処理計画	適正処理の基準	取組 1	適正処理の推進	→					→
		取組 2	適切な焼却処理の継続	→					→
		取組 3	適切な破碎・資源化処理の継続と新施設整備	→					→ 新リサイクルセンター整備
		取組 4	災害廃棄物仮置場の設置	→					→
	広域処理	取組 1	新ごみ処理施設整備	→					
		取組 2	熱エネルギーの有効利用	→					→
	資源化の推進	取組 1	民間活用の推進	→					→
		取組 2	資源化の拡充	→					→
最終処分計画	最終処分対策	取組 1	最終処分量の減量を目指したシステム構築	→					→
		取組 2	既存一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理	→					→
		取組 3	最終処分場の確保	→					→
その他の事項	住宅火災等の廃棄物の取り扱い	取組 1	住宅火災等の調査	→					→
		取組 2	ごみ袋減免	→					→
	市民・事業者・行政の連携	取組 1	市民との協働	→					→
		取組 2	環境美化の推進	→					→
	適正処理困難物への対応	取組 1	適正な処理・処分の指導強化	→					→
		取組 2	医療系廃棄物への対応強化	→					→
		取組 3	路上小動物死がいの処理	→					→
	不法投棄対策	取組 1	不法投棄対策の推進	→					→
	不用品回収業者の対策	取組 1	不用品回収業者の指導強化	→					→
	災害廃棄物対策	取組 1	災害廃棄物の処理	→					→

第 4 章 生活排水処理基本計画

4-1 生活排水を取り巻く社会情勢

4-1-1 関係法令

1) 関係法令の概要

水質汚濁の防止などに関しては様々な法律が施行されており、こうした法律に基づいて水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備等が行われています。

関連法の概要を表 4-1-1 に示します。

表 4-1-1 関連法の概要

年 月 (公布)	関 連 法	概 要
S45. 12	水質汚濁防止法施行	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。
S58. 5	浄化槽法施行	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。
S33. 4	下水道法施行	公共下水道、流域下水道等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。
S44. 7	農業振興地域の整備に関する法律施行	自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としています。

2) 国・県の計画

国及び県では、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するための計画を定めています。表 4-1-2 に生活排水対策に関する国・県の計画の経過を示します。

表 4-1-2 生活排水の対策等に関する国・県の計画の経過

年 月	関連する計画等
平成14年 3月	静岡県生活排水処理長期計画（県）
平成15年10月	第1次社会資本整備重点計画（国）
平成19年 8月	静岡県生活排水処理長期計画改定（県）
平成21年 3月	第2次社会資本整備重点計画改定（国）
平成21年 3月	静岡県社会資本整備重点計画（県）
平成24年8月	第3次社会資本整備重点計画改定（国）
平成26年3月	静岡県生活排水処理長期計画改定（県）
平成27年9月	第4次社会資本整備重点計画改定(国)

3) 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例等

○ 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定に基づき、市が行う廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定め、平成 16 年 4 月 1 日に施行されました。

○ 伊豆市下水道条例

設置する公共下水道の管理及び使用に関し、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）、その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定め、平成 16 年 4 月 1 日に施行されました。

○ 伊豆市農業集落排水処理施設条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、伊豆市農業集落排水処理施設（以下「排水処理施設」という。）の設置及び管理につき必要な事項を定めることを目的とし、平成 16 年 4 月 1 日に施行されました。

○ 伊豆市公共下水道全体計画

静岡県の策定する「狩野川流域別下水道整備総合計画」の見直し、狩野川流域下水道（東

部処理区)の全体計画の見直し、流域関連下水道の全体計画の見直しとの整合を図るため、また、合併して伊豆市となった旧修善寺町、旧天城湯ヶ島町、旧中伊豆町、旧土肥町の4町の全体計画の融合を図り、社会的条件や地域の実状の変化に適合するため、平成18年3月に見直しが行われました。

○ 伊豆市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

本告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、伊豆市が交付する合併処理浄化槽設置整備事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、この交付に関しては伊豆市補助金等交付規則(平成16年伊豆市規則第42号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによるものとし、平成16年4月1日に告示されました。

4-1-2 国、県の達成目標

1) 国の目標

国では、社会資本整備重点計画に基づき第5次社会資本整備重点計画を策定(令和3年5月)しており、グリーン社会の実現に向け健全な水環境の維持し、良好な水環境を作るため「污水处理施設整備の促進」を重点施策の一つに定め、「污水处理人口普及率を令和元年度の91.7%を令和8年度に95%とする」ことを代表的な評価指標(KPI※)としています。

※KPI: Key Performance Indicator。重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標。

2) 県の目標

県では、静岡県生活排水処理長期計画を策定(令和2年2月)しており、処理施設を使える人口の割合を令和18年度に95%とすることを目標値として設定しています。

3) 市の目標

伊豆市では、流域関連公共下水道、特別環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽設置整備等の各事業により、令和13年度の生活排水処理率を80%とすることを目標値として設定しています。

4-1-3 近年の処理技術の動向

1) 近年のし尿等処理方式

昭和50年代、し尿や浄化槽汚泥等を処理するし尿処理施設の水処理設備は、それまでBOD、SSの除去を主体としていたが、富栄養化による水質汚濁が問題視されはじめ、窒素、リンの除去、CODや色度の削減が要求される状況となりました。

それに対応する技術として、BOD と窒素を同時に除去できる生物学的脱窒素処理技術が一気に実用化され始めました。

この生物学的脱窒素処理方式も、当初は 10 倍希釈の標準脱窒素処理方式が主流であったが、地下水汲み上げによる地盤沈下も問題視され始め、希釈のための水を使わない、または極低希釈による高負荷脱窒素処理方式が開発されるに至り、さらに固液分離に膜技術を応用した膜分離高負荷脱窒素処理方式を確立するに至りました。

これら処理方式は、時代的に処理主体をし尿主体の原水として開発された技術です。近年では、浄化槽、特に合併処理浄化槽の普及が急速に進み、施設に搬入される浄化槽汚泥量がし尿量を上回る例が数多く見られるようになり、これまでの処理方式ではその適正処理が困難となる事例が報告されています。

一般的に、浄化槽汚泥はし尿と比較して濃度が低く、性状の変動が大きいのが特徴となっており、搬入量に占める浄化槽汚泥の混入比率が高くなればなるほど濃度は低下することとなり、また性状の変動も大きくなります。

このことは、生物処理水槽への質的安定供給を阻害する要因となり、運転対応に苦慮する結果となります。

また、合併処理浄化槽汚泥が増加すると油脂分混入も増加するため、前処理機の日詰まりやリークした油脂分の処理水への混入などの障害が発生するケースもあります。

こうした性状の変化や油脂混入に対応した技術として、近年“浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式”（一般的に「浄化槽汚泥対応型処理方式」といわれています。）が実用化されています。

浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式も含めた近年主流の生物学的脱窒素処理方式は次のとおりです。

《近年主流の生物学的脱窒素処理方式》

- 標準脱窒素処理方式
- 高負荷脱窒素処理方式
- 膜分離高負荷脱窒素処理方式
- 浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式

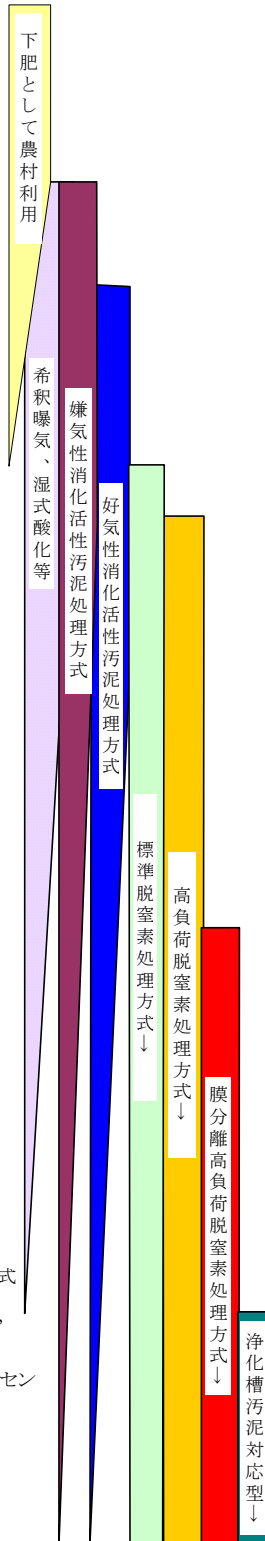
《伊豆市の処理方式》

- 浄化槽汚泥対応型 膜分離高負荷脱窒素処理方式

※平成 27 年度より伊豆市汚泥再生処理センターが稼働

《近年のし尿等処理に係わる変遷》

1877	明治10年	東京市にコレラが大発生。 明治政府、内務省より 「便所やごみ溜に対して清潔保持や掃除方法について」 が布告される。
1890	明治33年	「汚物清掃法」が布告される。
1950	昭和25年	バキュームカーが発明される。
1954	昭和29年	「汚物清掃法」→「清掃法」が公布される。
1957	昭和32年	全国市長会の要請で嫌気性消化処理方式の標準規定 が設定される。
1959	昭和34年頃	嫌気性消化処理方式+活性汚泥法が国庫補助の対象 となる。(処理水放流BOD:90ppm以下とされた。)
1965~	昭和40年代	好気性消化処理方式が確立される。 (処理水放流BOD:60ppm以下とされた。)
1967	昭和42年	「公害対策基本法」公布、施行 各自自治体では上乘せ基準を設定。40ppm、30ppm、 20ppmと強化され、砂ろ過、オゾン、活性炭等高度処理 設備が付加されるようになる。
1971	昭和46年	「水質汚濁防止法」施行、環境庁設置
1975~	昭和50年代	窒素、リンの除去と併せ希釈水を従来の約半分(10倍)で 処理できる低希釈二段活性汚泥法が開発される。 処理としての希釈水を用いない高負荷脱窒素処理方式 が開発される。
1979	昭和54年	総量削減基本方針策定 窒素、リン等水質目標検討会設置 厚生省がし尿処理施設に関する構造指針を示す。 ①嫌気性消化活性汚泥処理方式 ②好気性消化活性汚泥処理方式 ③希釈曝気活性汚泥処理方式 ④活性汚泥(一段・二段)処理方式 ⑤物理化学・湿式酸化処理方式 処理水放流BOD:30mg/L(ppmは廃止)。 希釈倍率は20倍希釈が標準とされた。
1982	昭和57年	湖沼の窒素及びリンに係る環境基準設定 BOD、窒素の効率的除去と希釈倍率の少ない低希釈 二段活性汚泥処理方式が広く普及し、構造指針に指定 される。
1986	昭和61年	固液分離に膜を用いた膜分離高負荷脱窒素処理方式 による施設が竣工した。
1987	昭和62年	「し尿処理施設構造指針改訂案」(厚生省監修、全国 都市清掃会議)がまとめられる。 ①嫌気性消化活性汚泥処理方式 ②好気性消化活性汚泥処理方式 ※希釈曝気、一段・二段活性汚泥処理方式を好気性に一括 ③湿式酸化活性汚泥処理方式 ④標準脱窒素処理方式 (旧低希釈二段活性汚泥処理方式) ⑤高負荷脱窒素処理方式 処理水放流BOD:30mg/L、SS:70mg/L以下、 大腸菌群数3,000個/cm3以下 ※膜分離高負荷脱窒素処理方式は平成10年まで指針外処理方式
1988	昭和63年	「し尿処理施設構造指針解説」が発刊される。
1997	平成9年度以降	「廃棄物処理施設整備国庫補助事業」から「し尿処理施設」 から、「汚泥再生処理センター」が補助対象となった。
	平成10年	「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理セン ター性能指針」が示され、水処理方式として、 ①標準脱窒素処理方式 ②高負荷脱窒素処理方式 ③膜分離高負荷脱窒素処理方式 ④浄化槽汚泥の混入率の高い脱窒素処理方式 (浄化槽汚泥対応型) が記された。



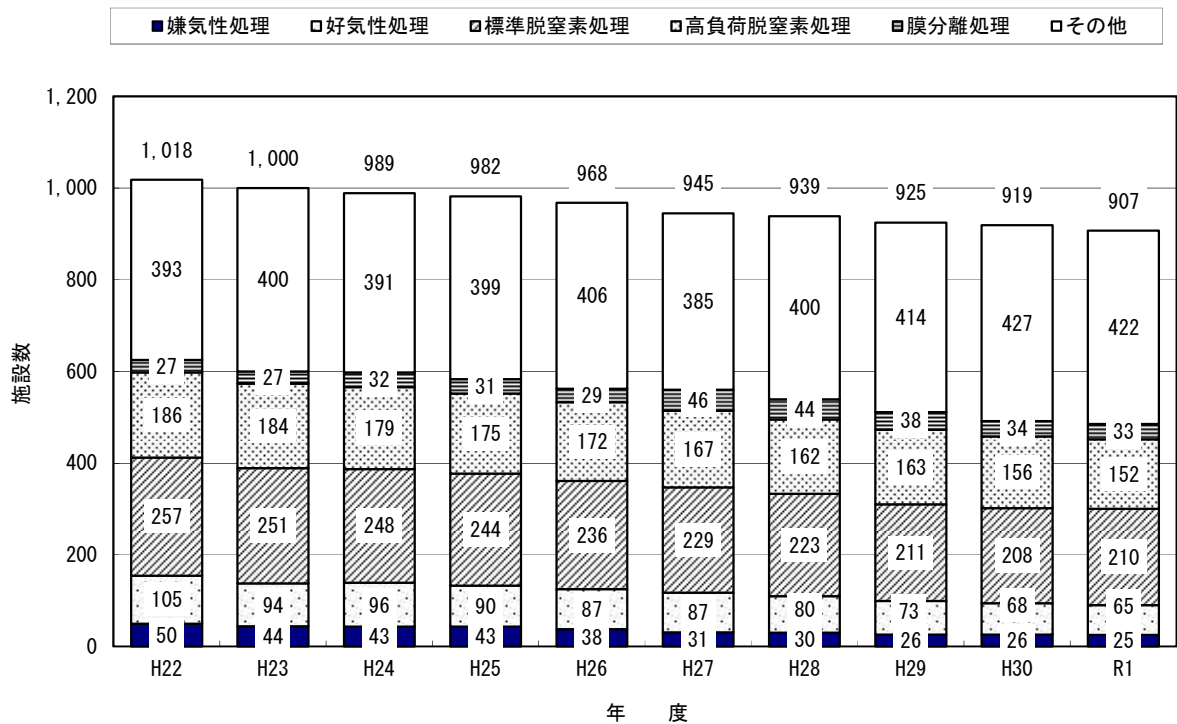
2) 処理方式別し尿処理施設の推移

表 4-1-3 日本の処理方式別、し尿処理施設の推移

処理方法 年度	嫌気性処理		好気性処理		標準脱窒素処理		高負荷脱窒素処理		膜分離処理		その他		合計	
	施設数	処理能力 (kl/日)	施設数	処理能力 (kl/日)	施設数	処理能力 (kl/日)	施設数	処理能力 (kl/日)	施設数	処理能力 (kl/日)	施設数	処理能力 (kl/日)	施設数	処理能力 (kl/日)
H22	50	3,891	105	6,753	257	26,173	186	16,104	27	3,684	393	34,577	1,018	91,182
H23	44	3,265	94	6,200	251	25,694	184	15,778	27	3,684	400	34,622	1,000	89,243
H24	43	3,159	96	6,469	248	25,608	179	15,030	32	4,062	391	33,556	989	87,884
H25	43	3,059	90	6,001	244	25,153	175	14,529	31	4,074	399	33,975	982	86,791
H26	38	2,779	87	5,899	236	24,663	172	14,336	29	2,204	406	34,983	968	84,864
H27	31	2,245	87	5,979	229	24,023	167	13,831	46	3,373	385	33,940	945	83,391
H28	30	2,155	80	5,600	223	22,812	162	13,651	44	3,184	400	36,074	939	83,475
H29	26	1,799	73	4,743	211	21,544	163	13,838	38	2,853	414	37,430	925	82,207
H30	26	1,574	68	4,468	208	21,113	156	13,289	34	2,404	427	40,223	919	83,072
R1	25	1,527	65	3,760	210	21,599	152	13,093	33	2,458	422	39,731	907	82,168

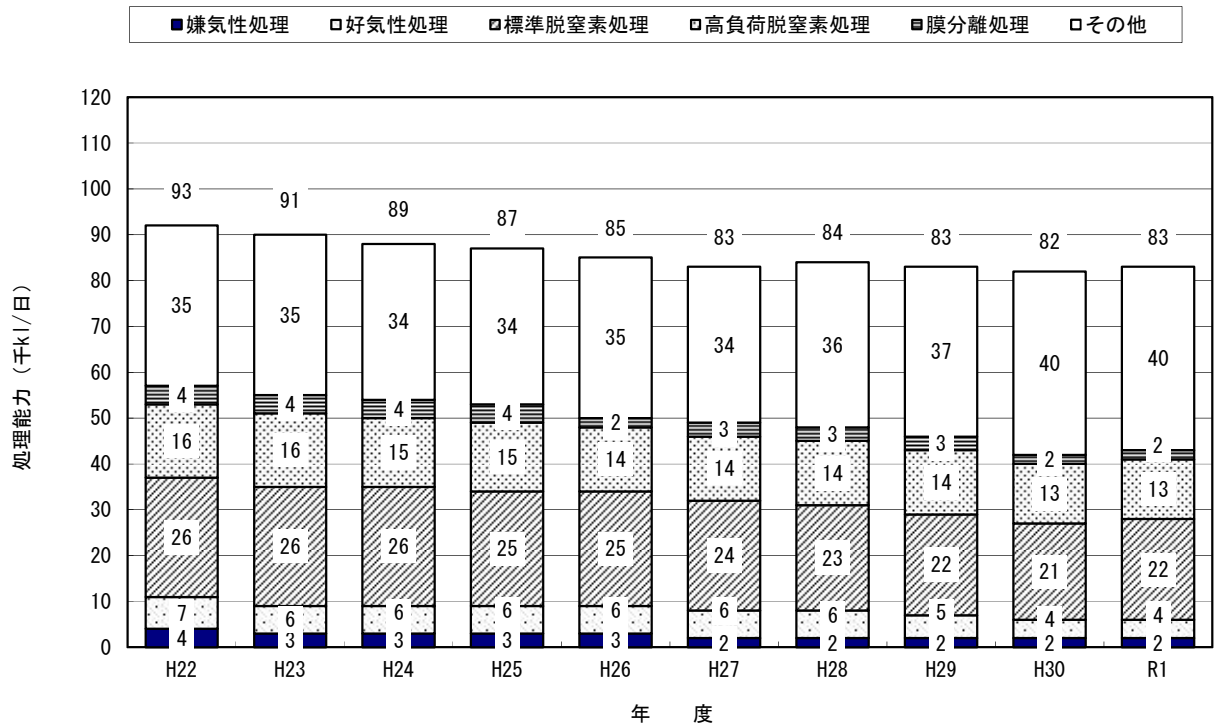
注)・市町村・事務組合が設置した施設で、当該年度に着工した施設及び休止した施設を含み、廃止施設を除く。

(出典：日本の廃棄物処理(令和元年度) 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課)



(出典：日本の廃棄物処理(令和元年度) 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課)

図 4-1-1 し尿処理施設処理施設数の推移



(出典：日本の廃棄物処理(令和元年度) 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課)

図 4-1-2 し尿処理施設処理能力の推移

4-2 生活排水処理の状況

4-2-1 生活排水処理体系

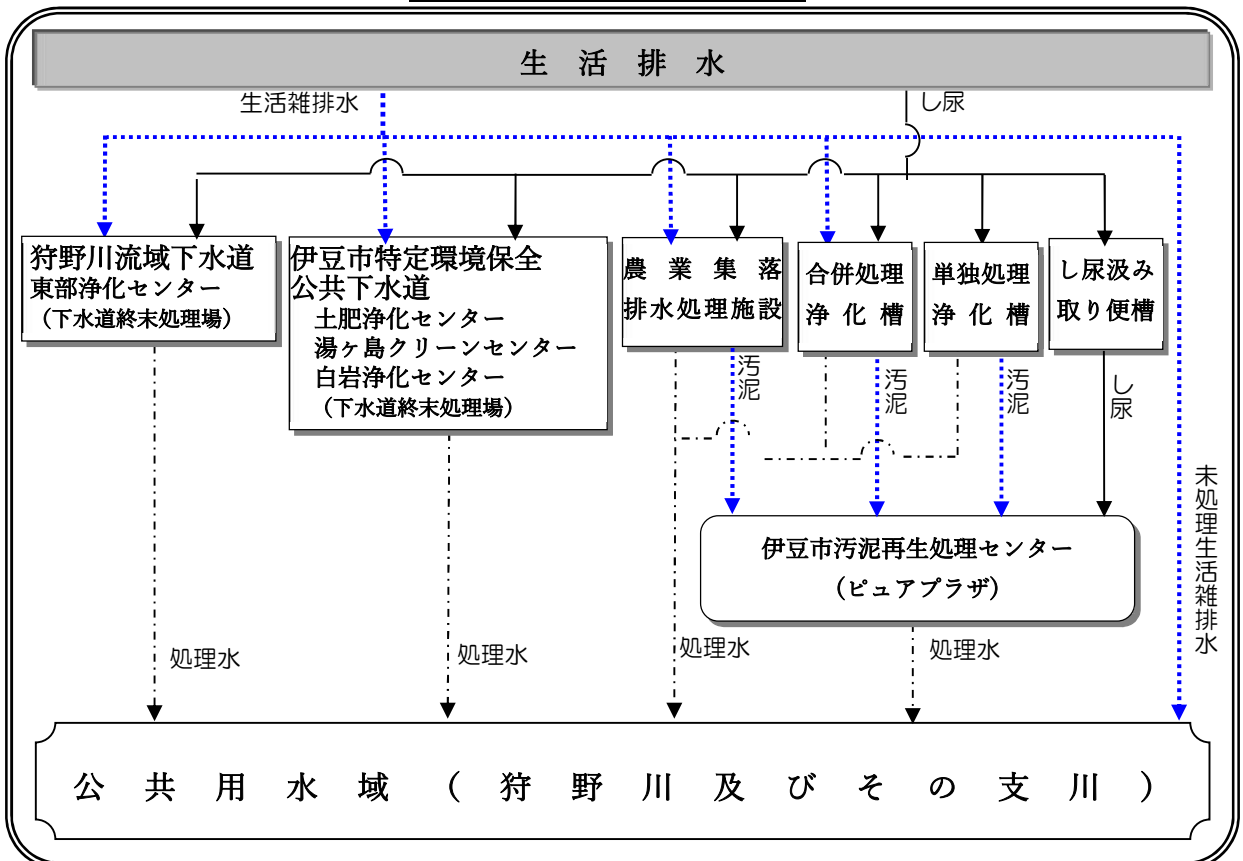
本市の生活排水の処理体系を図4-2-1に示します。

集合処理としては、公共下水道、特定環境保全公共下水道、狩野川流域関連公共下水道があります。また、本市では農業集落排水処理施設も整備しています。

その他に個別処理としては、合併処理浄化槽や単独処理浄化槽が設置されています。

本市のし尿や浄化槽汚泥の処理は、伊豆市汚泥再生処理センター(ピュアプラザ)で適正に処理しています。

図4-2-1 生活排水の処理体系



注)「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域をいいます。

※ 本計画でいう合併処理浄化槽とは、浄化槽法における浄化槽を示し、単独処理浄化槽とは、みなし浄化槽を示します。

図4-2-1 生活排水の処理体系

4-2-2 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体を表 4-2-1 に示します。

表 4-2-1 生活排水の処理主体

項 目		区 分	
		生活雑排水	し 尿
収 集 ・ 運 搬		—	許可業者
処 理	流 域 下 水 道	狩野川流域関連公共下水道 ・ 東部浄化センター	
	公 共 下 水 道	伊豆市特定環境保全公共下水道 ・ 土肥浄化センター ・ 湯ヶ島クリーンセンター ・ 白岩浄化センター	
	農 業 集 落 排 水 処 理 施 設	[市単独] ・ 伊豆市農業集落排水処理施設・佐野雲金処理区 ・ 伊豆市農業集落排水処理施設・門野原処理区 ・ 伊豆市農業集落排水処理施設・加殿処理区 ・ 伊豆市農業集落排水処理施設・吉奈処理区 ・ 伊豆市農業集落排水処理施設・冷川処理区	
	合 併 処 理 浄 化 槽	個人・事業者・市	
	単 独 処 理 浄 化 槽	—	個人・事業者
	し 尿 処 理 施 設	—	伊豆市汚泥再生処理センター

し尿汲み取り世帯や単独浄化槽世帯では、生活雑排水（台所、選択、風呂などから排出される污水）が未処理のまま公共用水域に排出されるため、水質汚濁の主な要因となっているといえます。

これらの改善のため、個人及び事業者の協力のもと、下水道や農業集落排水処理施設を整備普及させ、合併浄化槽の普及促進により、し尿汲み取りや単独浄化槽の世帯を減少させる発生源の対策の継続が求められています。

4-2-3 処理形態別人口の推移

本市の処理形態別人口の推移を図 4-2-2 に示します。

下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽人口は生活雑排水処理人口を示しています。また、単独処理浄化槽、し尿汲み取り人口は、生活雑排水未処理人口を示しています。



(資料：伊豆市統計、上下水道課)

図 4-2-2 処理形態別人口の推移

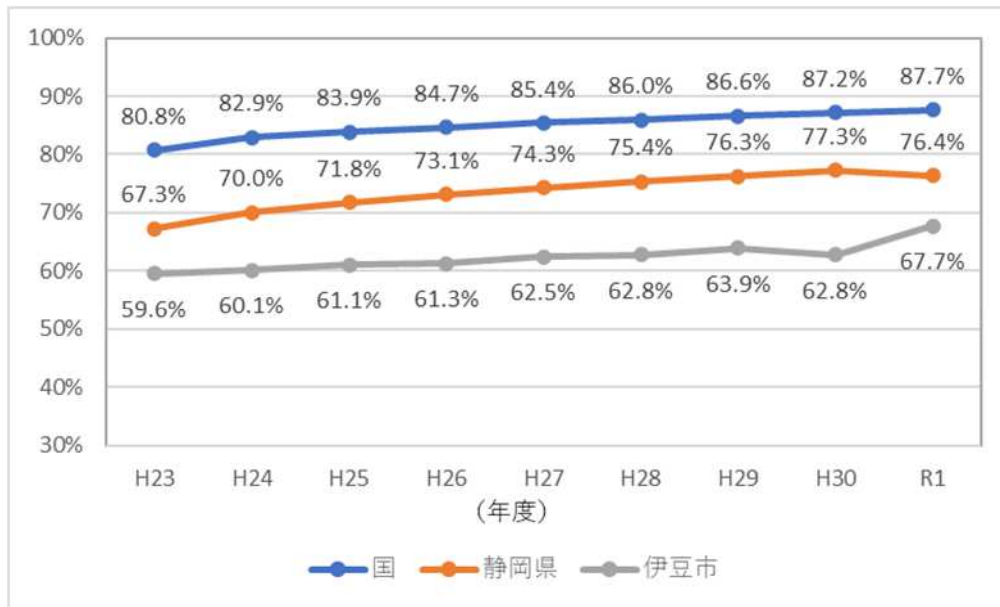
4-2-4 生活排水処理率の推移

生活排水処理率は次式により求めます。

$$\text{生活排水処理率}(\%) = (\text{下水道人口} + \text{農業集落排水処理施設人口} + \text{合併処理浄化槽人口}) \div (\text{住民基本台帳人口} + \text{外国人登録人口}) \times 100$$

本市の総人口に占める下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等によって生活雑排水及びし尿を処理している人口の割合（生活排水処理率）は、令和元年度は 67.7 %となっています。

環境省一般廃棄物処理実態調査における全国の生活排水処理に係わる実績データに基づき計算した生活排水処理率の推移（平成 23 年度から令和元年度まで）を図 4-2-3 に示します。本市の令和元年度の生活排水処理率は、67.7 %であり、国平均よりも 20.0 ポイント、県平均よりも 8.7 ポイント下回った値となっています。図 4-2-3 に示します。



(資料： 国・県数値：環境省一般廃棄物処理実態調査
伊豆市数値：伊豆市統計、伊豆市上下水道課)

図 4-2-3 生活排水処理率の推移

4-2-5 周辺自治体の生活排水処理状況

本市の令和元年度の生活排水処理率は 67.7 %となっています。周辺市町の生活排水処理率と比較すると最高値が三島市の 87.8 %、最低値が伊東市の 56.2 %となっています。

静岡県は生活排水処理率の目標値(令和 12 年度)は、87.7%としていますので、生活排水対策の更なる推進が求められます。表 4-2-2 に周辺自治体の生活排水処理状況を示します。

表 4-2-2 周辺自治体の生活排水処理状況（令和元年度）

項目 \ 周辺市町	伊豆市	沼津市	伊東市	伊豆の国市	三島市	函南町
人口(人)	28,785	194,908	68,699	48,575	109,698	37,761
生活排水処理人口(人)	19,499	154,949	38,576	38,232	96,304	27,511
生活排水処理率(%) (下水人口+コミュニティプラント +合併浄化槽人口)	67.7 %	79.5 %	56.2 %	78.7 %	87.8 %	72.9 %

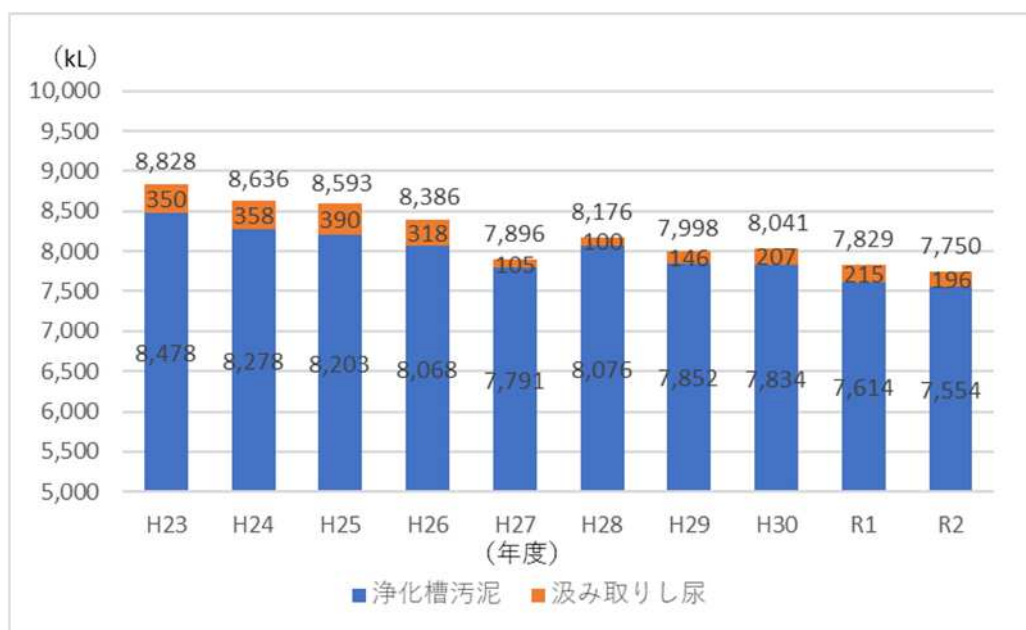
(資料： 周辺自治体：環境省一般廃棄物処理実態調査
伊豆市数値：伊豆市統計、伊豆市上下水道課)

4-2-6 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移を図 4-2-4 に示します。

し尿処理量は、平成 23 年度から令和 2 年度にかけて 154kL 減少し、浄化槽汚泥量(農業集落排水処理施設汚泥を含む)も、924kL 減少しています。処理量全体は、減少傾向にあります。

伊豆市清掃センターにあったし尿処理施設と土肥地区にあった土肥衛生プラントを統合し、平成 27 年度から伊豆市汚泥再生処理センター(伊豆市田代区)が稼働しています。



(資料：伊豆市上下水道課)

図 4-2-4 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

4-2-7 下水道

本市の下水道計画の概要を表 4-2-3 に示します。

また、表 4-2-4 に下水道終末処理場の概要を示します。

表 4-2-3 下水道計画の概要

項目	地域	伊豆市特定環境保全公共下水道			全体	
	狩野川流域下水道 東部浄化センター	湯ヶ島地区	中伊豆地区	土肥地区		
目標年次	令和 12 年	令和 12 年	令和 12 年	令和 12 年	令和 12 年	
下水排除方式	分流式	分流式	分流式	分流式	分流式	
計画区域面積	449.5ha	81.0ha	228.0ha	137.0ha	895.5ha	
計画人口	10,400 人	1,500 人	4,900 人	2,600 人	19,400 人	
計画 汚水量	日平均	11,535 m ³	887 m ³	2,546 m ³	2,210 m ³	17,178 m ³
	日最大	13,511 m ³	1,202 m ³	3,134 m ³	2,990 m ³	20,837 m ³
	時間最大	17,604 m ³	1,728 m ³	4,724 m ³	4,290 m ³	28,346 m ³

表 4-2-4 下水道終末処理場の概要

項目	内 容			
施設名称	狩野川流域下水道 東部浄化センター	伊豆市特定環境保全公共下水道		
		湯ヶ島クリーンセンター	白岩浄化センター	土肥浄化センター
所在地	静岡県田方郡函南町間宮420番地の1	伊豆市湯ヶ島1830-1	伊豆市上白岩840	伊豆市土肥2920-23
事業主体	静岡県	伊豆市	伊豆市	伊豆市
日最大処理能力	60,944 m ³ /日	1,202 m ³ /日	3,134 m ³ /日	2,990 m ³ /日
処理方式	標準活性汚泥法	回分式活性汚泥法	オキシデーションデイツチ法	標準活性汚泥法
供用開始	昭和60年度	平成8年度	平成11年度	昭和61年度
放流先	狩野川	長野川	大見川	駿河湾

4-2-8 農業集落排水処理施設

本市の農業集落排水処理施設の概要を表 4-2-5 に示します。

表 4-2-5 農業集落排水処理施設の概要

農業集落排水処理施設 (伊豆市汚泥再生処理センターへ搬入していない施設)		
整備地区	佐野雲金処理区	門野原処理区
処理対象排水	家庭雑排水及びし尿	家庭雑排水及びし尿
排除方式	分流式	分流式
処理計画人口	1,430 人	660 人
計画汚水量	386m ³ /日(日平均)	179m ³ /日(日平均)
処理方式	回分式活性汚泥方式 (JARUS-X I 型)	回分式活性汚泥方式 (JARUS-X I 型)
着工年度	昭和 63 年度	平成 3 年度
完了年度	平成 17 年度	平成 6 年度

農業集落排水処理施設 (伊豆市汚泥再生処理センターへ搬入している施設)			
整備地区	加殿処理区	吉奈処理区	冷川処理区
処理対象排水	家庭雑排水及びし尿	家庭雑排水及びし尿	家庭雑排水及びし尿
排除方式	分流式	分流式	分流式
処理計画人口	1,500 人	410 人	1,020 人
計画汚水量	405m ³ /日	111m ³ /日	276m ³ /日
処理方式	嫌気濾床(併用)接触 曝気方式 (JARUS-III型)	嫌気性濾床及び接触 曝気方式 (JARUS-V型)	オキシデーション・イッチ方式
着工年度	昭和 60 年度	昭和 61 年度	平成 5 年度
完了年度	平成 5 年度	平成元年度	平成 9 年度

4-2-9 合併処理浄化槽の設置補助実施状況

本市の合併処理浄化槽の補助金交付件数を表 4-2-6 に示します。

浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽（みなし浄化槽）と、生し尿及び生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽があります。

本市では、下水道等の整備区域を除く区域を対象とした合併処理浄化槽設置整備補助制度を設けて、生活排水処理対策等を推進しています。

表 4-2-6 合併処理浄化槽の補助実施状況

年度 人槽区分	H23	H24	H25	H26	H27
5人槽	12基	5基	7基	10基	4基
6～7人槽	24基	27基	15基	14基	11基
8～10人槽	2基	3基	8基	10基	1基
12人槽	0基	基	基	基	基
14人槽	0基	基	基	基	1基
合計	38基	35基	35基	34基	17基
年度 人槽区分	H28	H29	H30	R元	R2
5人槽	5基	9基	7基	10基	7基
6～7人槽	6基	12基	10基	9基	7基
8～10人槽	4基	2基	3基	1基	0基
12人槽	0基	0基	0基	0基	0基
14人槽	0基	0基	0基	0基	0基
合計	15基	23基	20基	20基	14基

4-2-10 生活排水処理計画図

図 4-2-5 に生活排水処理計画図を示します。

全体計画図

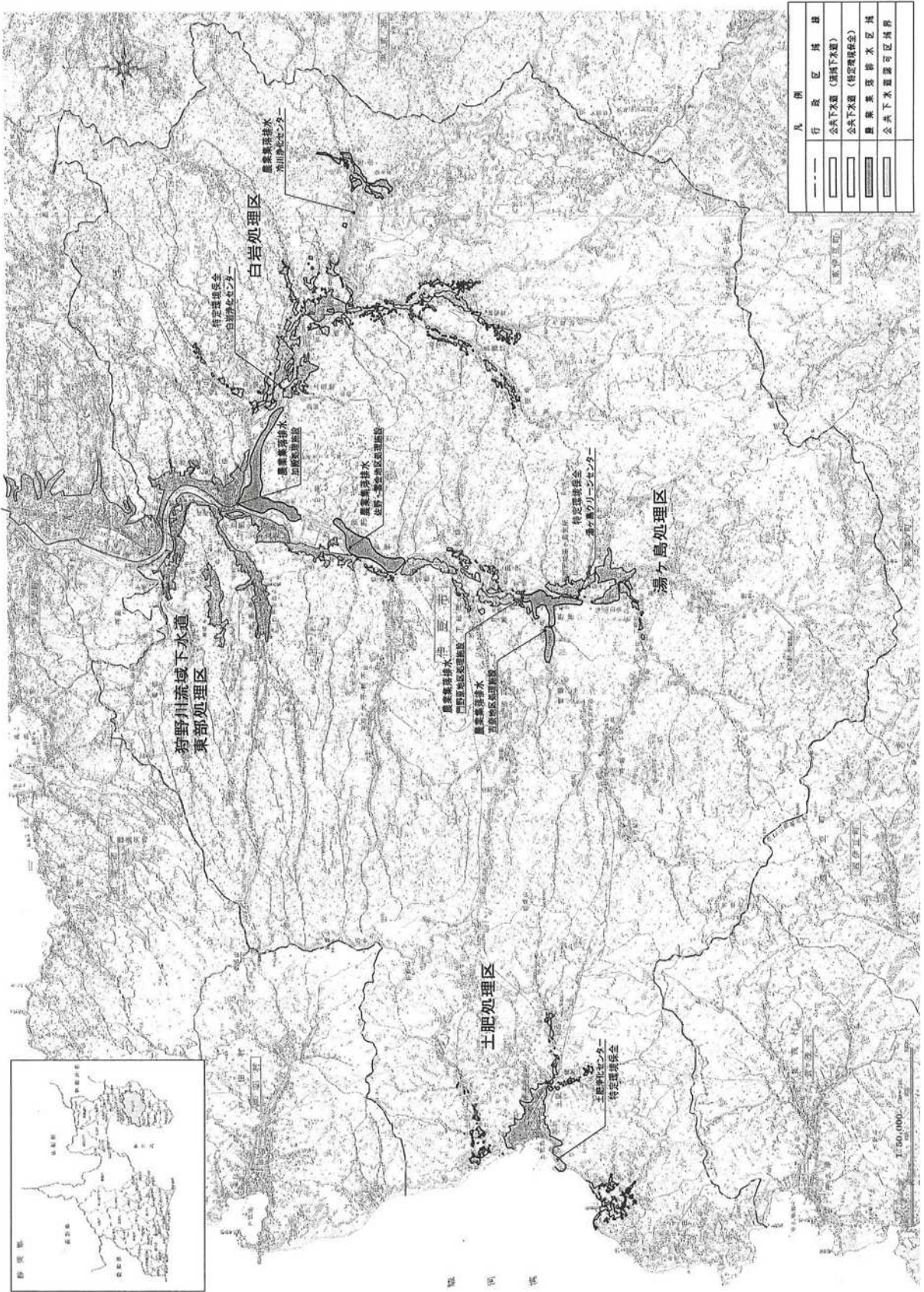


図 4-2-5 生活排水処理計画図

4-2-11 収集・運搬

1) 収集・運搬の方法

し尿及び浄化槽汚泥は、市が許可した収集業者により、収集・運搬を行っています。

収集エリアは、3地区（修善寺地区、天城湯ヶ島地区、中伊豆地区）を担当する許可業者と、土肥地区を担当する許可業者に分かれて収集をしています。平成27年度から市内2箇所にあったし尿処理施設を統合し、伊豆市汚泥再生処理センターで浄化槽汚泥の処理を行っています。表4-2-7に本市の収集方法を示します。

表 4-2-7 本市の収集方法

地区	収集区域 又は排出者	収集 回数	収集方法	収集運搬 の主体	搬入先名 施設名称	受入能力
修善寺地区 天城湯ヶ島地区 中伊豆地区	3地区全域 (6台)	随時	バキューム車	許可業者 (2社)	伊豆市汚泥再生 処理センター (ピュアプラザ)	28kL/日
土肥地区	地区全域 (3台)	随時	バキューム車	許可業者 (1社)		

2) 収集・運搬車両

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬車両はバキューム車でを行っています。

3) 収集・運搬区域

本市全域が収集・運搬区域となっています。

4-2-12 中間処理

1) 中間処理の概要

本市では、修善寺地区、天城湯ヶ島地区、中伊豆地区、土肥地区から発生するし尿及び浄化槽汚泥を伊豆市汚泥再生処理センターにて適正処理しています。

2) し尿処理施設の概要

伊豆市汚泥再生処理センターの位置図を図4-2-6に示します。施設概要を表4-2-8に示します。



図 4-2-6 施設の位置図

表 4-2-8 伊豆市汚泥再生処理センター概要

項目	施設名称
	伊豆市汚泥再生処理センター（ピュアプラザ） 修善寺地区、天城湯ヶ島地区、中伊豆地区、土肥地区
所在地	伊豆市田代234
事業主体	伊豆市
処理能力	28kL/日（し尿0.5KL/日、浄化槽汚泥27.5KL/日）
処理方式	浄化槽汚泥対応型 膜分離高負荷生物脱窒素処理方式
竣工年度	平成27年3月13日
希釈水の種類	河川水
放流先	大見川
敷地面積	4,249.72㎡

3) 放流水の水質

伊豆污泥再生処理センターでは、法規制値よりもさらに厳しい数値を設定し、よりきれいな水を放流します。表 4-2-9 に示します。

表 4-2-9 放流水の水質

項目	法規制値	伊豆市污泥再生処理センター (性能保証値)
pH	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD	40mg/l 以下	10 mg/l 以下
COD	-	20 mg/l 以下
SS	90mg/l 以下	10mg/l 以下
浮遊物質	90mg/l 以下	10 mg/l 以下
T-N	120mg/l 以下	10mg/l 以下
T-P	16mg/l 以下	1mg/l 以下
大腸菌郡数	(3,000)個/cm ³	1,000 個/cm 以下

4-2-13 最終処分、資源化

伊豆市污泥再生処理センターで中間処理された処理水は、大見川に放流しています。

施設から発生するし渣はごみ焼却施設で焼却処理しています。脱水污泥については、助燃剤として場外で有効利用されます。

表 4-2-10 污泥量の推移

項目		年度	H23	H24	H25	H26	H27
排出量	排出量(kL/年)		8,828	8,636	8,593	8,386	7,896
污泥発生量	処理に伴う発生污泥量(トン)		81	71	61	49	325
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)		8,747	8,565	8,532	8,337	7,571
項目		年度	H28	H29	H30	R元	R2
排出量	排出量(kL/年)		8,176	7,998	8,041	7,829	7,750
污泥発生量	処理に伴う発生污泥量(トン)		10	10	11	11	10
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)		8,166	7,988	8,030	7,818	7,740

(資料：排出量は環境省一般廃棄物処理実態調査、污泥発生量は伊豆市決算資料)

4-2-14 し尿処理の実績

し尿処理経費の実績を表 4-2-11、図 4-2-7 に示します。

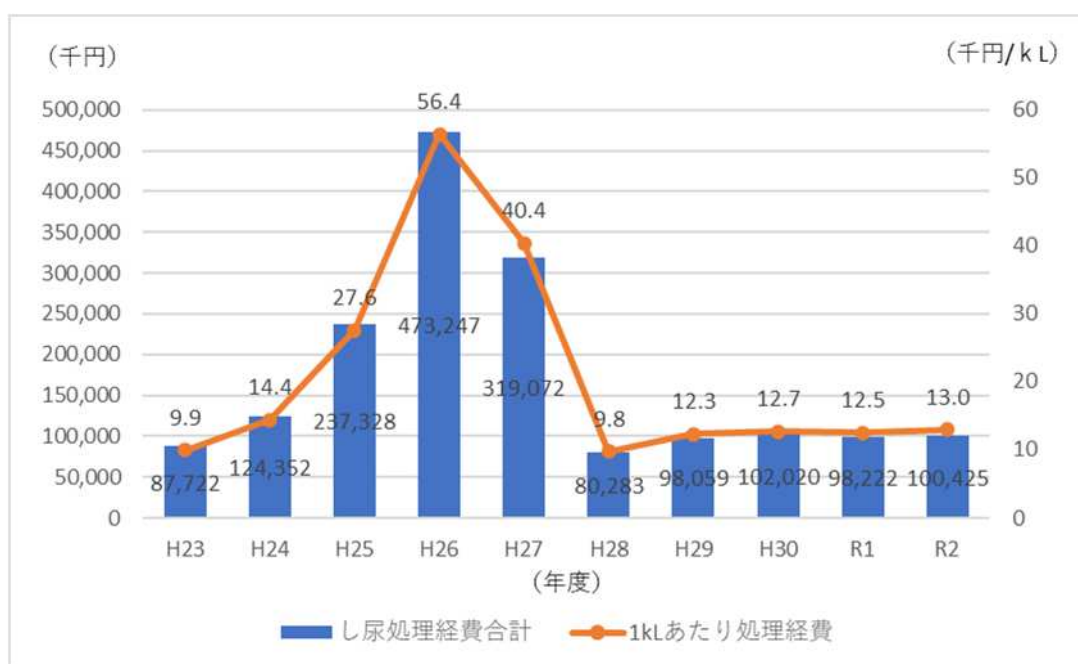
1kL 当りのし尿処理経費は、伊豆市汚泥再生処理センター整備に伴い増加しています。

表 4-2-11 し尿処理経費の実績

項目	年度				
	H23	H24	H25	H26	H27
し尿処理経費合計（千円）	87,722	124,352	237,328	473,247	319,072
1kL 当り処理経費（千円）	9.9	14.4	27.6	56.4	40.4

項目	年度				
	H28	H29	H30	R 元	R2
し尿処理経費合計（千円）	80,283	98,059	102,020	98,222	100,452
1kL 当り処理経費（千円）	9.8	12.3	12.7	12.5	13.0

（資料：伊豆市上下水道課）



（資料：伊豆市上下水道課）

図 4-2-7 資料処理経費の推移

4-2-15 課題の整理

課題1 生活排水の処理率の向上

本市の生活排水処理率はおよそ 68%であり、依然として生活排水未処理人口及び非水洗化人口が多く残っています。これら、生活排水が未処理となっている世帯に対し、下水道等への接続を誘導するとともに、それぞれの処理区域外では、合併処理浄化槽の設置を働きかけていく必要があります。

また、既存の施設や計画に対し、生活排水処理技術の進歩、社会情勢の変化、その地域における人口動態や処理施設の拡張等の必要性など将来を見通し、地域における排水処理対策の重要性、地域住民の要望等をもとに、処理に必要な経費とその負担のあり方、整備の開始から効果が現れるまでの期間等を考慮し、必要に応じて既存計画の見直しを含めた検討が求められています。

課題2 生活排水処理の重要性を啓発するための広報・啓発活動

市民に対し生活排水処理の重要性を啓発するために、広報、パンフレットなどによりPRするとともに、合併処理浄化槽転換時の助成の周知や、誘導策の他、市民による生活排水処理対策活動への参加推進の方策を講じる必要があります。

また、適切な浄化槽維持管理の必要性から、浄化槽の保守・点検、清掃及び検査の徹底を図るよう指導していく必要があります。

4-3 生活排水処理の基本方針

4-3-1 基本理念

本市の良好な生活環境、特に水環境を守るためには、狩野川流域や、駿河湾の環境保全が欠かせません。生活排水の現況を振り返ると、未処理の排水が公共用水域に流れ、汚濁負荷を大きくしていることが懸念されます。これらを低減することで、健全な水環境を維持することは、本市および市民にとっても大切なことです。

〈〈基本理念〉〉

公共用水域の汚濁負荷を軽減し、安全で清潔な水環境を保全する



4-3-2 基本方針

本市での生活排水処理について、地区ごとに異なった現状を踏まえ、次のとおり基本的な方針を定めます。

基本方針

1. 生活排水の負荷の低減

対応する課題：課題 1

河川が持つ浄化能力には限界があるため、一定量を超えて生活排水を処理せずに河川などへ放流すると、河川の汚濁が進むこととなります。狩野川の上流地域の水質基準が AA 類型でありながら、下流域では A 類型なのは汚濁分が過負荷であることを示しています。生活排水が発生することは市民生活を行う上で避けられませんが、排水中の汚濁負荷を減らすため、洗剤を過剰に使わないことや、廃食用油の適正な廃棄などについて市民に啓発するとともに、水質浄化についての正しい理解を広報することが必要です。

2. 生活排水処理の推進

対応する課題：課題 2

下水道整備区域及び農業集落排水処理区域における生活排水処理については、従来どおり下水道や農業集落排水処理施設加入者の増加を誘導します。それ以外の区域においては、合併処理浄化槽への転換を誘導することとします。特に、合併処理浄化槽の設置については、継続的に補助を行い、未処理地域の解消を積極的に誘導していくこととします。

なお、農業集落排水については、計画的に下水道に接続する予定です。

また、地域の実情に応じた効率的な施設整備を計画し、多様な観点から、経済的かつ適正な施設の整備を進めていきます。

4-3-3 取組の体系

取組の体系を図 4-3-1 に示します。

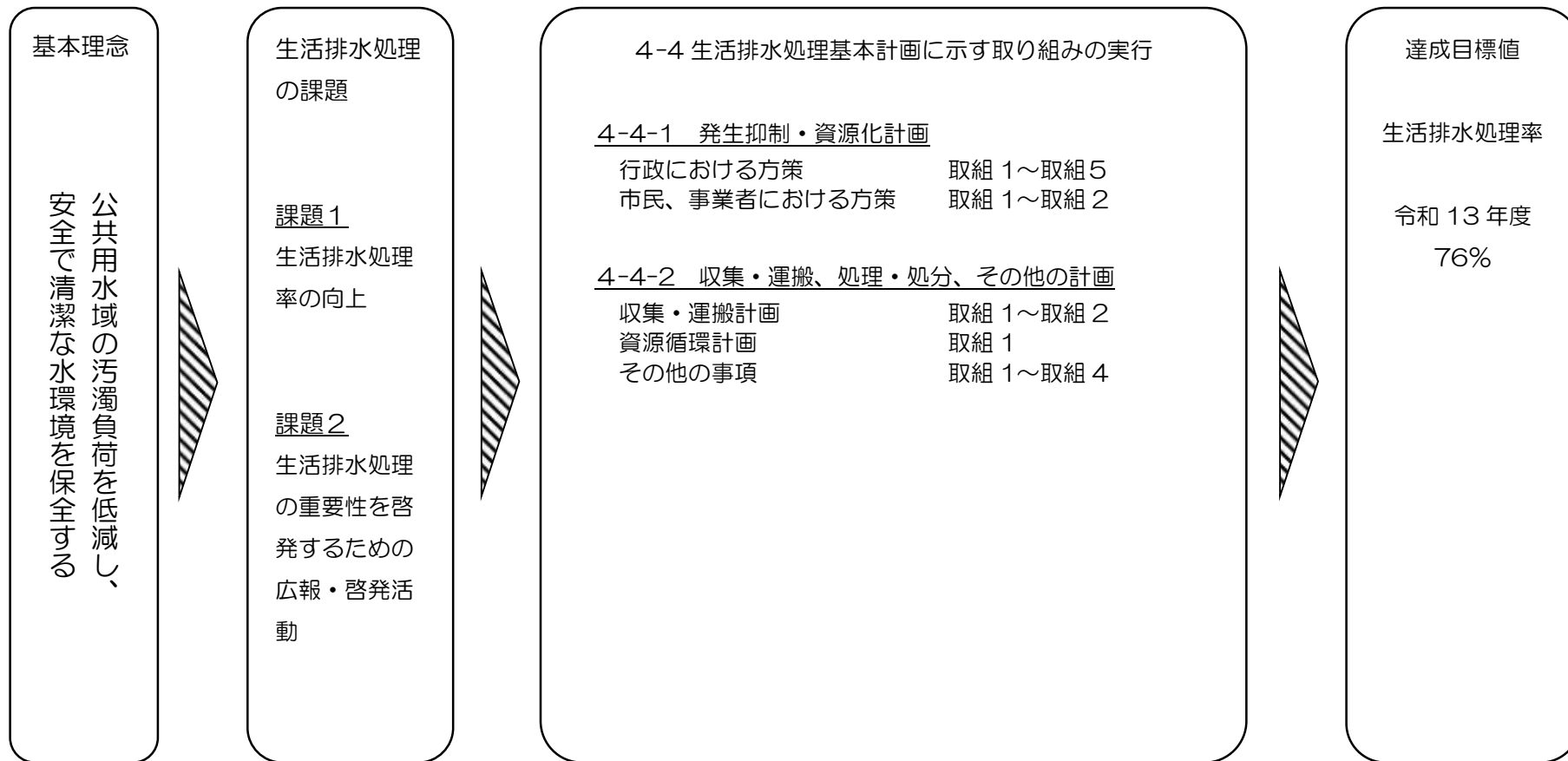


図 4-3-1 取組の体系

4-3-4 基本方針達成のための役割

公共用水域の水質保全を推進する上で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識して生活排水対策に取り組み、協働・連携して行動するとともに、PDCA^{※1}を徹底していくことが重要です。

※1 PDCA：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4つのステップを繰り返すことによって、事業を継続的に改善する手法。

市民・事業者・行政の役割

市民の役割

- 市民は、生活雑排水の発生源が台所・風呂・洗濯場等であり、自らが排出者であることを認識し、水質保全の中心的役割として生活雑排水の削減に取り組みます。
- し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽を使用している家庭は、生活雑排水が処理できるよう下水道、農業集落排水施設あるいは合併処理浄化槽を活用します。

事業者の役割

- 事業活動に伴って発生する油類、薬剤、その他の汚染物質については、適切な処理が行えるよう処理設備を整備し、処理します。
- また、生活排水については下水道、農業集落排水施設への接続または合併処理浄化槽の設置により処理します。

行政の役割

- 下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽設置等の整備を普及・促進します。
- 収集・運搬されたし尿、浄化槽汚泥は、伊豆市汚泥再生処理センターで適正な処理を行い、周辺環境に配慮した施設管理を行います。
- 市民・事業者に向けて、水環境や生活排水処理の重要性についての情報提供や学習の機会を設け、自発的な活動を促すとともに、補助制度等の周知を図ります。

4-3-5 達成目標の設定

本市における生活排水対策の現状を考慮しつつ、国、県の達成目標を踏まえ、生活排水対策における取り組みを強化し水質浄化に寄与することが重要です。

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。また、将来目標を次のとおりとします。

生活排水処理の目標値

＜＜生活排水処理の目標＞＞

生活排水処理率令和元年度実績：67.7%

令和13年度までに76%以上とすることを目指します。

将来目標

1. 発生抑制に関する目標

下水道等の整備を行い、水洗化率の向上に努めるとともに、生活雑排水による河川の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促していくことを目標とします。

2. 収集運搬に関する目標

計画収集区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集することはもちろん、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、施設への搬入量の変動を抑えるために計画的な収集を行うことを目標とします。

3. 中間処理に関する目標

中間処理量は、原則として計画収集区域から発生する汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の全量とします。また、集落排水処理施設3地区の汚泥も併せて受け入れ処理します。なお、将来、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の収集比率が変化した場合にも、質的量的変化に対応できる運転条件を検討していくこととします。

4. 資源化に関する目標

資源化については、水処理後に発生する汚泥を資源化し有効利用することを目標とします。

4-3-6 処理形態別人口、し尿等処理量の見込み

処理形態別人口、し尿処理量の見込みを表 4-3-1 に示します。

1) 処理形態別人口の見込み

下水道人口は、令和 2 年度の実績値 13,628 人に対し、令和 13 年度には 14,862 人となる見込みです。

農業集落排水処理施設人口は、令和 2 年度の実績値が 2,283 人ですが、下水道処理への転換が行われる見込みです。

合併処理浄化槽人口は、令和 2 年度の実績 3,465 人に対し、令和 13 年度には 4,657 人となる見込みです。

生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口+し尿汲み取り人口）は、令和 2 年度の実績値 10,478 人に対し、令和 13 年度には 6,141 人となる見込みです。

2) 処理量の見込み

処理量（し尿量+浄化槽汚泥量）は、令和 2 年度実績が 7,750 kL でしたが、令和 13 年度には 7,165 kL となる見込みです。

3) 生活排水処理率の見込み

生活排水処理率は、令和元年度実績で 67.7%でしたが、令和 13 年度には 76.1%となる見込みです。

表 4-3-1 処理形態別人口、し尿処理量の見込み

区分	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	単位											
総人口	人	29,443	29,032	28,621	28,210	27,800	27,440	27,080	26,720	26,360	26,000	25,660
水洗化・生活雑排水処理人口等	人	19,522	19,693	19,857	20,014	20,088	20,247	20,135	20,018	19,750	19,630	19,519
下水道	人	13,678	13,750	13,816	13,874	14,755	14,809	14,634	14,457	15,244	15,049	14,862
農業集落排水（全処理区）	人	2,243	2,207	2,171	2,136	1,196	1,175	1,154	1,133	-	-	-
合併処理浄化槽	人	3,601	3,736	3,870	4,004	4,137	4,263	4,347	4,428	4,506	4,581	4,657
生活排水処理率	%	66.3%	67.8%	69.4%	70.9%	72.3%	73.8%	74.4%	74.9%	74.9%	75.5%	76.1%
生活雑排水非処理人口等	人	9,921	9,339	8,764	8,196	7,712	7,193	6,945	6,702	6,610	6,370	6,141
単独処理浄化槽	人	9,854	9,280	8,712	8,151	7,672	7,158	6,914	6,675	6,586	6,349	6,123
し尿計画収集人口	人	67	59	52	45	40	35	31	27	24	21	18
生活排水非処理率	%	33.7%	32.2%	30.6%	29.1%	27.7%	26.2%	25.6%	25.1%	25.1%	24.5%	23.9%
年間処理量合計	kL/年	7,697	7,643	7,590	7,537	7,484	7,431	7,378	7,325	7,272	7,218	7,165
し尿量	kL/年	193	189	186	183	180	177	174	171	168	164	161
浄化槽合計	kL/年	7,504	7,454	7,404	7,354	7,304	7,254	7,204	7,154	7,104	7,054	7,004
合併処理浄化槽汚泥量	kL/年	7,504	7,454	7,404	7,354	7,304	7,254	7,204	7,154	7,104	7,054	7,004
単独処理浄化槽汚泥量	kL/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均処理量合計	kL/日	21.1	20.9	20.7	20.6	20.5	20.4	20.2	20.1	19.9	19.8	19.6
し尿量	kL/日	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
浄化槽合計	kL/日	20.6	20.4	20.2	20.1	20.0	19.9	19.7	19.6	19.5	19.3	19.1
合併処理浄化槽汚泥量	kL/日	20.6	20.4	20.2	20.1	20.0	19.9	19.7	19.6	19.5	19.3	19.1
単独処理浄化槽汚泥量	kL/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

4-4 生活排水処理基本計画

4-4-1 発生抑制・資源化計画

生活排水の発生抑制・資源化の取組の体系を表 4-4-1 に示します。

表 4-4-1 発生抑制・資源化における取組の体系

取組項目		番号	取組の内容
発生抑制・資源化計画	行政における方策	取組 1	下水道への接続の推進
		取組 2	農業集落排水処理施設への接続の推進
		取組 3	合併処理浄化槽の整備促進
		取組 4	汚濁負荷の低減
		取組 5	資源化の推進
	市民、事業者における方策	取組 1	生活排水処理施設の利用促進
		取組 2	事業所における方策

1) 行政における方策



取組 1 下水道への接続の推進

下水道供用区域内的の住宅については、接続のための促進策などの必要な措置を行います。また、下水道への接続を拡大し、水洗化率の向上を図ります。

- 供用開始時に接続のお願い案内を送付
- 本管工事前に説明会、戸別訪問を実施
- 市広報誌に特集記事を掲載
- 市 HP に案内ページを掲載
- 小・中学校での環境学習推進（小学生に PR パンフレット配布）

取組 2 農業集落排水処理施設への接続の推進

農業集落排水処理施設整備区域内では、接続の促進を図ります。

- 市広報誌に特集記事を掲載
- 市 HP に案内ページを掲載 など

取組3 合併処理浄化槽の整備促進

既存の単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽から、合併処理浄化槽への転換を促進するため、合併処理浄化槽設置整備補助制度等の拡充を図っていきます。

また、合併処理浄化槽の適正な維持管理の徹底を図るため、浄化槽管理者に対し、法定検査の受検や保守点検の実施についての周知や指導を行います。

- 市 HP に案内ページを掲載
- 市広報誌に案内記事を掲載
- 静岡県とともに巡回指導を実施

取組4 汚濁負荷の低減

河川、海域などの公共用水域の汚濁の主因は、生活雑排水であるという意識の醸成と、水質浄化に対する啓発を図ります。

市民、事業者が取り組めることがらを周知し、徐々に汚濁負荷を削減していきます。

- 三角コーナー及びストレーナー^{※1}等の設置
- 廃食油の再利用、再生利用の推進
- 油や食べ残し等の排水口への廃棄の抑制
- 合成洗剤、シャンプー、リンス、歯磨き粉等は適量を使用
- アクリルたわしを用いるなどして、洗剤の使用量を削減
- 洗車時は排水量を少しでも減らすような工夫
- 米のとぎ汁の有効利用
- 節水の励行

※1 ストレーナー：排水口等に設ける固液を分離する器具

取組5 資源化の推進

資源循環型社会の構築を目指し、し尿及び浄化槽汚泥などの有機性廃棄物については、し尿処理施設で適正な処理を行い、処理汚泥などの有効利用が可能なものの資源化を図っていきます。

- 下水処理場において脱水ケーキ（汚泥）を肥料工場に搬出処理、肥料化し農地利用
- 脱水汚泥を焼却の助燃剤として利用

2) 市民、事業者における方策



取組1 生活排水処理施設の利用促進

流域下水道及び伊豆市特定環境保全公共下水道の整備済み区域では、下水道への接続及び利用を推進します。

農業集落排水処理施設の処理対象区域においては、農業集落排水処理施設への接続及び利用を推進します。

既にこれらの施設の供用が行われている地域の未接続事業者には、アンケート等によりその理由の把握に努めるとともに、速やかに下水道等に接続するよう促していきます。(接続コスト、高齢者世帯等への接続促進、その他の接続促進策を検討します)

下水道区域外及び農業集落排水処理施設区域外では合併処理浄化槽の設置及び利用を推進します。

取組2 事業所における方策

事務所等にあっては、家庭における対策と同様に生活排水処理施設による適正な処理を推進します。

工場等にあっては、関連法に基づく公共用水域の汚濁原因となる物質の適正処理を推進します。

○下水道特定施設の流入水質測定を実施

4-4-2 収集・運搬、処理・処分、その他の計画

収集・運搬、処理・処分、その他の事項における取組の体系を表 4-4-2 に示します。

表 4-4-2 収集・運搬等の取組の体系

取組項目		番号	取組の内容
収集・運搬・処理・処分・施設整備等	収集・運搬計画	取組 1	し尿等の収集・運搬の推進
		取組 2	許可業者への指導
	資源循環計画	取組 1	安全で安定した最終処分
	その他の事項	取組 1	浄化槽の適正な維持管理
		取組 2	災害発生時の処理・処分
		取組 3	市民・事業者に対する広報・啓発活動
		取組 4	諸計画との整合

1) 収集・運搬計画



取組 1 し尿等の収集・運搬の推進

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥については、迅速かつ衛生的に収集運搬を行うことを目指します。(社会状況の変化を踏まえ、現在、下水道計画の見直し作業中)

将来の収集運搬については、現行どおり進めていきますが、景観に配慮し、バキューム車のアルミ架装についても検討していきます。

取組 2 許可業者への指導

許可業者に対しては、生活環境に配慮し、収集業務を衛生的、効果的に行うよう指導を徹底します。

2) 資源循環計画



取組1 安全で安定した最終処分

伊豆市汚泥再生処理センターでは、施設から発生するし渣を伊豆市清掃センターで焼却処理し、脱水汚泥は助燃剤として有効利用しています。(仮)伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設の完成後は、新ごみ処理施設で焼却処理します。

3) その他の事項



取組1 浄化槽の適正な維持管理

法令で定められている浄化槽の定期的な保守・点検、清掃及び検査を徹底するために、浄化槽設置者に対して適切な維持管理などの相談、指導を継続して推進していきます。

取組2 災害発生時の処理・処分

し尿の処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、伊豆市災害廃棄物処理計画に沿って迅速・適正に処理します。

災害時に伊豆市が行う処理活動は次のとおりです。

- 下水道の復旧地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレを使用しないように協力を要請し、仮設トイレで処理するよう指導します。(上下水道課、危機管理課)
- 仮設トイレ等のし尿の収集、処理体制をすみやかに確立するとともに、必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請します。(危機管理課 環境衛生課)
- 下水道事業継続計画に基づき、速やかに下水道施設等の応急復旧に努めるものとします。(援助を受ける体制の整備について検討)

取組3 市民・事業者に対する広報・啓発活動

現在、広報などを用いて実施している、「廃食油などを排水口に廃棄しない」などの指導・啓発活動を継続します。今後、さらに生活排水処理の重要性について情報を発信するとともに、下水道への接続世帯の増加を誘導することや、合併処理浄化槽の設置を誘導する施策を進めていきます。

(1) パンフレットやポスターによる住民意識の高揚

排水による水質悪化の仕組みや、適正処理により得られる効果、公共用水域の水質汚濁の現状などを、広報、ホームページなどで住民に情報提供することにより、生活排水に係る意識を高めていくこととします。

また、水や川に対して親しみをもち、その重要性について関心を持ってもらい、水質浄化意識の高揚を促すために、小学生を対象とした水生生物の観察会を引き続き実施し、内容を強化していきます。

(2) 身近な汚染抑制の実施の周知

生活排水中の汚濁物質を削減する方法として、調理くずを回収する三角コーナー、廃食油をキッチンペーパーで拭き取るなどの有効な手段について、市民に広く知ってもらう機会を創出し、住民参加の生活排水処理対策を促進していきます。

(3) 住民組織の育成及びその活動支援

地域住民を主体とした生活排水対策推進のための組織育成や、それらの活動の支援方法について検討していくこととします。

取組4 諸計画との整合

生活排水処理に係わる事業には、流域下水道及び伊豆市特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽、し尿処理施設があります。これらは、事業実施主体が異なることから事業の整合性を図ることが必要です。計画処理区域における各事業の現況と今後の動向について関係機関との十分な調整を図り、施策を進めていきます。

社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて下水道計画の見直しを行います。

4-4-3 計画実施のスケジュール

中間目標年度の令和 8 年度までの 5 年間における主な施策のスケジュールは次のとおりです。

取組項目	番号	取組の内容	前期					後期	
			R4	R5	R6	R7	R8	R9 以降	
発生抑制・資源化計画	行政における方策	取組 1	下水道への接続の推進	→					→
		取組 2	農業集落排水処理施設への接続の推進	→					→
		取組 3	合併処理浄化槽の整備促進	→					→
		取組 4	汚濁負荷の低減	→					→
		取組 5	資源化の推進	→					→
	市民、事業者における方策	取組 1	生活排水処理施設の利用促進	→					→
取組 2		事業所における方策	→					→	
収集・運搬・施設整備等	適正処理の基準	取組 1	し尿等の収集・運搬の推進	→					→
		取組 2	許可業者への指導	→					→
	資源循環計画	取組 1	安全で安定した最終処分	→					→
	その他の事項	取組 1	浄化槽の適正な維持管理	→					→
		取組 2	災害発生時の処理・処分	→					→
		取組 3	市民・事業者に対する広報・啓発活動	→					→
		取組 4	諸計画との整合	→					→

第3次 伊豆市一般廃棄物処理基本計画
令和4年3月

編集・発行 伊豆市 市民部 環境衛生課

〒410-2413 静岡県伊豆市小立野 38-2

TEL : 0558-72-9857 FAX : 0558-72-9899

URL : <http://www.city.izu.shizuoka.jp/>